

官報号外

平成二十一年七月八日

○ 第百七十一回 参議院会議録第三十六号

平成二十一年七月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十六号

平成二十一年七月八日

午前十時開議

第一 投資の自由化、促進及び保護に関する日

本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十回

国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

第二 投資の促進、保護及び自由化に関する日

本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第四 社会保障に関する日本国とイタリア共和

国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆議院提出)

第七 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海上漂着物等の処理等の推進に関する法律案

(衆議院提出)

第八 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

●

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 投資の自由化、促進及び保護に関する

日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十回国会内閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

日程第二 投資の促進、保護及び自由化に関する

日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第三 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員

長棟葉賀津也君。

確認、イタリアとの社会保障協定に保険期間の通算制度を設けなかつた理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、四件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより四件を一括して採決いたします。

四件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票終了〕

よつて、四件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 商店街の活性化、協定締結によるウズベキスタンの投資環境の改善、中南米諸国との投資協定締結の促進、社会

保障協定締結に当たつての年金以外の制度の適用について承認を求めるの件

いたしました。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長 櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○櫻井充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

官報(号外)

本法律案は、商店街が、市場競争の激化や消費者ニーズの多様化が進む中で後継者不足などの構造的な課題を抱え、加えて、最近の景気後退に伴う消費の冷え込みにより非常に厳しい経営環境にあることを踏まえ、地域住民の交流を促すにぎわいの場でもある商店街の活性化を図るため、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者やサービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、これまで各種の商店街振興支援策が実施されてきたにもかかわらず、商店街の停滞、衰退が止まらない原因及び今後商店街が目指すべき方向、本法律案による支援対策及び支援措置の具体的な内容並びに実効性の確保に向けた取組、全国商店街支援センターの果たすべき役割及びその具体的な取組、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立った支援策の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(江田五月君) 日程第六 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案

日程第七 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四
賛成 一百二十四
反対 ○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。——これにて投票を終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔有村治子君登壇、拍手〕

○有村治子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案は、水俣病被害者を救済し、水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするものです。

委員会におきましては、提出者の水野賢一衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

べきものと決定いたしました。

次に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、総合的かつ効果的に海岸漂着物対策を推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めようとするものです。

委員会におきましては、提出者の水野賢一衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議

以上、御報告申し上げます。（拍手）

卷之三

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

「投票開始」

〔投票開始〕

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま

說文

贊成
投票總數
一百二十二

反对

よつて、本案は可決されました。（拍手）

— 1 —

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

(議長) 本日はここで散会いた。(正田五郎君)

説小治政三月刊

午前十時二十二分散会

A decorative vertical line with a small circular ornament featuring a stylized face or flower design near the top.

卷之三

出席者は左のとおり

副議長　山東昭子君　講長　濱田五月春

議員

山下 芳生君
風間 直樹君

卷之三

舟山	康江君	紙	智子君
大島九州男君	仁比 聰平君	藤本 祐司君	水戸 将史君
藤谷 健君	大門実紀史君	小池 晃君	松野 信夫君
井上 哲士君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	藤谷 光信君
足立 信也君	佐藤 公治君	市田 忠義君	津田弥太郎君
岩本 司君	内藤 正光君	藤田 幸久君	水戸 将史君
中村 哲治君	木俣 佳丈君	中村 哲治君	川崎 稔君
浅尾慶一郎君	増子 輝彦君	藤田 幸久君	植松恵美子君
一川 保夫君	高橋 千秋君	羽田雄一郎君	大島九州男君
前田 武志君	田名部匡省君	岡崎トミ子君	仁比 聰平君
谷 博之君	千葉 景子君	柳田 稔君	藤本 祐司君
谷 博之君	佐藤 泰介君	峰崎 直樹君	小池 晃君
前田 武志君	北澤 俊美君	松浦 大悟君	那谷屋正義君
岡崎トミ子君	佐藤 智司君	梅村 聰君	佐藤 公治君
柳田 稔君	平山 幸司君	久志君	内藤 正光君
峰崎 直樹君	中谷 智司君	米長 晴信君	木俣 佳丈君
松浦 大悟君	友近 聰朗君	金子 恵美君	増子 輝彦君
梅村 聰君	川合 孝典君	相原久美子君	高橋 千秋君
久志君	牧山ひろえ君	金子 恵美君	田名部匡省君
晴信君	行田 邦子君	相原久美子君	千葉 景子君
郁子君	藤原 良信君	惠美君	佐藤 泰介君
勉君	田中 康夫君	久志君	北澤 俊美君
則男君	源幸君	晴信君	佐藤 智司君
健三君	清成君	久志君	平山 幸司君
久志君	尾立	久志君	中谷 智司君
久志君	前川	久志君	友近 聰朗君
久志君	白	久志君	川合 孝典君
久志君	藤末	久志君	牧山ひろえ君
久志君	大久保	久志君	行田 邦子君
久志君	武内	久志君	藤原 良信君
久志君	島田智哉子君	久志君	田中 康夫君
久志君	島田智哉子君	久志君	源幸君

富岡由紀夫君	大石 尚子君
芝 博一君	今野 東君
柳澤 光美君	山根 隆治君
神本美恵子君	池口 修次君
円 より子君	平野 達男君
長浜 博行君	西岡 武夫君
西岡 武夫君	輿石 東君
廣中和歌子君	外山 斎君
広中和歌子君	松下 新平君
大久保潔重君	田中 直紀君
横峯 良郎君	渡辺 秀央君
丸山 和也君	姫井由美子君
島尻安伊子君	山田 俊男君
加藤 敏幸君	広田 一君
松岡 徹君	川上 義博君
中川 義雄君	中川 義雄君
加治屋義人君	大塚 耕平君

蓮下田敦子君
水岡俊一君
小林正夫君
喜納昌吉君
藤原正司君
小川勝也君
福山哲郎君
辻直嶋泰弘君
家西正行君
築瀬進君
平田健二君
吉川悟君
森田沙織君
川田龍平君
大江康弘君
森田高君
糸数慶子君
荒井廣幸君
轟木利治君
龜井亜紀子君
林久美子君
室井邦彦君
鈴木陽悦君
長谷川憲正君
長谷川大紋君
自見庄三郎君
岸宏一君
松井ゆうこ君
主濱了君
孝治君

西田	山内	浮島とも子君	徳信君	工藤堅太郎君	林	亀井
西田	山内	山内	山内	小川	敏夫君	芳正君
溝手	佐藤	佐藤	佐藤	未松	充君	郁夫君
実仁君	徳信君	徳信君	徳信君	義家	正俊君	
				丸川	岡田	
				磯崎	直樹君	
				石井	陽輔君	
				牧野たかお君	丸川	
				山本	珠代君	
				山本	磯崎	
				秋元	丸川	
				西島	岡田	
				小泉	直樹君	
				神取	陽輔君	
				昭男君	磯崎	
				英利君	丸川	
				司君	岡田	
				水落	直樹君	
				敏栄君	磯崎	
				光英君	丸川	
				弘成君	岡田	
				伊達忠一君	直樹君	
				幹雄君	磯崎	
				正昭君	丸川	
				秀久君	岡田	
				昭郎君	磯崎	
				顕正君	丸川	

木村	高嶋	郡司	山本	山村	良充君
森	まさえ	彰君	一太君	仁君	
山本	まさこ君				
谷合	正明君				
吉村剛太郎君	矢野哲朗君	佐藤信秋君	塚田一郎君	岸信夫君	野村哲郎君
南野知恵子君	森秀善君	石井みどり君	西田昌司君	中村博彦君	藤井孝男君
谷川	吉田博美君	山谷えり子君	関口昌一君	塚田一郎君	郡司彰君
谷川	吉田政二君	鈴木政二君	小池正勝君	佐藤信秋君	高嶋まさえ
谷川	吉田龍二君	松村政司君	鈴木政二君	塚田一郎君	木村仁君
谷合	秀善君	衛藤晟一君	吉田博美君	吉村剛太郎君	森まさこ君
谷合	信也君	椎名一保君	鈴木政二君	矢野哲朗君	山本博司君

官 報 (号 外)

		近藤 正道君		佐藤 正久君		外交防衛委員	
古川 俊治君		鰐淵 洋子君		辞任		辞任	
浜田 昌良君		又市 征治君		米長 晴信君		補欠	
川口 順子君		二之湯 智君		磯崎 陽輔君		谷岡 郁子君	
河合 常則君		山本 香苗君		長谷川大紋君		鴻池 祥肇君	
澤 雄二君		渕上 貞雄君		山田 俊男君		佐藤 一太君	
福島みづほ君		愛知 治郎君		財政金融委員		山岡 郁子君	
岡田 広君		田村耕太郎君		加藤 修一君		佐藤 正久君	
橋本 圭治君		魚住裕一郎君		厚生労働委員		石井みどり君	
市川 一朗君		渡辺 孝男君		辞任		森 まさこ君	
風間 昶君		岩永 浩美君		下田 敦子君		谷岡 郁子君	
山下 栄一君		浅野 勝人君		森 まさこ君		姫井由美子君	
中曾根弘文君		荒木 清寛君		下田 敦子君		森 まさこ君	
山内 俊夫君		加納 和夫君		農林水産委員		姫井由美子君	
白浜 一良君		木庭健太郎君		辞任		森 まさこ君	
山口那津男君		草川 昭三君		姫井由美子君		森 まさこ君	
総務大臣		佐藤 勉君		下田 敦子君		姫井由美子君	
法務大臣		森 英介君		補欠		森 まさこ君	
環境大臣		中曾根弘文君		辞任		下田 敦子君	
経済産業大臣		齊藤 鉄夫君		大島九州男君		姫井由美子君	
外務大臣		二階 俊博君		山本 一太君		森 まさこ君	
総務大臣		辞任		下田 敦子君		姫井由美子君	
行政監視委員		大島九州男君		補欠		森 まさこ君	
議院運営委員		丸川 珠代君		大島九州男君		姫井由美子君	
辞任		丸川 珠代君		辞任		大島九州男君	
補欠		丸川 珠代君		大島九州男君		大島九州男君	
議長の報告事項		去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨議院に通知した。		同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨議院に通知した。	
総務委員		大島九州男君		刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件		領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	
総務委員		舟山 康江君		国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件		水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(園田博之君外六名提出)	
辞任		佐藤 正久君		同日内閣から次の答弁書を受領した。		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
鴻池 祥肇君		磯崎 陽輔君		参議院議員長浜博行君提出一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問に対す		参議院議員長浜博行君提出一時凍結していた直	
補欠		丸川 珠代君		る答弁書(第二二七号)		参議院議員姫井由美子君提出介護老人保健施設	
議長の報告事項		にに関する質問に対する答弁書(第二二八号)		にに関する質問に対する答弁書(第二二八号)		にに関する質問に対する答弁書(第二二八号)	

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国
和香港特別行政区との間の協定の締結につい
て承認を求める件

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との
間の協定の締結について承認を求める件

国際通貨基金における投票権及び参加を強化す
るための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨
基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金
協定の改正の受諾について承認を求める件

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承
認を求める件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

沖縄科学技術大学院大学学園法

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置
に関する法律の一部を改正する法律

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に
関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

同日内閣から、テロ対策海上阻止活動に対する補
給支援活動の実施に関する特別措置法第七条の規
定に基づくテロ対策海上阻止活動に対する補給支
援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支
援活動に関する実施計画の変更の報告を受領し
た。

同日内閣から、イラクにおける人道復興支援活動
及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
第五条に基づくイラクにおける人道復興支援活動
及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法
に基づく対応措置の結果の報告を受領した。

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 辞任 山下八洲夫君 吉川 沙織君

補欠 大島九州男君 舟山 康江君

松田 岩夫君 丸川 珠代君

風間 視君

法務委員 辞任 松野 信夫君 佐藤 公治君

補欠 大門実紀史君 市田 忠義君

財政金融委員 辞任 大石 正光君 佐藤 公治君

補欠 小林 正夫君 市田 忠義君

文教科学委員 辞任 大石 尚子君 佐藤 公治君

厚生労働委員 辞任 大石 正光君 松田 岩夫君

補欠 田中 康夫君 川上 義博君

農林水産委員 辞任 家西 悟君 小林 弘介君

補欠 大石 尚子君 姫井由美子君

厚生労働委員 辞任 丸川 珠代君 田中 康夫君

補欠 川上 義博君 下田 敦子君 亀井亞紀子君

農林水産委員 辞任 丸川 珠代君 姫井由美子君

補欠 森田 高君 田中 康夫君

農林水産委員 辞任 亀井亞紀子君 姫井由美子君

補欠 下田 敦子君 亀井亞紀子君

農林水産委員 辞任 舟山 康江君 吉川 沙織君

補欠 風間 視君 松 あきら君

経済産業委員 辞任 松田 岩夫君 丸川 珠代君

補欠 風間 視君

環境委員 辞任 大石 正光君 松野 信夫君

補欠 家西 悟君 佐藤 公治君

国土交通委員 辞任 田中 康夫君 佐藤 公治君

補欠 家西 悟君 大島九州男君

環境委員 辞任 大石 正光君 佐藤 公治君

補欠 家西 悟君 大島九州男君

経済産業委員 辞任 松田 岩夫君 丸川 珠代君

補欠 風間 視君

同日議員から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

国民年金法の一部を改正する法律案(内山晃君
外三名提出)(衆第四七号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサ
ラーム国との間の協定の締結について承認を求
めるの件(閣第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサ
ラーム国との間の協定の締結について承認を求
めるの件(閣第六号)

外交防衛委員会に付託

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等
に関する法律案(閣法第五七号)

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給
等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法
第五八号)

同日議員から、イラクにおける人道復興支援活動
に関する法律案(閣法第五七号)

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給
等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法
第五八号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

裁判員制度下の性犯罪被害者の保護に関する質
問主意書(姫井由美子君提出)(第227号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

裁判員制度下の性犯罪被害者の保護に関する質
問主意書(姫井由美子君提出)(第227号)

同日議員から次の質問主意書を内閣に転送した。

特別職公務員の守秘義務に関する質問主意書
(藤末健三君提出)(第224号)

若年層の投票率向上のための施策に関する質問
主意書(藤末健三君提出)(第225号)

国民年金種別変更届出漏れのある被保険者の障
害基礎年金の受給申請に関する質問主意書(辻
泰弘君提出)(第226号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員辻泰弘君提出自治体病院の經營に關
する質問に対する答弁書(第二二九号)

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局
の庁の長官との併任の可否に関する質問に対す
る答弁書(第二二〇号)

参議院議員藤末健三君提出法科大学院の評価及
び見直しに関する質問に対する答弁書(第二二
一号)

参議院議員藤末健三君提出わが国におけるス
パーコンピュータ開発利用の総合的な施策の必
要性に関する質問に対する答弁書(第二二二号)

参議院議員藤末健三君提出厚生労働省でブル
金四百万円が見つかったとの報道に関する質問
に対する答弁書(第二二三号)

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

総務委員 辞任 舟山 康江君 吉川 沙織君

官報(号外)

法務委員 辞任 佐藤 公治君 舛添 要一君 大門 実紀史君 外交防衛委員 辞任 谷岡 郁子君 山本 一太君 財政金融委員 辞任 小林 正夫君 牧山 ひろえ君 市田 忠義君 文教科学委員 辞任 大石 正光君 西田 昌司君 厚生労働委員 辞任 足立 信也君 牧山 ひろえ君 谷岡 郁子君 小林 正夫君 家西 悟君 西田 昌司君 農林水産委員 辞任 森田 高君 吉川 沙織君 山田 俊男君 山本 一太君	補欠 松野 信夫君 塙田 一郎君 仁比 聰平君 塙田 一郎君 佐藤 信秋君 山田 高君 山田 俊男君 川上 義博君 足立 信也君 大門 実紀史君 同日議長において、次とおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 (閣法第六九号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案 (閣法第六九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十回国会閣條第一号)審査報告書 投资の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキستان共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十回国会閣條第一号)審査報告書 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案(衆第四六号)審査報告書 投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)審査報告書 社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書 社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(閣法第五一号)審査報告書 住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキستان共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十回国会内閣提出、本院繼續審査) 右は本院において承認することを議決した。 よつてこれを送付する。
衆議院議長 江田 洋平 参議院議長 江田 五月殿 参議院議長 江田 五月殿	平成二十一年六月十八日
参議院議長 江田 五月殿 外交防衛委員長 森葉賀津也	平成二十一年七月七日
要領書 一、委員会の決定の理由 この協定は、我が國とウズベキستان共和国との間で、投資の許可段階における内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与、並びに技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。	

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定

日本国及びウズベキスタン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための安定した、公平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要なことになっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与するものとなることを希望し、

この協定が両国間の新たな経済上の連携の起点となることを信じて、

次のことおり協定した。

第一条

(1) 「投資財産」とは、締約国投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (a) 企業及び企業の支店
- (b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
- (c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
- (d) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約であつて、投資に関連するものを含む。）に基づく権利
- (e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であつて、投資に関連するもの
- (f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、

植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、収入を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「収入」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

(3) 「締約国投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

- (a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人
- (b) 当該締約国の企業

(4) 「締約国企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。）をいう。

(5) (a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(6) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

(7) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第二条

官 (号) 外

- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - 2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。
 - 3 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において第二国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - 4 1の規定は、いづれか一方の締約国が、租税及び關稅に関する自国の法令に従つて与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。
 - 5 3の規定は、一方の締約国が、第三国との間での相互主義に基づき、又は第三国との間で効力を有する租税及び關稅に関する協定により、当該第三国との投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国に投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 第三条
- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に對し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
 - 2 いづれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資財産の運営、經營、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。
 - 3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に關して義務を負うこととなつた場合には、當該義務を遵守する。
- 第四条
- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に關し、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況にお

いて自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条

- 1 いづれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。
 - (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
 - (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 - (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に關連する外國為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。
- (g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。
- (h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいづれかの場合を除く。
 - (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合
 - (ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に關する協定（以下「貿易関連的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に關するものである場合
- (i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
- (k) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(1) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自國の区域のみから供給すること。

2 日本国は、ウズベキスタン共和国の投資家の自國の区域内における投資活動に關し、利益の付与のための条件として1(g)から1)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

3 ウズベキスタン共和国は、日本国の投資家の自國の区域内における投資活動に關し、利益の付与のための条件として1に規定する要求のいずれかに従うこととを、1の規定により妨げられるものではない。

1 第二条1及び3並びに前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附屬書Iの表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はウズベキスタン共和国の州

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措

置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条1及び

3並びに前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条1及び3並びに前条の規定は、附屬書Iの表に記載する分野、小分野又は活動に關して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いづれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附屬書IIの表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附屬書Iの表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附屬書IIの表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的

な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b) 他方の締約国が要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附屬書I及び附屬書IIの表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条1及び3並びに前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第二条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条1及び3並びに前条の規定は、締約国が政府調達に關して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第七条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定、国際協定及び各締約国の法令に基づき一般に適用される司法上の決定であつて、投資活動に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国が要請があつた場合には、1に規定する事項に關して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に關して締結する契約に關連する情報を含む。）を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に對し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第八条

各締約国政府は、緊急の場合又は純粹に輕微な場合を除くほか、自國の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廢止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機會を与えるよう努める。

第九条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1 いづれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第三条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2 収用は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいづれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の法令に定める手続に従つて、当該締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十六条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国との投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、支払の時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に關連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて、当該一方の締約国の法令に従つて結ばれたものに基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資財産に關連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
(b) 収入
(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に關連するもの
(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
(e) 一方の締約国のある投資財産に關連した活動に従事する他方の締約国のある従業員の得た収入その他の報酬

官報(号外)

- (f) 第十一条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十六条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1 及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げができる。
- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引
- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
- 第十五條
- 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。
- 2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、可能な限り、外交上の経路による交渉によって解決する。
- 3 2に規定する紛争が外交交渉によつても満足な調整に至らなかつた場合には、当該紛争は、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いづれの締約国の国民でもない者とする。
- 4 各締約国が任命した仲裁委員が3に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しない場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。
- 5 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。
- 6 各締約国は、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求める場合又は当該投資紛争に関する最終的な司法的解決がなされた場合には、当該投資紛争をこの条に規定する仲裁に付託することはできない。
- 7 この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である締約国の区域内において、投資家が司法的又は行政的解決を求めるのと解してはならない。
- 第十七条

官報(号外)

- 1 この協定のいかなる規定（第十二条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
- (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
- (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
- (iii) 安全
- (d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
- (i) 戰時、武力紛争その他の自國又は国際関係における緊急時による措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (e) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
- (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
- 2 一方の締約国は、この協定（第十二条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を「の規定によりとする場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に關係する義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- 1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第二条1の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
- (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合
- 2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。
- (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
- (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。
- 第十九条**
- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。
- 第二十条**
- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多国間協定に基づく義務を免れさせると解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多數国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

第二十一条

この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさるものではない。この協定と当該条約が抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。

第二十二条

両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第六条1の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第六条2の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に關係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十三条

一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行はべきではない。

第二十四条

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十五条

1 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国区域内において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

第二十六条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十

官 報 (号 外)

年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

5 いずれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。

附屬書 I 第六条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し当該締約国が付する留保について、第六条 1 の規定に従つて記載するものである。

(a) 第二条 1 (内国民待遇)

(b) 第二条 3 (最惠国待遇)

(c) 第五条 (特定措置の履行要求の禁止)

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年八月十五日にタシケントで、英語により本書二通を作成した。

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の目的のためにのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)の協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新される措置を意味し、また、

(ii) 措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての從属する措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこ

の協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産

業分類の番号をいう。

日本国 の 表

一	分野	
	小分野	金融業 銀行業
	産業分類	JSIC 六二二 銀行（中央銀行を除く。）

官報(号外)

四	分野 産業分類	分野 産業分類	三	分野 産業分類	二	留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 内国民待遇(第二条1)	J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇(第二条1) 中央政府 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。
							J S I C 三五二 熱供給業 J S I C 三五二一 熱供給業 内国民待遇(第二条1)

六	分野 産業分類	分野 産業分類	五	分野 産業分類	四	留保の種類 政府の段階 措置 概要 留保の種類 政府の段階 措置 概要 内国民待遇(第二条1)	J S I C 三七二 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット附隨サービス業 注 J S I C 三七二、三七二二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
							J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 J S I C 一六五三一 生物学的製剤製造業 附隨サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

官 報 (号 外)

十三						
小分野	分野	産業分類	小分野	産業分類	分野	概要
小分野	分野	留保の種類	運輸業	航空運輸業	運輸業	外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする
航空運輸業	運輸業	政府の段階	中央政府	措置	J S I C	外国投資家について適用する。
		措置	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条		四六〇〇	主として管理事務を行う本社等
			対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条		四六一	航空運送業
			航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章			
			1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行うとする外國投資家について適用する。			
			2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。			
			(a) 日本国の国籍を有しない自然人			
			(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの			
			(c) 外國の法令に基づいて設立された法人その他の団体			
			(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は職務権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人			
			航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。			
			3 日本国の航空運送事業者はこれららの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することとの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。			
			4 外國の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。			
			5 外國の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。			
			6 外國の国籍を有する航空機は、日本国内の各地域において航空の用に供してはならない。			

十五		十四			
分野		政府の段階		産業分類	
概要		分野		留保の種類	
措置	政府の段階	中央政府	J S I C	四六〇〇一	主として管理事務を行う本社等
措置	内国民待遇(第二条1)	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定	内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章
措置	特定措置の履行要求の禁止(第五条)	1 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
運輸業	運輸業	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(e) 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する	3 外國の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
運輸業	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	内国民待遇(第二条1)	特定措置の履行要求の禁止(第五条)	中央政府	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章
運輸業	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	内国民待遇(第二条1)	特定措置の履行要求の禁止(第五条)	1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	(a) 日本国の国籍を有しない自然人
運輸業	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	(b) 外国又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	2 外國の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

官 報 (号 外)

概要		産業分類	小分野	措置	政府の段階	特定期限の履行要求の禁止（第五条）	
分野	概要	措置	政府の段階	内国民待遇（第二条1）	最惠国待遇（第二条3）	J S I C 四四四一 集配利用運送業	
運輸業	(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (1) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (2) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (3) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	中央政府	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第一章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	中央政府	
十六	(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (1) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (2) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (3) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	政府の段階 措置	1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間ににおいて航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (1) (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (2) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間ににおいて航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (1) (a) (b) (c) (d) (e) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第一章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）	中央政府

二十	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 水運業
----	----------------------------	------------

内国民待遇（第二条1）
最惠国待遇（第二条3）

第三条

日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船舶を有しない船舶は、日本国内の不開港場への荷役及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類
-----	----------------------------

J S I C 三六一 上水道業

内国民待遇 第二条1

外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十一条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

二十二	分野 小分野 産業分類 留保の種類
-----	----------------------------

上水道業

ウズベキスタン共和国の表

官報（号外）

概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
中央政府	すべての分野
政府の段階	特定期制の履行要求の禁止（第五条）

1 外国為替收入の義務的な売却は、二千六月二十九日付けのウズベキスタン共和国の閣議決定（第二四五号）により承認。

(a) ウズベキスタン共和国は、次の措置を維持する権利を留保する。

(b) 輸出の際に物品の売却及びサービスによって生じた外国為替收入の五〇%は、権限のある銀行に対する義務的な売却の対象となる。

(c) 綿花の輸出によるすべての外国為替收入は、ウズベキスタン共和国中央銀行に対する義務的な売却の対象となる。

1 (a) 及び(b)の規定にかかわらず、

附属書II 第六条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六条2の規定に従つて記載するものである。

(a) 第二条1（内国民待遇）

(b) 第二条3（最惠国待遇）

(c) 第五条（特定措置の履行要求の禁止）

留保には、次の事項を記載する。

- 2 (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるもの透明性の目的のためにのみ示す。

- (a) 外国為替收入の義務的な売却は、二千六月二十九日付けのウズベキスタン共和国の閣議決定（第二四五号）第三項に従い、免除される。
- (b) 義務的な売却の対象となる外国為替收入は、同閣議決定第四項に従い、引き下げられる。

官 報 (号 外)

概要 留保の種類 現行の措置	二 分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置	日本国の表		
			分野 小分野 産業分類 留保の種類	すべての分野 内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)	日本国の表
内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行いう権利を留保する。 (a) ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ウズベキスタン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。				

概要 留保の種類 現行の措置	六 分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置	三 分野 小分野 産業分類 留保の種類		
			分野 小分野 産業分類 留保の種類	すべての分野 内国民待遇 (第二条1) 最惠国待遇 (第二条3) 補助金については、ウズベキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。	三 分野 小分野 産業分類 留保の種類
内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)	日本国は、公的企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの中の指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化された場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、公的企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの中の指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化された場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 特定措置の履行要求の禁止 (第五条)	日本国は、公的企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの中の指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化された場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇 (第二条1) 最惠国待遇 (第二条3) 補助金については、ウズベキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。

官報(号外)

		七		現行の措置	
		分野 小分野 産業分類		領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業	
概要		漁業		保留する。	
現行の措置		J S I C ○三一 海面漁業		外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	
留保の種類		J S I C ○三二 内水面漁業		対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	
概要		J S I C ○四一 海面養殖業		J S I C ○四二 内水面養殖業	
現行の措置		J S I C 八〇九三 遊漁船業		J S I C 八〇九三 遊漁船業	
内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
最惠国待遇（第二条3）		最惠国待遇（第二条3）		最惠国待遇（第二条3）	
特定期の履行要求の禁止（第五条）		日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
(a) 水産資源の採取を伴わない調査		この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。		この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。	
(b) 集魚		水産資源の採取を伴わない調査		水産資源の採取を伴わない調査	
概要		(c) 漁獲物の保藏及び加工		(c) 漁獲物の保藏及び加工	
現行の措置		(d) 漁獲物及びその製品の輸送		(d) 漁獲物及びその製品の輸送	
放送業		(e) 漁業に使用される他の船舶への補給		(e) 漁業に使用される他の船舶への補給	
J S I C 三八〇 管理、補助的經濟活動を行う事業所		J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）		J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。）	
J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。）		J S I C 三八三 有線放送業		J S I C 三八三 有線放送業	
内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
留保の種類		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
概要		内国民待遇（第二条1）		内国民待遇（第二条1）	
現行の措置</td					

官報(号外)

留保の種類 内国民待遇（第二条1）	特定措置の履行要求の禁止（第五条）
概要 1 内国民待遇（第二条1）に關し、ウズベキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	2 特定措置の履行要求の禁止（第五条）に關し、ウズベキスタン共和国は、首席会計士及び役員会副会長の指名並びに複数の役員会副会長を有する銀行においては役員会第一副会長の指名に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置 千九百九十六年四月二十五日付けの銀行及び銀行業に関するウズベキスタン共和国の法律（第二二六号のI）	千九百九十九年二月十一日付けの銀行の登録及び認可に関する規則（第六三〇号）
五	四
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
内国民待遇（第二条1） ウズベキスタン共和国は、土地所有権に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇（第二条1） ウズベキスタン共和国は、燃料及びエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
八条	観光業

審査報告書

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

参議院議長 江田 五月殿

外交防衛委員長 森葉賀津也

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とペルー共和国との間で、投資の許可段階における内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与、並びに現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十一年六月十八日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について、日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定

日本国及びペルー共和国は、

- 行する債務証書は含まない。
- (i) 債務証書上の債務を負う企業が投資家と提携している場合
 - (ii) 債務証書上の当初の償還期間が十二箇月以上である場合
- 注釈 この(c)の規定にかかわらず、

(A) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(B) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書（(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、投資財産ではない。

(C) 締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証書は、投資財産ではない。

(D) 国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証書（(A)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書を除く。）は、当該貸付金又は当該債務証書がこの(i)に別に規定する投資財産の基準を満たす場合には、投資財産である。

(E) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(F) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(G) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(H) 法令により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(I) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

(J) 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(K) ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

官 報 (号 外)

- (1) 次のもののみから生ずる金銭債権
- (i) 一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約
- (ii) 商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、(c)に規定する貸付金を除く。）
- (j) (i)に規定する金銭債権以外の金銭債権であつて、(a)から(h)までに規定する種類の権益に関連しないものの
- (2) 「締約国の投資家」とは、次のものであつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。
- (a) 当該締約国の法令によりその国籍を有する自然人
- (b) 当該締約国の企業
- 注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合（投資財産の設立を認められる免許又は許可のため申請を行つた場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。
- (3) (a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。
- (b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (c) 企業が投資家と「提携」するとは、当該企業が当該投資家によって支配される場合をいう。
- (4) 「締約国的企业」とは、営利目的であるか否かを問わらず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織又は会社を含む。）をいう。
- (5) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の处分をいう。
- (6) 「金融機関」とは、その金融機関が所在する区域の締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され、又は監督される企業をいう。
- (7) 「区域」とは、
- (a) 日本国については、(i)日本国が領域並びに(ii)日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。
- (b) ペルー共和国については、ペルー共和国がペルー共和国の憲法の関連規定及び国際法に従い主権又は主権的権利及び管轄権を行使する本土の領土、諸島、海域及びその上空をいう。
- 注釈 この(7)の規定は、国際法に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (8) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定又は行政上の行為を含む。）をいう。
- 注釈 司法上の決定については、第十八条2及び4の規定を適用する。
- ### 第二条 適用範囲
- (9) 1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。
- (a) 他方の締約国の投資家
- (b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後に設立され、取得され、又は拡張されるもの
- (c) 第六条及び第二十六条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であつて、当該一方の締約国の区域内にあるもの
- 2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。
- 注釈 この協定のいかなる規定も、この協定の効力発生の前に生じた損害について、この協定に基づく請求権を投資家に与えることを意図するものではない。
- 3 各中央政府は、この協定に基づく各締約国の義務を履行するに当たり、自国の区域内の地域の又は地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。
- ### 第三条 内国民待遇
- 1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に

対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 地域の又は地方の政府に關し、1の規定に従つて締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地域の又は地方の政府が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

3 1の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に關して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第四条 最惠国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、同様の状況において第三国に投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 投資活動に關して与えられる1に規定する待遇には、第十八条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、他の国際的な投資に關する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解され

第五条 待遇に関する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家に對し、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定の適用上、「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上との待遇を与えることを求めるものではない。

注釈 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。一方の締約国は、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため自國の裁判所の裁判を受け、及び自國の行政機関に申立てをする権利に關し、当該投資家に対し無差別待遇を与える。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に對する違反があつた旨の決定は、この条の規定に對する違反があつたことを證明するものではない。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に關連する外國為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外國為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいづれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によつて課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的所有権の移転に関するものである場合

注釈 この(f)の規定は、締約国が、自国の区域内における投資活動に關し、当該区域内の労働者を訓練する要求を課し、若しくは強制すること又は訓練する約束を強制することを妨げるものと解してはならない。ただし、そのような訓練については、特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転することを要求しないことを条件とする。

(g) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界

官 (号) 外

市場に向けて自国の区域内のみから供給すること。

- 2 いすれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次のいすれの要求にも従うことを求めることができない。

- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
 (b) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

- 3 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における投資財産に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究及び開発を行う要求に従うことを探ることを妨げるものと解してはならない。

第七条 非政府機関又は公的企業

- 各締約国は、自国の区域内の非政府機関又は公的企业が、中央政府によって委任された権限（輸入若しくは輸出の許可の付与、商業取引の認可、割当量の設定又は手数料その他の課徴金の賦課を含む。）を行使するに当たり、この協定に基づく当該締約国の義務に反する態様で活動しないことを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第八条 留保及び例外

- 1 第二条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、次のものについては、適用しない。
 (a) これらの規定に適合しない次の現行の措置
 (i) 日本国については、
 (A) 中央政府又は都道府県により維持される措置であつて、附属書Iの自国の表に記載するもの

(B) 都道府県以外の地方政府により維持される措置

(ii) ペルー共和国については、

- (A) 中央政府又は地域政府により維持される措置である、附属書Iの自国の表に記載するもの

- (B) 地方政府により維持される措置

- (a) に規定する措置の継続又は即時の更新

- (b) 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動六条及び第十二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)

- 3 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野又は活動六条及び第十二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)

- 4 一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次のことを要求してはならない。

- 5 各締約国は、適當な場合には、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

- 6 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして同協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

- 7 第三条、第四条、第六条及び第十二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

官 報 (号 外)

第九条 透明性

- 1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に關して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に關して締結する契約に關連する情報を含む。）を提供する。
- 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。
- 4 各締約国は、緊急の場合又は純粹に輕微なものである場合を除くほか、自国の法令に従い、一般に適用される規制であつて、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆が意見を述べるための適当な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 経営幹部及び取締役会

- 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。
- 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資財産である企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第十三条 収用

- 1 いざれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従つてとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。
 - 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいざれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。
 - 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。
 - 4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に関して、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。
- 注釈 収用については、附属書III及び附属書IVの規定に従つて解釈する。

第十四条 損失又は損害についての補償

- 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に關し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていざれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

官 報 (号外)

第十五条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十六条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域内に向けた又は自国の区域内からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

- (a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入
- (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
- (f) 第十三条及び第十四条の規定に従つて行われる支払
- (g) 第十八条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

- (a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
- (b) 証券の発行、交換又は取引

刑事犯罪

- (c) 刑事犯罪
- (d) 裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保
- (e) 関係法令に従つて要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

第十七条 兩締約国間の投資紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する兩締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、兩締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自己が任命した仲裁委員に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、兩締約国が均等に負担する。

第十八条 一方の締約国と他方の締約国の投資家の投資家との間の投資紛争の解決

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該一方の締約国が区域内における当該他方の締約国が投資家の投資家又はその投資財産に関し、この協定に基づく義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。

2 この条のいがなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」といいう。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めるこを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家が

官 報 (号 外)

当該投資紛争を解決のために4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかに付託した場合には、当該投資紛争については、司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度に付託してはならない。

3 投資紛争については、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」といいう。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4 紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請のあつた日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所、行政裁判所若しくは行政機関又は国内法に基づき設立される他の拘束力を有する紛争解決のための制度（当該制度がある場合に限る。）に当該投資紛争を付託しなかつたときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次いづれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間ににおいて効力を有しない場合に限る。

(c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
(d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争を付託する少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
(b) 当該紛争の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの
(d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

7 3に規定する協議又は交渉の要請及び6に規定する通報は、紛争締約国の次の権限のある当局に対して行う。

(a) 日本国については、外務省
(b) ベルーカ共和国については、経済財政省
(c) 各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b) (a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii) 書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

9 8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであった最初の日のいづれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10 4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11 4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいづれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二

官報(号外)

- 人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。
- 12 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されではならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。
- 13 紛争当事者のそれぞれは、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によつて指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。
- 14 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。
- 15 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。
- 16 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
- (a) 仲裁に付託した請求に関する書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する）
- (b) 仲裁において提出されたすべての主張書面の写し
- 17 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 18 仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は管理する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。
- 19 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。
- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
- (b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)に規定するものの方又は双方に限られる。
- (i) 損害賠償金及び適当な利子の支払
- (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができるものをとする。
- 20 19の規定に従つて下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。
- 21 いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4に規定する仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。
- 22 仲裁又は調停に係る費用の紛争当事者による負担については、次のとおりとする。
- (a) 4(a)及び(b)に規定する仲裁又は調停の場合には、投資紛争が付託された仲裁又は調停のための機関が、仲裁手続又は調停手続に関する手続規則に従つて定める。
- (b) 4(c)に規定する仲裁の場合には、適用可能なときは、紛争投資家により選択される仲裁手続に関する手続規則に従つて定める。
- (c) 4(d)に規定する仲裁の場合には、手続規則に従つて定める。ただし、そのような手続規則が存在しないときは、紛争当事者の合意に従つて定める。
- 第十九条 一般的例外及び安全保障のための例外
- 1 この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置
- 注釈 公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

官 報 (号 外)

- (c) この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
 - (i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
 - (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することと関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
 - (iii) 安全
- (d) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
 - (i) 戰時、武力紛争その他の自國又は國際關係における緊急時による措置
 - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は國際協定の実施に關連してとる措置
 - (e) 國際の平和及び安全の維持のため國際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
 - (f) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある國家的財産の保護のためにとる措置
- 2 一方の締約国は、この協定（第十四条の規定を除く。）に基づく義務に適合しない措置を「の規定によりとする場合には、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であつて次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。
- (a) 関係の分野及び小分野又は事項
- (b) 当該措置に關係する義務又は条項
- (c) 当該措置の法的根拠
- (d) 当該措置の簡潔な説明
- (e) 当該措置をとる目的

第二十条 一時的なセーフガード措置

- 1 いざれの締約国も、次のいざれかの場合には、第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
 - (a) 國際收支及び対外支払に関して重大な困難が生じておそれのある場合
 - (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外貨為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合
 - 2 1に規定する措置は、次のすべてのことを満たすものとする。
 - 1 この協定の規定に基づく義務に適合しない措置を採用する場合
 - 2 この協定の規定に基づく義務に適合しない措置を採用する場合
 - 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自國の関係法令に従い、適当な措置

- 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに關連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
- 2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。
- 3 この協定のいかなる規定も、締約国が金融、為替及び関連する信用政策（為替の変動の緩和、投機的な資本の流入の制限又は国内価格の安定性の確保を含む。）を遂行するため的一般的に適用される無差別的な措置を採用することを妨げるものと解してはならない。

第二十二条 知的財産権

- 1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多數国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、いざれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて当該一方の締約国が締結しているものにより第三国との投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国との投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自國の関係法令に従い、適当な措置

をとる。

第二十三条 税税

- 1 この協定のいかなる規定も、この条に明示的に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。
- 2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該条約が優先する。
- 3 第九条1から3まで及び第十三条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。裁判所の裁判を受ける権利に関する無差別待遇は、租税に係る課税措置について適用する。
- 4 第十七条及び第十八条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、3に規定する条項に係るものについて適用する。
- 5 (a) 租税に係る課税措置が收用に当たらないことが(b)の規定に従つて決定された場合には、いずれの投資家も、第十三条の規定を第十八条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。
- (b) 投資家は、第十八条に規定する付託の意図の通報を行つた時は、(a)に規定する課税措置が收用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該課税措置が收用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十八条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。
- (c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、
- (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えたその代理者をいう。ただし、財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えたその代理者と協議の上、事案を検討する。
- (ii) ペルー共和国については、経済財政大臣又は権限を与えたその代理者をいう。

第二十四条 合同委員会

- 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」といふ。）を設置する。
 - (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第八条1の規定に従つて維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第八条2の規定に従つて採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、次条に従つて設置される投資環境改善小委員会に加え、小委員会を設置し、当該小委員会に對して特定の作業を委任することができる。

4 委員会及び小委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、自己及び小委員会の手続規則を定める。委員会及び小委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十五条 投資環境改善小委員会

- 1 投資環境改善小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
- 2 小委員会は、次のことを任務とする。
 - (a) この協定の適用範囲内の投資に関連する事項であつて、投資環境の改善に關係するものについて、情報交換し、及び討議すること。
 - (b) 小委員会の所見及び討議の結果を委員会に報告すること。
 - (c) 委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十六条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

- 一方の締約国は、健康、安全及び環境に関する国内措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自國の区域内における他方の締約国及び第三国による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置及び基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十七条 利益の否認

官 報 (号 外)

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に關する措置であつて、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国区域内において実質的な事業活動を行つていなければ、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十八条 見出し

この協定中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであり、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十九条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する両締約国政府間の外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、その効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2の規定に従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終了の時又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に關しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 (a) この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。正文の間に相違がある場合には、英語の本文による。

(b) (a)の規定にかかるわらず、

(i) 附属書I第一節及び附属書II第一節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成する。

(ii) 附属書I第一節及び附属書II第一節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月二十一日にリマで、本書一通を作成した。

日本国のために

麻生太郎

ペルー共和国のために

A・ガルシア

官 報 (号 外)

附屬書 I

第一節 日本国の表

1 日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し日本国が付する留保について、第八条1の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最惠国待遇）
- (c) 第六条（特定措置の履行要求の禁止）
- (d) 第十二条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の目的のためにのみ示す。
- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置を意味し、また、(ii)措置の権限に基づき及び措置に合致して採用され、又は維持されるすべての從属する措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に關するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこ

の協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他のすべての事項に優先する。

4 この節の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

三 産業分類	二 分野 小分野	一 分野 小分野 産業分類
政府の段階	留保の種類	措置 概要
中央政府	銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	農林水産業（植物育成者権） J S I C ○一 一九 その他の耕種農業 J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業 J S I C ○四一五 藻類養殖業 内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条）
内国民待遇（第三条）	熱供給業 J S I C 三五一 热供給業	

官 報 (号外)			
		四	
留保の種類	政府の段階	措置	概要
内国民待遇 (第三条)	中央政府	外国為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熟供給業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	
留保の種類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	情報通信業 電気通信業 JSIC 三七〇〇 JSIC 三七一 JSIC 三七三 内国民待遇 (第三条)
政府の段階	措置 概要	経営幹部及び取締役会 (第十二条)	(a) 日本国の国籍を有しない者 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体
中央政府	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社等に關する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者
留保の種類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	情報通信業 電気通信業 JSIC 三七〇〇 JSIC 三七一 JSIC 三七三 内国民待遇 (第三条)
政府の段階	措置 概要	内国民待遇 (第三条)	内国民待遇 (第三条)
		六	
留保の種類	政府の段階	措置	概要
内国民待遇 (第三条)	中央政府	医薬品製造業 JSIC 一六五三 生物学的製剤製造業	附隨サービス業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。
留保の種類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	製造業 JSIC 一六五三 生物学的製剤製造業
政府の段階	措置 概要	内国民待遇 (第三条)	内国民待遇 (第三条)
中央政府	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者
留保の種類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	皮革及び皮革製品製造業 JSIC 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業 JSIC 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 JSIC 一九一二 ゴム製・プラスチック製履物・同附屬品製造業 JSIC 二〇一 なめし革製造業
政府の段階	措置 概要	内国民待遇 (第三条)	内国民待遇 (第三条)
		七	
留保の種類	政府の段階	措置	概要
内国民待遇 (第三条)	中央政府	皮革及び皮革製品製造業 JSIC 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業 JSIC 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 JSIC 一九一二 ゴム製・プラスチック製履物・同附屬品製造業 JSIC 二〇一 なめし革製造業	皮革及び皮革製品製造業 JSIC 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業 JSIC 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 JSIC 一九一二 ゴム製・プラスチック製履物・同附屬品製造業 JSIC 二〇一 なめし革製造業
留保の種類	分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類	皮革及び皮革製品製造業 JSIC 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業 JSIC 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 JSIC 一九一二 ゴム製・プラスチック製履物・同附屬品製造業 JSIC 二〇一 なめし革製造業
政府の段階	措置 概要	内国民待遇 (第三条)	内国民待遇 (第三条)
中央政府	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者	日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十条 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 日本国に国籍を有しない者

官 報 (号外)

			八
			船舶の国籍に関する事項
			分野 小分野 産業分類 留保の種類
			経営幹部及び取締役会(第十二条)
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条
			日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。
			措置 概要
			政府の段階
			小分野 分野 産業分類
			鉱業 JSIC ○五 鉱業、採石業、砂利採取業
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一章及び第三章
			日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
			措置 概要
			政府の段階
			石油業 JSIC ○一 石油業
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一章及び第三章
			日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
			措置 概要
			政府の段階
			小分野 分野 産業分類
			農業 JSIC ○一 農業
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書II第一節の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。)への投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書II第一節の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。
			措置 概要
			政府の段階
			小分野 分野 産業分類
			漁業 JSIC ○一 漁業
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			漁業協同組合、水産加工業協同組合
			外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、附屬書II第一節の日本国の表の八の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうとする外國投資家について適用する。
			措置 概要
			政府の段階
			小分野 分野 産業分類
			警備業 JSIC 九二三一 警備業
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定
			対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条
			外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。
			措置 概要
			政府の段階
			小分野 分野 産業分類
			運輸業 JSIC 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等
			内国民待遇(第三条)
			中央政府
			外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定
			対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条
			最惠国待遇(第四条)
			経営幹部及び取締役会(第十二条)

官報(号外)

		十四	
概要	措置	政府の段階	中央政府
政府の段階	措置	分野	小分野
産業分類	留保の種類	運輸業	航空運輸業
J S I C	四六〇〇	主として管理事務を行う本社等	(a) 日本国の国籍を有しない自然人
J S I C	四六二一	航空機使用業(航空運送業を除く。)	(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
内国民待遇(第三条)		4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
経営幹部及び取締役会(第十二条)		5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
中央政府		6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。	(e) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 第二十七条		3 日本国の航空運送事業者を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。	(f) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第七章及び第八章		1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。	(g) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
1 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。		2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。	(h) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(i) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(j) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(k) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		(l) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	
		十五	
概要	措置	政府の段階	中央政府
政府の段階	措置	分野	小分野
産業分類	留保の種類	運輸業	航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)
J S I C	四八二一	利用運送業(集配利用運送業を除く。)	内国民待遇(第三条)
内国民待遇(第三条)		1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	3 航空機使用業(航空機登録原簿への航空機の登録)
経営幹部及び取締役会(第十二条)		(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(a) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
中央政府		(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 第二十七条		2 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二章		(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
1 外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条		(e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人	(e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
2 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第七章及び第八章		(f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
3 航空機使用業(航空機登録原簿への航空機の登録)		(g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		(i) (e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人	(i) (e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
		(j) (f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(j) (f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
		(k) (g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(k) (g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(l) (h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(l) (h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		十六	
概要	措置	政府の段階	中央政府
政府の段階	措置	分野	小分野
産業分類	留保の種類	運輸業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)
J S I C	四八二一	利用運送業(集配利用運送業を除く。)	内国民待遇(第三条)
内国民待遇(第三条)		1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	3 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)
経営幹部及び取締役会(第十二条)		(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(a) 日本国の国籍を有しない自然人
中央政府		(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号) 第二十七条		2 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間ににおいて航空の用に供してはならない。	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二章		(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
1 外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条		(e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人	(e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
2 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第七章及び第八章		(f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
3 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。)		(g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
		(i) (e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人	(i) (e) (a) 日本国の国籍を有しない自然人
		(j) (f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの	(j) (f) (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準するもの
		(k) (g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(k) (g) (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
		(l) (h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	(l) (h) (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

官報(号外)

平成二十一年七月八日 参議院会議録第三十六号 投資の促進 保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求める件

<p>概要</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>(a) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(b) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(c) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>(d) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>内国民待遇 (第三条)</p> <p>最惠国待遇 (第四条)</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業 (航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)</p> <p>J S I C 四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二 利用運送業 (集配利用運送業を除く。)</p> <p>内国民待遇 (第三条)</p> <p>最惠国待遇 (第四条)</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法 (平成元年法律第八十二号) 第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則 (平成二年運輸省令第二十号)</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p> <p>2 1 (a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体は、國際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>
<p>概要</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>運輸業</p> <p>J S I C 四五三 内陸水運業</p> <p>J S I C 四五四 内航船舶貨渡業</p> <p>内国民待遇 (第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条</p> <p>外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p> <p>い。</p> <p>外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条</p> <p>外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業 (日本国内外港間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貨渡業を除く。) は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>
<p>概要</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>道路旅客運送業</p> <p>J S I C 四三一 一般乗合旅客自動車運送業</p> <p>内国民待遇 (第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条</p> <p>外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業 (日本国内外港間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貨渡業を除く。) は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>
<p>概要</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>産業分類</p> <p>留保の種類</p> <p>小分野</p> <p>分野</p>	<p>水運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業</p> <p>内国民待遇 (第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条</p> <p>外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外國投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業 (日本国内外港間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貨渡業 (内航船舶貨渡業を除く。) は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>

外國投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国との間で締結された外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする

官 報 (号 外)

	行つてはならない。
二十二	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	
留保の種類	
政府の段階	J S I C 二六一 上水道業
措置	内国民待遇 (第三条)
概要	中央政府 外国為替及び外國貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

附屬書II

第一節 日本国の表

1 日本国の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八条2の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第三条 (内国民待遇)
 - (b) 第四条 (最惠国待遇)
 - (c) 第六条 (特定措置の履行要求の禁止)
 - (d) 第十二条 (経営幹部及び取締役会)
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
 - (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

			(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものと透明性の目的のためにのみ示す。
			(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
			(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
			(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
			3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。
			4 この節の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。
一	分野	すべての分野	
	小分野		
	産業分類		
	留保の種類		
	内国民待遇 (第三条)		
	経営幹部及び取締役会 (第十二条)		
	概要		
	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。		
	(a) ベルーパ共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。		
	(b) ベルーパ共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。		
	(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。		
	現行の措置		
二	すべての分野		
	小分野		
	産業分類		
	留保の種類		
	内国民待遇 (第三条)		
	経営幹部及び取締役会 (第十二条)		
	概要		
	指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービ		
	ス及び公営競技等に係るサービスの提供、たゞこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及		
	び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指		
	定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国		

官報(号外)

								現行の措置
三	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 最恵国待遇(第四条)	1 日本国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名されたすべての二国間又は多数国間の協定に従い各國に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	2 日本国は、1に規定する協定以外のすべての二国間又は多数国間の協定に従い各國に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 渔業 (c) 海事(海難救助を含む。)	すべての分野			は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。
四	小分野 現行の措置							
五	産業分類 留保の種類	概要 内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	補助金については、ペルー共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	内国民待遇(第三条)	すべての分野			
六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置	内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	内国民待遇(第三条)				
七	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置	内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	内国民待遇(第三条) 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条	経営幹部及び取締役会(第十二条)	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	武器産業 火薬類製造業	
八	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要 現行の措置	内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	内国民待遇(第三条) 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条及び第三十条 経営幹部及び取締役会(第十二条)	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	ガス業 原子力産業 電気業 エネルギー産業	小分野	
			概要 現行の措置	内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 J S I C ○三一 海面漁業 J S I C ○三二 内水面漁業 J S I C ○四一 海面養殖業 J S I C ○四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業	火薬類製造業	
			概要 現行の措置	内国民待遇(第三条) 最恵国待遇(第四条)	日本国は、自國の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水產資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関する次の活動を含む。 (a) 水產資源の採取を伴わない調査	武器産業 火薬類製造業	

十一 分野 小分野 産業分類	十二 現行の措置	十三 現行の措置	十四 現行の措置	十五 現行の措置
内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条） 日本国における土地の取得又は賃貸借に關し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課すことができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条	内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）第五十条 放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）第五十二条の八、第五十二条の十三、第五十二条の三十一及び第五十二条の三十二	内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇（第三条） 最惠国待遇（第四条） 日本国における土地の取得又は賃貸借に關し、外国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもつて日本国内における外国人又は外国法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課すことができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

留保の種類 内国民待遇（第三条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	概要 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保險、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業
現行の措置 サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	現行の措置 サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	現行の措置 サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

附屬書III（第十三条関係） 収用

ペルー共和国については、第十三条の規定において用いる「公共の目的」は、国際協定において用いられる用語であり、及びペルー共和国の国内法において異なる用語（例えば、「公共の必要性」、「国家安全保障」）を用いて表現することができる。

官報(号外)

附属書IV (第十三条関係) 収用

両締約国は、第十三条に規定する間接的な収用に関し、次の事項についての理解を共有していることを確認する。

(a) 間接的な収用は、直接的な収用と同等の効果を有する締約国による一又は一連の措置であつて、正式な権原の移転又は明白な差押えを伴わないものである。

(b) 締約国による一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。

(i) 一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(ii) 一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確な及び合理的な期待を害する程度

(iii) 一又は一連の措置の性質（当該措置が無差別的なものであるか否かを含む。）

(c) 正当な公共の福祉のための目的を保護するために締約国が立案し、及び適用する無差別的な措置であつて、第十九条1に規定するものは、間接的な収用を構成しない。

注釈 第十九条1の規定には、環境を保護するための措置を含むことが了解される。

審査報告書

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

参議院議長 江田 五月殿

外交防衛委員長 森葉賀津也

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とスペインとの間で人的交流に伴つて生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とし、スペインとの間で、年金制度の適用の調整を行うこと及び保険期間の通算による年金の受給権を確立すること等を定めるものである。この協定の締結により、年金制度への二重加入等の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十八日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号た
だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定

日本国及びスペイン（以下「両締約国」という。）は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次とおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スペインについては、スペイン民法にいうスペイン国民

(b) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

(c) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条2に掲げる給付に影響を及ぼす法律及び規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

(f) 「スペイン」とは、スペインの法令の実施に責任を有する機関

(e) 「保険期間」とは、いずれか一方の締約国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立

に際して当該法令に基づいて考慮されるその他の期間をいう。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮すること

とされた期間は、含めない。

「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与え

られている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(a) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(c) 国家公務員共済年金

(d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(e) 私立学校教職員共済年金

(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。)

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2 スペインについては、次の給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

(a) 退職給付

(b) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない永久障害給付

(c) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない死亡及び遺族給付

(d) 労働災害及び職業上の疾病に起因する給付については、専ら第十一條に定めるところによる。

ただし、(a)から(c)までに掲げる給付には、特別の法令によって認められるスペイン市民戦争又はその結果による犠牲者のための給付を含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条 待遇の平等

前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げる

ものではない。

第五条 海外への給付の支払

1 一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国による給付は、第三条に規定する者であつて第三国に通常居住するものに對しては、当該一方の締約国に国民と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国に該法令の適用を適用する。

第七条 特別規定

1(a) 一方の締約国に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国に該事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国から他方の締約国に就労するため派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれることを条件として、その雇用に關し、その被用者が当該一方の締約国に該事業所において就労しているものとみなして当該一方の締約国に該法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国に該権限のある当局又は実施機関は、當該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国に該法令のみを引き続き適用することに合意することができる。

(c) (a)の規定は、雇用者により一方の締約国に該領域から第三国に派遣されていた被用者が、その後、当該雇用者により当該第三国に該領域から他方の締約国に該領域に派遣される場合にも適用される。

2(a) 一方の締約国に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国に該領域内において自営業者

として就労する者が、他方の締約国に該領域内において自営業者として一時に就労する場合には、当該他方の締約国に該領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に關し、その者が当該一方の締約国に該領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国に該法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国に該権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に對して(a)に規定する一方の締約国に該法令のみを引き続き適用する」とについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 両締約国に該法令の適用を受ける者が一方の締約国に該旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する場合には、当該者については、当該一方の締約国に該法令のみを適用する。この1の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国に該領域内に事業所を有する雇用者に雇用される場合には、当該者については、当該他方の締約国に該法令を適用する。

2 國際運輸に從事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に關し、その者の雇用者の所在する締約国に該法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、一千九百六十一年四月十八日の外交關係に関するウイーン条約又は一千九百六十三年四月二十日四日の領事關係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国に公務員又は当該一方の締約国に該法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国に該領域内において就労するため派遣され、かつ、1に規定する条約に基づき当該他方の締約国に該法令の適用が免除されない場合には、その就労に關し、その者が当該一方の締約国に該領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国に該法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国に該権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国に該法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めるについて合意することができる。

第十一条 労働災害又は職業上の疾病に關する特別規定

官 報 (号 外)

1 第七条1又は前条の規定に従うならば日本国のみが適用されることとなる被用者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該被用者が就労するスペインに所在する事業体は、スペインの法令に従つて保険料を納付する責任を負う。

2 第七条2又は前条の規定に従うならば日本国のみが適用されることとなる自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該自営業者は、スペインの法令に従つて保険料を納付する責任を負う。

第十二条 随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2及び第十条の規定に従つてスペインの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国のみが適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国のみが適用の免除は、日本国に従つて決定する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いずれか一方の締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付の規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 保険期間の通算

1 日本国の実施機関は、日本国に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

2 1の規定の適用に当たつては、二以上の日本国に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

(b) スペインの法令により次の(i)又は(ii)の期間として認められた保険期間は、日本国に厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

(i) 鉱山において常時の坑内作業に従事した期間

(ii) 海上航行船舶において被用者として就労した期間

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスペインの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの1の規定を適用せざるとも確立される場合には、この1の規定は、日本国に従つて、一の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たつては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たつては、二以上の日本国に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国に従つて、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかる一定額が支給される給付については、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされた場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国に従つて、一の規定の適用に当たつては、支給されるものとみなす）の期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期

間に基づいて計算されるものに限る。)に關しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章 スペインの給付に関する規定

第十七条 保険期間の通算

スペインの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を要件としている場合において、スペインの実施機関は、当該権利を確立するために必要な範囲内で、日本国の法令による保険期間をスペインの法令による保険期間と同様に考慮する。ただし、当該日本国の法令による保険期間がスペインの法令による保険期間と重複しないことを条件とする。

第十八条 給付の権利を確立するための特定の要件

1 スペインの法令が、この章の規定に従つて給付を受ける権利を確立するために被用者又は自営業者が給付の支給事由となる事実の発生時点においてスペインの法令の適用を受けていたことを要件としている場合において、当該被用者又は自営業者が、その時点において日本国の法令によつて保障されているとき又

は保障されないくとも当該被用者若しくは自営業者の保険期間に基づいて日本国の法令による年金たる給付を受けているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。遺族給付を受ける権利を確立するに当たり、当該遺族給付の支給事由に係る被保険者又は年金受給者の要件は、第一文に規定する方法と同様の方法で考慮される。

2 スペインの法令が、給付を受ける権利を確立するために、当該給付の支給事由となる事実の発生時点の直前の一定期間内において一定の保険期間を有していることを要件としている場合において、日本国の法令による給付を受ける権利が確立された時点の直前の当該一定期間内に当該一定の保険期間を有しているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。

3 スペインの法令に含まれる給付の減額、停止又は取消しに関する規定は、年金受給者が就労している場合には、その就労が日本国内において行われているときであつても、適用される。

第十九条 給付の計算

両締約国の法令の適用を受けていた者は、次の1から3までの規定に従いスペインの法令による給付を受ける権利を与えられる。

1 スペインの実施機関は、スペインの法令による保険期間のみに基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を計算する。

2 スペインの実施機関は、第十七条及び適用可能な場合には前条の規定に基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受ける権利を有すると決定した場合には、その給付の額を次の(a)から(c)までの規定に従つて計算する。

(a) 両締約国の法令による被保険者のすべての保険期間がスペインの法令による保険期間であるとした場合に支給される給付の額を計算する。

(b) (a)に規定する給付の額は、給付の支給事由となる事実が発生した時点までに有していた両締約国の法令による保険期間の合計に対する当該時点までに有していたスペインの法令による保険期間の比率によって調整される。

(c) スペインの法令が満額の年金を認めるために一定の保険期間を有することを要件とする場合において、スペインの実施機関は、満額の年金を認めるために必要な範囲に限り、日本国の法令による保険期

間を考慮する。この(c)の規定は、保険期間に基づくことなく額が定められる給付については、適用しない。

- 3 スペインの実施機関は、1及び2の規定の適用により給付を受ける権利が確立された場合には、受給者に団て一層有利な給付の額を確認し、及び支払う。

第二十条 特定の職業に関する特別規定

スペインの法令が、特別制度の適用を受ける職業又はある特定の職業における保険期間を有することによって利益を与えることを規定している場合において、日本国の法令による保険期間は、対応する職業の保険期間として認められるときに限り、当該利益を与えるために考慮される。

第二十一条 労働不能の程度の決定

1 スペインの実施機関は、適正な永久障害給付を認める目的として、スペインの法令に従って障害の程度を評価し、及び決定する。

2 1の規定を適用するに当たり、スペインの実施機関は、日本国の法令に基づき日本国の実施機関が所有し、かつ、第二十五条の規定に従つて伝達された医療情報及び行政上の情報を考慮する。この2の規定は、スペインの実施機関が、その費用で、被保険者に対し、当該実施機関によって選ばれた医師による追加的な診察を受けることを求めるのを妨げるものではない。

第二十二条 給付の計算基礎

1 スペインの実施機関は、スペインの法令に従つて給付の計算基礎を決定する。

2 拠出制の社会保険制度の下での給付については、第十九条2の規定の適用に当たつて用いられる給付に関する計算基礎を決定するため、次の(a)及び(b)の規定を適用する。

- (a) 第十九条2(a)に規定する給付の額は、最後にスペインの社会保険の保険料を拠出した時の直前の期間における被保険者による実際の保険料の基礎を用いて計算する。

(b) 給付の額は、類似の種類の給付について翌年からそれぞれ適用される増額に応じて増加する。

3 国家年金制度の下での給付については、

- (a) 千九百八十五年一月一日以降適用される法令に基づいて認められた給付の計算に用いられる計算基礎を決定するため、次の(i)及び(ii)の規定を適用する。

- (i) 日本国の法令による保険期間は、当該保険期間に最も近い時点の国家年金制度による保険期間と同

様に扱う。

- (ii) 永久障害年金又は遺族年金の支給事由となる事実の発生した時点において公務員が国家年金制度に加入していた場合又はそれに準ずる状態にあつた場合には、当該公務員が退職年齢又は強制退職年齢に達するまでに必要な年数に限り、国家に対する有効な就労期間として計算する。

(b) 千九百八十四年十二月三十一日において適用されていた法令による給付については、日本国の法令による保険期間は、当該給付を受ける権利を確立するため、及び適当な場合には、年金額の計算に用いられる就労年数の決定のために考慮されるが、給付の計算基礎を決定するためには考慮されない。

第二十三条 一年未満の保険期間

第十九条2に規定する場合において、スペインの法令による保険期間の合計が一年に満たないときには、スペインの実施機関は、スペインの法令に基づく給付を認めない。

第四部 雜則

第二十四条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
- (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
- (c) 自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づいて、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外

のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて、当該他方の締約国のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該他方の締約国により特に必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則によつて規律される。

第二十六条 手数料及び認証

1 一方の締約国との他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は減輕に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することによる認証その他これに類する手続を要しない。

第二十七条 兩締約国間の連絡

1 兩締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接連絡することができる。この連絡は、日本語又はスペイン語により行うことができる。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国のある当局及び実施機関は、日本語又はスペイン語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十八条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された一方の締約国のある当局又は実施機関は、当該給付の申請、不服申立てその他申告の受理の日を明示し、これを遅延してはならない。

滞なく他方の締約国のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十九条 給付の支払

1 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、兩締約国政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を可能とするために必要な措置について、直ちに協議する。

第三十条 意見の相違の解決及び合同委員会

1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、関係のある事項に責任を有する日本国当局とスペインの権限のある当局との間の協議により解決する。

2 兩締約国は、兩締約国のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はスペインのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十一条 この協定の効力発生前の保険期間、事実及び決定

1 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の保険期間を考慮する。

2 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の事実を考慮する。

3 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。

4 第七条1(a)及び2(a)の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生の日の前から一方の締約国領域内に就労していた者については、同条1(a)に規定する派遣の期間及び同条2(a)に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

5 この協定の効力発生前に一方の締約国の法令に基づいて認められた給付又は拒否された給付については、関係者の要請に基づき、この協定の規定の適用により見直すことができる。ただし、スペインについては、この協定の効力発生前に支払われた一時金については、見直さない。

6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

審査報告書

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

外交防衛委員長 棚葉賀津也

第三十二条 効力発生
この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

1 この協定は、いづれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月二一日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書一通を作成した。

日本国のために

中曾根弘文

スペインのために

A・ロサーダ・T

この協定は、我が国とイタリア共和国との間で人的交流に伴つて生ずる年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とし、イタリア共和国との間で、年金制度及び雇用保険制度の適用の調整を行うこと等を定めるものである。この協定の締結により、年金制度及び雇用保険制度への二重加入の問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されること等により、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

官 報 (号 外)

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定

日本国及びイタリア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定の適用上、

- (a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

イタリア共和国については、イタリア共和国の国籍に関する法律にいうイタリア国民

- (b) 「法令」とは、次条に掲げる制度に関するいづれか一方の締約国の法律及び規則をいう。

- (c) 「権限のある当局」とは、次条に掲げる制度を管轄するいづれか一方の締約国の政府機関をいう。

- (d) 「実施機関」とは、次条に掲げる制度の実施に責任を有するいづれか一方の締約国の保険機関（その

連合組織を含む。）をいう。

- (e) 「給付」とは、いづれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

- 2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられて
いる意味を有するものとする。

第二条

この協定は、

- 1 イタリア共和国については、

- (a) 次のイタリア共和国の年金制度について適用する。

- (i) 被用者の障害年金、老齢年金及び遺族年金に関する一般強制保険

- (ii) 自営業者に関する一般強制保険の特別制度

- (iii) 一般強制保険の分離制度

- (iv) に規定する一般強制保険を代替し、及び除外する保険制度

- ただし、この協定は、専ら又は部分的に国庫を財源とする無拠出制の給付については、適用しないも

のとし、また、この協定の適用上、第十三条の規定は、この(a)に掲げるイタリア共和国の年金制度につ
いては、適用しない。

(b) 非自発的失業に対する保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一、第十八条、第十九条及び
第二十一条の規定は、この(b)に規定するイタリア共和国の制度については、適用しない。

日本国については、

2 日本国の年金制度について適用する。

- (a) 次の日本国の中の年金制度について適用する。

- (i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

- (ii) 厚生年金（厚生年金基金を除く。）

- (iii) 國家公務員共済年金

- (iv) 地方公務員等共済年金（地方議會議員の年金制度を除く。）

- (v) 私立学校教職員共済年金

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的
に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めないものと
し、また、第十三条の規定は、この(a)に掲げる日本国の中の年金制度については、適用しない。

- (b) 失業等給付に関する日本国の中の雇用保険制度について適用する。

ただし、この協定の適用上、第五条から第七条まで、第九条2、第十一、第十八条、第十九条及び
第二十一条の規定は、この(b)に規定する日本国の中の制度については、適用しない。

第三条

この協定は、いづれか一方の締約国の法令の適用を受けているか、又は受けたことがある者及びこれらの
者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に居住す
るものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条

一方の締約国の領域外に居住することのみを理由として給付を受けた権利の取得又は給付の支払を制限

する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に住所を有することを要件として定めた日本国法令の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国による給付は、第三国領域内に居住する他方の締約国国民に対しては、当該第一の締約国国民に対し支給する場合と同一の条件で支給する。

第六条

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、当該一方の締約国法令のみを適用する。

第七条

1 一方の締約国法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国から他方の締約国領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

3 1の規定は、雇用者により一方の締約国領域から第三国領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国領域から他方の締約国領域に派遣される場合にも適用される。

第十一条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国公務員又は当該一方の締約国法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国法令のみを適用する。

第九条

権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して4に規定する一方の締約国法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条

ある者が一方の締約国旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば当該者について両締約国法令が適用されることとなる場合には、当該者について、当該一方の締約国法令のみを適用する。ただし、当該者が他方の締約国領域内に事業所を有する雇用者に雇用され、かつ、当該他方の締約国領域内に居住する場合には、当該者について、当該他方の締約国法令のみを適用する。

第十条

両締約国のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国法令が適用されることを条件として、第六条から第八条まで、前条2及び第十三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十二条

日本国領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりイタリア共和国の法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国法令の適用の免除は、日本国法令に従つて決定する。

5 4に規定する他方の締約国領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国

官報(号外)

第十二条

第六条から第八条まで、第九条2、前条及び次条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第十三条

この協定（第十条を除く。）の他のいかなる規定にもかかわらず、第一条1(b)に規定するイタリア共和国の制度及び同条2(b)に規定する日本国¹の制度については、次の規定を適用する。

- (a) 第二条1(b)に規定するイタリア共和国の制度又は同条2(b)に規定する日本国¹の制度に加入し、かつ、一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国¹の領域から他方の締約国¹の領域内において就労するために派遣された場合は、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その就労について、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- (b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国¹の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

- (c) (a)の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国¹の領域に派遣されていた者が、その後、当該雇用者により当該第三国¹の領域から他方の締約国¹の領域に派遣される場合にも適用される。

第十四条

両締約国¹の権限のある当局は、

この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

- (a) この協定の実施を円滑にするため、権限のある当局又は実施機関の中から、相互に直接連絡することができる連絡機関を指定する。
- (b) この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。
- 両締約国¹の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第十五条

第十三条

一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に關して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令に適用する。

第十六条

この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第十七条

- 1 この協定の実施に際し、両締約国¹の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、イタリア語又は英語により、直接に連絡することができるとする。
- 2 この協定の実施に際し、一方の締約国¹の権限のある当局、実施機関及び連絡機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

- 1 一方の締約国¹の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従つて他方の締約国¹の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。
- 2 一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、この協定に従つて他方の締約国¹により当該一方の締約国¹に対し伝達される個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。一方の締約国が受領するこれら情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規定される。

第十八条

- 1 一方の締約国¹の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国¹に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国¹の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国¹の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国¹の手続及び法令に従つて取り扱う。
- 2 一方の締約国¹の権限のある当局、実施機関又は連絡機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、

不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局、実施機関又は連絡機関に伝達する。

第十九条

この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によつても行うことができる。

第二十条

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十一条

第四条の規定は、日本国領域外に住所を有することに基づいて日本国民に対し認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二十二条

第七条1及び4並びに第十三条(a)の規定の適用に当たつては、これらの規定にいう派遣又は自営活動をこの協定の効力発生前に開始した者については、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第二十四条

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 いづれか一方の締約国が他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行う場合には、両締約国は、この協定が終了することにより生ずることのある問題を解決するために協議する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九九年二月六日にローマで、英語により本書一通を作成した。

官報 (号外)

日本国のために

安藤裕康

イタリア共和国のために

S・G・クラクシ

審査報告書

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

経済産業委員長 櫻井 充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の商店街を取り巻く厳しい状況を踏まえ、商店街の活性化を図るために、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中サービス業者の事業機会の増大を図る

ために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動を促進するための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

商店街は、単に地域住民が商品やサービスを購入する場であるにとどまらず、地域住民等の交流の場として地域の一体感や文化・産業等を育むなど多様な機能を果たしており、今後ともこうした機能が維持・拡大され続けることが、地域の活性化にとって不可欠である。しかしながら、商店街に対してこれまでまちづくり三法を始めとす

る様々な支援措置が講じられてきたにもかかわらず、商店街は停滞・衰退の度を強め、その多くが危機的な状況にある。

このため、商店街にとつて真に有効な活性化策が実現されるよう、政府は、本法を含めたこれまでの商店街活性化策の効果について十分に検証した上で不斷の見直しを行い、商店街が抱える構造的な問題の解決に資するような総合的観点に立て所要の対策を国の責務として講ずべきである。右決議する。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成二十一年六月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 商店街活性化事業の促進(第四条～第十条)
第三章 雑則(第十一条～第十四条)
第四章 罰則(第十五条)
附則

第一章 総則

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

これらの事業を行うことにより当該商店街への来訪者の増加を通じて主として当該商店街振興組合等の組合員又は所属員である中小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るもの

(目的)

第一条 この法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業次号の政令で定める業種を除く。に属する事業を主たる事業として営むもの

3 この法律において「商店街活性化支援事業」とは、商店街振興組合等に対する商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う当該商店街振興組合等の組合員若しくは所属員に対する研修、商店街活性化事業を行う者の求めに応じて行う当該商店街活性化事業の実施についての指導又は助言その他

域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図る重要な役割を果たしていることにかんがみ、中

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

6 企業組合
七 協業組合
八 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
2 この法律において「商店街活性化事業」とは、商店街振興組合等(商店街振興組合若しくは商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第九条ただし書に規定する商店街組合若しくはこれを会員とする商工組合連合会をいう。以下同じ。)が、当該商店街振興組合等に係る商店街の区域及びその周辺の地域の住民の生活に関する需要に応じて行う商品の販売又は役務の提供、行事の実施等の事業であつて、こ

三 経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 商店街活性化事業に関する次に掲げる事項
イ 商店街活性化事業の内容に関する事項
ロ 商店街活性化事業の促進に当たつて配慮すべき事項

三 商店街活性化支援事業に関する次に掲げる事項
イ 商店街活性化支援事業の内容に関する事項
ロ 商店街活性化支援事業の促進に当たつて配慮すべき事項

- 3 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聽かなければならない。
- 4 経済産業大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 商店街活性化事業の促進

(商店街活性化事業計画の認定)

- 第四条 商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、当該商店街活性化事業に関する計画(当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の行う商店街活性化事業に関するものを含む。以下「商店街活性化事業計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その商店街活性化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定商店街活性化事業者」という。)は、当該認定に係る商店街活性化事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、それを経済産業大臣に提出して、その商店街活性化支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 認定商店街活性化事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)(第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定商店街活性化事業者又はその組合員若しくは所属員である中小企業者が認定商店街活性化事業計画に従つて行う商店街活性化事業以下「認定商店街活性化事業」という。)に必要な資金に係るもの)のことをいう。

第九条 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化支援事業計画の認定)

- 第六条 一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の三分の一以上が中小企業

者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条で定をしようとするときは、あらかじめ、当該商店街活性化事業がその区域内において行われることとなる都道府県及び市町村(特別区を含む。)の意見を聞き、当該意見に配慮しなければならない。

(商店街活性化支援事業計画の認定)

- 2 認定商店街活性化支援事業者は、前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(商店街活性化支援事業計画の変更等)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化支援事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化支援事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化支援事業の目標)

- 2 商店街活性化支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(商店街活性化事業計画の認定)

- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る商店街活性化事業計画(第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定商店街活性化事業計画」という。)に従つて商店街活性化支援事業が行われていないと認められるときは、その認定を取り消すことができる。

(商店街活性化事業計画の変更等)

- 4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

		第三条第一項	
	保険価額の合計 額が	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証(以下「商店街活性化事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
第三条の二第一項及び 第三条の三第一項	保険価額の合計 額が	商店街活性化事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ	
第三条の二第二項	当該借入金の額 のうち	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち	
第三条の三第二項	当該債務者 に、当該債務者 に、それぞれ当該保証をした	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者に、それぞれ当該保証をした	
	当該債務者 に、当該債務者 に、当該債務者	商店街活性化事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者に、それぞれ当該保証をした	

		活性化支援事業(以下「認定商店街活性化支援事業」という。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定商店街活性化支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。	
		(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例) 第九条 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)第三条第一項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金の貸付けを受けて同法第二条第四項に規定する貸与機関(以下「貸与機関」という。)が行う同条第五項に規定する設備資金貸付事業(以下「設備資金貸付事業」という。)に係る貸付金であつて、認定商店街活性化事業者の組合員又は所員である同条第一項に規定する小規模企業者等が認定商店街活性化事業計画に従つて設置する設備又は取得するプログラム使用権(同条第七項に規定するプログラム使用権をいう。)に係るものについては、同法第四条第二項の規定にかかるわらず、一の借主に対して貸し付けることができる設備資金貸付事業に係る貸付金の額は、一の設備又は一のプログラム使用権につき、貸与機関が必要と認めた金額の三分の二に相当する額以内の額とする。	

		(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商店街活性化促進業務)	
		第十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、商店街活性化事業を促進するため、次の各号の一部の貸付けを行うことができる。	
		一 認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業を行つて必要な資金の貸付けを行うこと。 二 認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業を行つて必要な資金の貸付けを行うこと。	
		第三章 雜則	

第十二条 国は、認定商店街活性化事業者又は認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
(報告の徵収)

第十三条 経済産業大臣は、認定商店街活性化事業者に対し、当該認定商店街活性化事業計画の実施状況について報告を求めることができる。
2 経済産業大臣は、認定商店街活性化支援事業者に対し、当該認定商店街活性化支援事業計画に基づく商店街活性化支援事業計画に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、商店街活性化事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」(無担保保険)とあり、及び同法第五条中「百分の七十」(無担保保険)とあるの

4 認定商店街活性化支援事業者であつて、当該用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

の実施状況について報告を求めることができ
る。

(権限の委任)

第十四条 この法律に規定する経済産業大臣の権
限は、経済産業省令で定めるところにより、經
済産業局長に委任することができる。

第四章 罰則

第十五条 第十三条の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金
に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用者その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項
の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の施行の状況につい
て検討を加え、必要があると認めるときは、そ
の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

(中小企業基本法の一部改正)

第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百
五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業者と農林
漁業者との連携による事業活動の促進に関する
法律(平成二十年法律第三十八号)」を、「中小企
業者と農林漁業者との連携による事業活動の促
進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及
び同項第五号中「第十五条第一項第十二号」を

び商店街の活性化のための地域住民の需要に応
じた事業活動の促進に関する法律(平成二十
一年法律第二号)」に改める。

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)
(印紙税法の一部改正)

別表第三の文書名の欄中「第十一号並びに
第十二号」を「並びに第十一号から第十三号ま
で」に改める。

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部
(改正)

別表第三の文書名の欄中「第十一号並びに
第十二号」を「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは「第十二号並びに第十三号」と、
「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは「第十二号」に改める。

第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法
(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次によ
うに改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、
第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下
げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 商店街の活性化のための地域住民の需
要に応じた事業活動の促進に関する法律

(平成二十一年法律第
号)第十条の規
定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十一号
及び第十二号」を「第十五条第一項第十二号及び
第十三号」に、「同条第一項第十三号」を「同条第
一項第十四号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び同項第十号」を
「同項第十号及び第十一号」に、「同項第十三

号」を「同項第十四号」に改め、同項第二号中「同
項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第三
号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一
項第十四号」に改め、同項第四号中「第十五

号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改
め、同項第五号中「第十五条第一項第十二号」を

第十五条第一項の改正 規定		第十四号を第十五号とし、第十一 号から第十三号までを一号ずつ繰 り下げ、第十号	第十五号を第十六号とし、第十二 号から第十四号までを一号ずつ繰 り下げ、第十一号
第十七条第二項の改正 規定	第十五号を第十一号及び第十 二号」を「第十五条第一項第十二号 及び第十三号」に、「同条第一項第 十三号」を「同条第一項第十四号	第十五条第一項第十二号及び第十 三号」を「第十五条第一項第十三号 及び第十四号」に、「同条第一項第 十四号」を「同条第一項第十五号	第十五条第一項第十二号及び第十 三号」を「第十五条第一項第十三号 及び第十四号」に、「同条第一項第 十四号」を「同条第一項第十五号
第十八条第一項第一号 の改正規定	及び同項第十号を「同項第 十号」に 及び第十一号に	同項第十一号」の下に「及び第十二 号」を加え	同項第十四号」を「同項第十五号
同項第十二号」を「同項第十四号	同項第十四号」を「同項第十五号		

官報(号外)

第十八条第一項第二号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号」と同項第十四号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十三号」を「第十号」を「同項第十四号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十八条第一項第五号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号」と同項第十四号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第六号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十八条第一項第七号の改正規定	五条第一項第十三号」を「第十号」を「同項第十四号」とする規定
第十八条第一項第八号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十八条第一項第九号の改正規定	五条第一項第十四号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第十号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十八条第一項第十一号の改正規定	同項第十四号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第十二号の改正規定	同項第十二号」を「第十号」を「同項第十三号」とする規定
第十八条第一項第十三号の改正規定	五条第一項第十三号」を「第十号」を「同項第十四号」とする規定
第十八条第一項第十四号の改正規定	同項第十三号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十八条第一項第十五号の改正規定	同項第十四号」を「第十号」を「同項第十六号」とする規定

第十五条第一項第十一号及び第十号の改正規定	第十五条第一項第十三号及び第十号の改正規定
第十五条第一項第十二号の改正規定	第十五条第一項第十四号の改正規定
第十五条第一項第十三号の改正規定	同項第十四号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十五条第一項第十四号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十五条第一項第十五号の改正規定	五条第一項第十三号」を「第十号」を「同項第十四号」とする規定
第十五条第一項第十六号の改正規定	同項第十二号」を「第十号」を「同項第十三号」とする規定
第十五条第一項第十七号の改正規定	同項第十四号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十五条第一項第十八号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十二号」とする規定
第十五条第一項第十九号の改正規定	五条第一項第十三号」を「第十号」を「同項第十四号」とする規定
第十五条第一項第二十号の改正規定	同項第十二号」を「第十号」を「同項第十五号」とする規定
第十五条第一項第二十一号の改正規定	五条第一項第十四号」を「第十号」を「同項第十六号」とする規定
第十五条第一項第二十二号の改正規定	同項第十一号」を「第十号」を「同項第十七号」とする規定
第十五条第一項第二十三号の改正規定	五条第一項第十五号」を「第十号」を「同項第十八号」とする規定
第十五条第一項第二十四号の改正規定	同項第十二号」を「第十号」を「同項第十九号」とする規定
第十五条第一項第二十五号の改正規定	五条第一項第十六号」を「第十号」を「同項第二十号」とする規定

2 前項の場合において、整備法第十九条の印紙税法別表第三の改正規定中「第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで」とし、整備法第百十条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定

第十一号から第十五号まで

第十一号から第十六号まで

審査報告書

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

環境委員長 有村 治子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費は、初年度において約百十五億円と見込まれている。

二、費用

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年七月三日

衆議院議長 河野 洋平

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案

前文
目次

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 救済措置の方針等(第五条・第六条)

第三章 水俣病問題の解決に向けた取組(第七条)

第四章 公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し(第八条～第十六条)

第五章 指定支給法人(第十七条～第二十九条)

第六章 雜則(第三十条～第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条～第四十二条)

附則

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかつたことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁

判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐつて多くの方が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となつたメチル水銀を排出した事業者をいう。

第三条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。

(救済及び解決の原則)

第二条 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号。以下「補償法」という)第二条第三項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域(当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。)の属する県をいう。

第三条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのつとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるよう努めなければならない。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約(当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。)をいう。

5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第二百三十三号)に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

(国等の責務)

第四条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのつとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるよう努めなければならない。

第二章 救済措置の方針等

(救済措置の方針等)
第五条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害をする者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給(以下「救済措置」という。)に関する方針を定め、公表するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第四条第二項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨
二 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項
三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項
4 第一項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。
5 関係事業者は、前項の要請があつた場合は、一時金を支給するものとする。

6 関係事業者は、前項の支給に関する事務を第十七条第二項の指定支給法人に委託することができる。

7 関係県は、第一項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

(水俣病被害者手帳)

第六条 政府は、前条第一項の方針において、同項及び同条第二項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2 関係県は、前条第一項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 水俣病問題の解決に向けた取組

第七条 政府、関係県(補償法第四条第三項の政令で定める市を含む。第三項において同じ。)及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

- 1 救済措置を実施すること。
- 2 水俣病に係る補償法第四条第二項の認定等の申請に対する処分を促進すること。
- 3 水俣病に係る紛争を解決すること。
- 4 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を

終了すること。

2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

一 株式会社を設立すること及び当該株式会社が設立に際して発行する株式の総数を特定事業者が引き受けること。

二 特定事業者が、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業を前号の株式会社(以下「事業会社」という。)に譲渡すること。

三 特定事業者が、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けること。(以下「事業譲渡」という。)

四 事業再編計画の実施及び事業譲渡の時期に関する事項

五 前各号に掲げる事項以外の事項であつて、特定事業者の事業の再編に必要な事項

六 事業会社の事業計画

七 事業譲渡の時における特定事業者が総数を保有する事業会社の株式の評価額

八 第二号に規定する個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務の支払に関する特定事業者の資金計画

九 第一項の方針に基づく一時金の支給に同意しておらず、当該申請に係る特定事業者が第五条の各号のいずれにも適合するものであると認められたときは、前項の認可をするものとする。

十 環境大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特定事業者が第五条の各号のいずれにも適合するものであると認められたときは、前項の認可をするものとする。

十一 個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に、救済措置の開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時

- 1 第九条 前条の規定による指定を受けた者(以下「特定事業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した事業の再編に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、環境大臣の認可を申請しなければならない。

点において支障が生じないと認められることがある。

二 事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。

三 特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。

四 その内容が債権者の一般の利益に反するものではないこと。

五 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載するものである。

六 代替許可の決定は、第四項の規定による特定会社に対する送達がされた時から、効力を生ずる他の行為による債務の履行に要する原資が減少しないものであること。

七 代替許可の決定に対しては、株主は第四項の公告のあった日から一週間に不変期間内に、即時抗告をすることができる。

八 第三項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編(第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。)の規定を準用する。

九 第十二条 前条第一項第一号に掲げる事項に係る代替許可に係る登記の特例

十条 第二項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第一号の規定にかかるらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画(以下「認可事業再編計画」という。)に記載されたものを行うことができる。

一一 事業譲渡
一二 資本金の額の減少
二 前項の許可(以下「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があつたものとみなす。

三 代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店

の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

四 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特定会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

五 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

六 代替許可の決定は、第四項の規定による特定会社に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

七 代替許可の決定に対しては、株主は第四項の公告のあった日から一週間に不変期間内に、即時抗告をすることができる。

八 第三項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編(第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。)の規定を準用する。

九 第十二条 前条第一項第一号に掲げる事項に係る代替許可に係る登記の特例

十条 第二項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第一号の規定にかかるらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画(以下「認可事業再編計画」という。)に記載されたものを行うことができる。

一一 事業譲渡
一二 資本金の額の減少
二 前項の許可(以下「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があつたものとみなす。

三 代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店

確保及び公的支援に係る借入金債務の返済の確保その他債権者の保護に関する政府の方針に従つて、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、第一項の株式の譲渡に係る承認をすることができる。

一 第十九条第一項の補償賦課金を株式の譲渡により確保できること。

二 公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと見込まれること。

三 第一項の株式の譲渡の後に債権者の一般の利益が害されること。

四 環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

五 環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

六 環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

七 環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

八 環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

九 第十二条 前条第一項第一号に掲げる事項に係る代替許可に係る登記の特例

十条 第二項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第一号の規定にかかるらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画(以下「認可事業再編計画」という。)に記載されたものを行うことができる。

一一 事業譲渡
一二 資本金の額の減少
二 前項の許可(以下「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があつたものとみなす。

三 代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店

の他その業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

三 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

四 環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

五 環境大臣は、特定事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく環境大臣の処分に違反したときは、当該特定事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

六 環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

七 環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

八 環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

九 第十二条 前条第一項第一号に掲げる事項に係る代替許可に係る登記の特例

十条 第二項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第一号の規定にかかるらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画(以下「認可事業再編計画」という。)に記載されたものを行うことができる。

一一 事業譲渡
一二 資本金の額の減少
二 前項の許可(以下「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があつたものとみなす。

三 代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店

官 報 (号 外)

<p>務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 環境大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報で公示しなければならない。</p> <p>(業務)</p> <p>第十八条 指定支給法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 第五条第六項の規定により関係事業者から委託を受け、同条第五項の一時金を支給すること。</p> <p>二 繼続補償受給者第十二条第一項の株式の譲渡の開始の時までに継続補償受給者となつた者(その親族を含む。)に限る。(以下同じ。)に対し個別補償協定に定められた補償給付の支給に相当する支給を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>
<p>4 特定事業者は、第十二条第一項の事業会社の株式の譲渡によって得られた収入(以下「事業会社株式に係る譲渡収入」という。)から、前項の通知に従い、指定支給法人に対し、遅滞なく補償賦課金を納付しなければならない。</p> <p>5 指定支給法人が継続補償受給者に前条第一項第二号の支給を行った場合には、特定事業者は、その価額の限度で、当該継続補償受給者に對し、補償給付を支給する義務を免れる。</p> <p>6 指定支給法人は、第四項の規定により特定事業者から納付された補償賦課金を個別補償支給業務に充てるため、次条の補償基金に積み立てなければならない。</p> <p>(補償基金)</p> <p>第二十条 指定支給法人は、個別補償支給業務に関する基金(以下「補償基金」という。)を設け、前項第四項の規定により特定事業者が補償賦課金として納付した金額をもってこれに充てるものとする。</p> <p>(個別補償支給業務に要する経費の確保)</p> <p>第十九条 第十二条第一項の規定により特定事業者が事業会社の株式を譲渡した場合には、指定支給法人は、将来にわたる個別補償支給業務の実施に必要な経費に充てるため、特定事業者から補償賦課金を遅滞なく徴収しなければならない。</p> <p>2 指定支給法人は、第十二条第二項の通知を受けた場合には、前項の補償賦課金の額及び徴収方法について、環境大臣の認可を受けなければならぬ。</p>
<p>3 指定支給法人は、前項の認可を受けたときは、特定事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、補償賦課金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。</p> <p>4 特定事業者は、第十二条第一項の事業会社の株式の譲渡によって得られた収入(以下「事業会社株式に係る譲渡収入」という。)から、前項の通知に従い、指定支給法人に対し、遅滞なく補償賦課金を納付しなければならない。</p> <p>5 指定支給法人が継続補償受給者に前条第一項第二号の支給を行った場合には、特定事業者は、その価額の限度で、当該継続補償受給者に對し、補償給付を支給する義務を免れる。</p> <p>6 指定支給法人は、第四項の規定により特定事業者から納付された補償賦課金を個別補償支給業務に充てるため、次条の補償基金に積み立てなければならない。</p> <p>(補償基金)</p> <p>第二十一条 指定支給法人は、個別補償支給業務に関する基金(以下「補償基金」という。)を設け、前項第四項の規定により特定事業者が補償賦課金として納付した金額をもってこれに充てるものとする。</p> <p>(事業計画等)</p> <p>第二十二条 指定支給法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支給業務に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>2 指定支給法人は、環境省令で定めるところに於ては、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第二十三条 指定支給法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、支給業務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(帳簿)</p> <p>第二十四条 指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、支給業務に關し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(解任命令)</p> <p>第二十五条 環境大臣は、指定支給法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は支給業務に關係著しく不適当な行為をしたときは、指定支給法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第二十六条 環境大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、指定支給法人に対し、支給業務に關し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第二十七条 環境大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、指定支給法人に対し、支給業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消されたとき。</p> <p>3 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。</p>

したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により指定を取り消した場合において、環境大臣がその取消し後に新たに指定を受けた指定支給法人を指定したときは、取消しに係る指定を受けた指定支給法人に帰属する。

4 前項に定めるものほか、第一項の規定により指定を取り消した場合における支給業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

(第六章 雜則)

(法人税に係る課税の特例)

第三十条 特定事業者が認可事業再編計画に基づいて事業会社への事業譲渡を行ったときは、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度前各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額を加算した金額)で政令で定める金額のうち、当該事業譲渡の時における当該事業会社の株式の価額として政令で定める金額から当該事業譲渡に係る純資産価額(当該事業譲渡に係る資産の帳簿価額から当該事業譲渡に係る負債の帳簿価額を控除した金額をいう。)を控除した金額に達するまでの金額は、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条の十三及び第八十二条の十の規定は、適用し

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義はない。
は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

三 欠損金額 法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。

四 連結欠損金額 法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。

五 個別欠損金額 法人税法第八十一条の十八に規定する個別欠損金額をいう。

六 連結所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。

3 特定事業者が第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一及び第六十八条の九十五の規定の適用について

は、同法第六十六条の十一第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるも

の」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十八条の九十五第一項中「長期間にわ

たつて使用され、又は運用される基金又は信託

財産に係る負担金又は掛金で第六十六条の十一

第一項各号に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別

措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金とする。

4 第二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他同項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税に係る課税の特例)

第三十一条 特定事業者が、認可事業再編計画に基づき事業会社を設立する場合には、当該事業会社の設立の登記に係る登録免許税の税率は、

財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十年法律第三十五号)第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 前項の事業会社が、認可事業再編計画に基づき事業譲渡の対価として新たに株式を発行する場合には、当該株式の発行による当該事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

(公的支援に係る借入金債務の返済等の方針)

第三十二条 特定事業者は、事業会社株式に係る譲渡収入から第十九条第四項の規定により指定支給法人に納付した金額を控除した残額(当該

残額の運用によって得られた収益を含む。)については、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務及び認可事業再編計画の遂行に必要な費用に充当することができる。

(地域の振興等)

第三十三条 特定事業者が、認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産の所有権を取得した場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(健康増進事業の実施等)

第三十四条 特定事業者は、政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第三十五条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

第三十六条 政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るために事業、地

いて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができない。

3 第一項に定めるものに係る当該不動産の取得は、不動産取得税を課すことができる。

(救済措置の実施等に必要な支援)

第三十七条 特定事業者が第五条第五項の一時金の支給を行なうことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずるものとする。

2 環境大臣は、関係金融機関等に対して、特定事業者に対する支援の継続を要請するものとする。

(公的支援に係る借入金債務の返済等の方針)

第三十八条 特定事業者は、事業会社株式に係る譲渡収入から第十九条第四項の規定により指定支給法人に納付した金額を控除した残額(当該

残額の運用によって得られた収益を含む。)については、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務及び認可事業再編計画の遂行に必要な費用に充当することができる。

(地域の振興等)

第三十九条 特定事業者は、政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第四十条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第四十一条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第四十二条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第四十三条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

(健康増進事業の実施等)

第四十四条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

官報(号外)

域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

2 政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第三十七条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者(水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。)の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の公表に当たつては、指定地域等居住者又はその家族の秘密又は私生活若しくは業務の平穀が害されることがないよう適切な配慮がされなければならない。

3 政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査 効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。

第七章 罰則

第三十八条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以上

下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二条第一項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「平成八年九月三十日まで」を「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法平成二十一年法律第号)附則第二条の規定の施行の日から当分の間に」に、「附則第十二条を「附則第四条」に改め、同項第二号中「昭和六十二年八月三十一日以前に」を削り、「していた」を「した」に改め、同条第二項中「により環境庁長官が受けた申請に関する」を「による申請を受けた場合には」に改め、同条第三項中「附則第十二条」を「附則第四条」に改める。

第四条を次のように改める。

(認定審査の促進)

第四条 県知事等は、認定等の申請をした者で第二条第一項各号に掲げるものの迅速かつ公正確実な救済のため特に必要があると認めるときは、環境大臣と協議の上、環境大臣に対して、当該認定等の申請に係る事案を移送することができる。

第三百十七条の次に次の二条を加える。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百十七条の二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

2 県知事等は、前項の規定により事案を移送しようとするときは、当該移送に係る認定等の申請をした者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定により事案が移送されたときは、当該移送に係る認定等の申請をした者は、第二条第一項の規定に基づき環境大臣に議申立て」を「当該審査請求」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、附則第四条の規定は、この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「審理員」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する同法第二十七条」を「行政不服審査法(平成二十一年法律第号)第二十三条」に、「当該審査請求」に改める。

審査報告書

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年七月七日

環境委員長 有村 治子
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、海岸漂着物等の円滑な処理が我が国における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次

の事項について適切な措置を講すべきである。

一、海岸漂着物対策の推進に当たつては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であること

から、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

二、漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際しては、地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること。

三、船舶等から流出した油については、本法律の制定後も、引き続き、海洋汚染防止法等に基づいて防除措置等の適切な実施を図ること。
右決議する。

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年七月三日

衆議院議長 河野 洋平

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策(以下「海岸漂着物対策」という。)に関する生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行わなければならない。

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行わなければならない。

(総合的な海岸の環境の保全及び再生)

第三条 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行わなければならない。

所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

第三章 地域計画等(第十四条～第十六条)

第四章 海岸漂着物対策の推進

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理(第十七条～第二十一条)

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制(第二十二条～第二十四条)

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策(第二十五条～第三十二条)

十一条

附則

第一章 目次

第一編 第一章 総則(第一条～第十二条)

第二編 第二章 基本方針(第十三条)

2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸

漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法昭和三十一年法律第二百一号)第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理者を行う者であつてその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所持する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであつて、その発生の状況が環境の保全に對する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立つて、海岸漂着物等の発生の効果的な

抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。

(海洋環境の保全)

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることから、周辺国との間で、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十

三条第一項において単に「基本理念」という。)にのつとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴つて海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有

し、若しくは管理する土地を適正に維持管理す

ること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第二章 基本方針	
第十三条 政府は、基本理念にのつとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。	1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
第十四条 地域計画には、次の事項を定めるものとする。	2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。	1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
3 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項	2 地域計画には、次の事項を定めるものとする。

3 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項	3 海岸漂着物対策の実施に当たつて配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要な事項
4 海岸漂着物対策の実施に当たつて配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要な事項	4 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。
5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。	5 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合は、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聽かなければならない。
6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。	6 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されるときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。
7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。	7 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(海岸漂着物対策推進協議会)

第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関し協議すること。

二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行ふこと。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定めること。

（海岸漂着物対策活動推進員等）

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができると、海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言

をすること。

三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に

行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策

（第一節 海岸漂着物等の円滑な処理）

（処理の責任等）

（第二節 海岸漂着物等の円滑な処理）

（第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策）

と認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（協力の求め等）

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聞いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めるこができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

（外交上の適切な対応）

第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができると、外務大臣は、海岸漂着物等の処理に関する協力を求めることがある。

（第二節 海岸漂着物等の発生の抑制）

（第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策）

等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

（ごみ等を捨てる行為の防止）

第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（土地の適正な管理に関する助言及び指導等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散する」ととならないよう、当該土地の適正な管理に関する助言及び指導を行うよう努めなければならない。

（第二節 海岸漂着物等の発生の抑制）

第二十五条 民間の団体等との緊密な連携の確保等）

（市町村の要請）

第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じている

（第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物

（第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物

<p>等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割的重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。 (海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)</p>	
<p>第三十六条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第二百三十号)第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。 (海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)</p>	
<p>第三十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。 (技術開発、調査研究等の推進等)</p>	
<p>第二十八条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。 (財政上の措置)</p>	
<p>第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。 2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域か</p>	
<p>ら流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。</p> <p>3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割的重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。</p> <p>(海岸漂着物対策推進会議)</p>	
<p>第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。</p>	
<p>3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。</p>	
<p>3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。</p>	
<p>(法制の整備)</p>	
<p>第三十一条 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。</p>	
<p>(施行期日)</p>	
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。 (検討)</p>	
<p>2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	
<p>3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の活動の促進を図るために、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>4 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。</p>	
<p>一 永住者のうち特に我が国への定着性の高い者についての在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続、再入国和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案等の法律案</p>	
<p>右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。</p>	
<p>平成二十一年七月七日</p>	
<p>参議院議長 江田 五月殿</p>	
<p>法務委員長 澤 雄二</p>	
<p>要領書</p>	
<p>一、委員会の決定の理由</p>	
<p>本法律案は、法務大臣が外国人の公正な在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図るため所要の改正等を行なほか、外国人研修生等の保護の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。</p>	
<p>二、みなし再入国許可制度については、特別永住者の歴史的経緯及び我が国における定着性を考慮し、今後も引き続き検討すること。</p>	
<p>三、在留カード又は特別永住者証明書の有無にかわらず、すべての外国人が予防接種や就学の権利を享受するための在留カードの発行を実現するための法的整備に万全を期すこと。</p>	
<p>四、在留カード及び特別永住者証明書の番号については、これらの番号をマスターキーとして名寄せがなされることにより、外国人のプライバシーが不当に侵害されるという疑惑が生じないよう、管理体制に万全を期すこと。</p>	
<p>五、所属機関の届出に係る努力義務については、的確な在留管理の実現に留意しつつ、その履行が所属機関の過重な負担となることのないよう、また、届出の内容が出入国管理及び難民認定法の目的の範囲から逸脱することがなく必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期すること。</p>	

附帯決議

六 法務大臣が一元的かつ継続的に把握することとなる在留外国人に係る情報が、いやしくも出

入国の公正な管理を図るという出入国管理及び難民認定法の目的以外の目的のために不適に利

用又は提供されることがないよう、当該情報の取扱いに当たっては個人の権利利益の保護に十分に配慮すること。

七 配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度について、その弾力的な運用を行うとともに、配偶者からの暴力等により当該活動を行わないことによる正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

八 新たに中長期在留者となつた者が、上陸許可の証印等を受けた日から九十日以内に住居地の届出をしないこと及び中長期在留者が、届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に新住居地の届出をしないことにより在留資格を取り消すことができる制度については、その弾力的な運用を行うとともに、正当な理由がある場合には、在留資格の取消しの対象とならない旨の周知徹底を図ること。

九 本法の施行による不法滞在者の潜行を防止する必要性があることにかんがみ、在留特別許可の許否の判断における透明性を更に向上させるための公表事案の大額な追加 ガイドラインの内容の見直し等を行い、不法滞在者の実情に配慮して、不法滞在者が自ら不法滞在の事実を申告して入国管理官署に出頭しやすくなる環境を

整備すること。

十 本法により、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第三項等に規定する国を含まないことが明確に規定されることとなつたことを踏まえ、退去強制を受ける者をその者の国籍等の属する国等に送還することの可否について、退去強制手続及び難民認定手続において、多方面から慎重な調査を行うこと。

十一 外国人研修生・技能実習生の受け入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人

的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。

十二 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不適に拘束する面があることからかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受け入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。

十三 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直

しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護 我が國の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。

十四 入国者受容所等視察委員会については、専門性にも配慮しつつ幅広く各界各層から委員を選任するとともに、委員会が十全な活動を行えるよう、その活動に係る人的・物的体制を整備し、委員会に対する情報の提供を最大限行う等の手段の配慮を行うこと。

十五 新たな在留管理制度の構築や在留外国人に係る住民基本台帳制度の整備がなされることを踏まえ、我が国において真に多文化共生社会の実現がなされるよう、労働、教育、福祉等様々な分野における諸施策の一層の拡充を図ることも、外国人が生活しやすい環境の整備に努めること。

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条の二第一項中「取得に係る在留資格」の下に「(技能実習の在留資格にあつては、別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「在留資格は、別表第一」の下に「の上欄(技能実習の在留資格にあつては、二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)」を加える。

第二章第二節中第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前

(小字及び
は衆議院修正)

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する

第一 条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第一条の二第一項中「取得に係る在留資格」の下に「(技能実習の在留資格にあつては、別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「在留資格は、別表第一」の下に「の上欄(技能実習の在留資格にあつては、二の表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ又は第二号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)」を加える。

第二章第二節中第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十九日

参議院議長 江田 五月殿

衆議院議長 河野 洋平

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前

よつて国会法第八十三条により送付する。

(上陸の拒否の特例)

第五条の二 法務大臣は、外国人について、前

よつて国会法第八十三条により送付する。

(上陸の拒否の特例)

は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き」を加え、同項第四号中「こと」の下に「(第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいづれにも該当しないこと。以下同じ。)」を加える。

第十四条第一項ただし書中「該当する者」の下に「(第五条の二の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する特定の事由のみによつて第五条第一項各号のいづれかに該当する場合を除く。以下同じ。)」を加える。

第十六条第八項中「該当する」の下に「者である」を加える。

第十九条の見出しを「活動の範囲」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、法務大臣は、当該許可に必要な条件を付することができる。

第十九条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

は第九号の二に該当する特定の事由がある場合であつても、当該外国人に第二十六条第一項の規定により再入国の許可を与えた場合その他の法務省令で定める場合において、相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該事由のみによつては上陸を拒否しないこととすることができる。

第七条第一項第二号中「活動」の下に「二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動を除き」を加え、同項第四号中「こと」の下に「(第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて第五条第一項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいづれにも該当しないこと。以下同じ。)」を加える。

3 法務大臣は、前項の許可を受けている者が同項の規定に基づき付された条件に違反した場合その他その者に引き続き当該許可を与えておくことが適当ないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

第二十条第一項中「第三項まで」の下に「及び

次条を、「変更」の下に「技能実習の在留資格

(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二

号又は口に係るものに限る。)を有する者につ

いては、法務大臣が指定する本邦の公私機関

の変更を含み、「を加え、同条に次の二項を加え。

5 第二項の規定による申請があつた場合(三十日以下の在留期間を決定されている者から申請があつた場合を除く。)において、その申請時に当該外国人が有する在留資格に伴う

在留期間の満了の日までにその申請に対する

処分がされないときは、当該外国人は、そ

の在留期間の満了後も、当該処分がされる日又

は從前の在留期間の満了の日から二月を経過

する日のいづれか早い日までの間は、引き続

き当該在留資格をもつて本邦に在留すること

ができる。

第二十条の次に次の二項を加える。

(技能実習の在留資格の変更の特則)

第二十条の二 技能実習の在留資格(別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号又は口に係るものに限る。)への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格

(同表の技能実習の項の下欄第一号又は口に係るものに限る。)をもつて本邦に在留して

いた外国人でなければ受けことができない。

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定

による技能実習の在留資格(別表第一の二の

表の技能実習の項の下欄第二号又は口に係

るものに限る。)への変更の申請があつたとき

は、当該外国人が法務省令で定める基準に適

合する場合でなければ、これを許可すること

ができない。

3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようと

するときは、あらかじめ、関係行政機関の長

と協議するものとする。

第二十一条第三項中「前項」の下に「規定による」を加え、同条第四項を次の二項に改める。

4 第二十条第四項の規定は前項の規定による許可をする場合に、同条第五項の規定は第二項の規定による申請があつた場合に、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「新た在留資格及び在留期間を記載させ」とあるのは「新た在留期間を記載させ」と、「新た在留資格及び在留期間を記載した」とあるのは「在留資格及び新た在

券、乗員手帳又は許可書(以下この条において「旅券等」という。)の提示に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中

「第一項の旅券又は許可書の提示」を「旅券等の提示」に、「提示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

四 遭難による上陸の許可を受けた者 遭難による上陸許可書

五 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書

六 仮滞在の許可を受けた者 仮滞在許可書

七 一時庇護のための上陸の許可を受けた者 一時庇護許可書

八 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

九 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十一 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十二 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十三 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十四 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十五 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十六 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十七 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十八 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

十九 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十一 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十二 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十三 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十四 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十五 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十六 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十七 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十八 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

二十九 旅券等の提示を受けた者 旅券等の提示

示」に改め、同条第一項中「又は仮上陸許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書、遭難による上陸許可書、一時庇護許可書若しくは仮滞在許可書」を「(次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める文書)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 仮上陸の許可を受けた者 仮上陸許可書

二 乗員上陸の許可を受けた者 乗員上陸許可書及び旅券又は乗員手帳

三 緊急上陸の許可を受けた者 緊急上陸許可書

三の四 次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ 事業活動に関し、外国人に不法就労活動(第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。)をさせること。

ロ 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置くこと。

ハ 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又はロに規定する行為に關しあつせんすること。

第二十四条第四号中「次に掲げる者」を次のイからヨまでに掲げる者に改め、同号ロ中「在留期間」を「在留期間(第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により本邦に在留することができる期間を含む。)」を「在留期間(第二十条第五項中「第二十四条第三号」を「在留期間(第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により本邦に在留することができる期間を含む。)」に改め、同号ヘへを次のように改める。ヘ 次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1) 第七十三条の罪により禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 外国人登録に関する法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者。

ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

二十四条の三第二号中「第二十四条第三号」

の下に「から第三号の四まで」を加える。

第五十三条第三項を次のように改める。

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国(法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。)

二 捷問及び他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約

第三条第一項に規定する国

三 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約第十六条第一項に規定する国

第五十九条第三項中「定める施設」の下に「(第六十一条の七の六において「出国待機施設」という。)」を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十一条の七の二第一項第三号及び第六十一条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号及び第六十一条の四第一項第五号中「第二十四条第三号」の下に「から第三号の四まで」を加える。

第六十一条の七第一項中「収容場」を「収容場(以下「入国者収容所等」という。)」に、「入國者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」という。」に、「入

國者収容所又は収容場の」を「入国者収容所等の」に改め、同条第三項中「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」という。」に、「入

國者収容所又は収容場の」を「入国者収容所等の」に改め、同条第四項

中「地方入国管理局長」の下に「(以下「入国者収容所長等」という。)」を加え、「入国者収容所又は収容場」を「入国者収容所等」に改め、同条第五項中「入国者収容所長等」に、「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

五項中「入国者収容所長又は地方入国管理局長」に、「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

六項中「入国者収容所長等」に、「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

七項中「入国者収容所長等」に、「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

八項中「入国者収容所長等」に、「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

査しに改め、同条の次に次の五条を加える。
(入国者収容所等視察委員会)
第六十一条の七の二 法務省令で定める入国管理官署に、入国者収容所等視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、入国者収容所等の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある入国者収容所等を視察し、その運営に關し、委員会は、必要があると認めるときは、委員会による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかるわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(委員会の意見等の公表)
第六十一条の七の五 法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対し述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。
(出国待機施設の視察等)
第六十一条の七の六 委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行ふほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長に對して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

第七十条第一項第五号中「在留期間を」を「在留期間」を「入国者収容所等」に、「檢閲」を「検査」に改め、同条第五項中「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

把握するため、委員による入国者収容所等の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、入国者収容所長等に対し、委員による被收容者との面接の実施について協力を求めることができる。

3 入国者収容所長等は、前項の視察及び面接について、必要な協力をしなければならない。

4 第六十一条の七第五項の規定にかかるわらず、被收容者が委員会に対して提出する書面については、検査し、又はその提出を禁止し、若しくは制限してはならない。

(委員会の意見等の公表)
第六十一条の七の五 法務大臣は、毎年、委員会が入国者収容所長等に対し述べた意見及びこれを受けて入国者収容所長等が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、法務省令で定める。

3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。
(出国待機施設の視察等)
第六十一条の七の六 委員会は、第六十一条の七の二第二項に規定する事務を行ふほか、出国待機施設の適正な運営に資するため、法務省令で定める担当区域内にある出国待機施設を視察し、その運営に關し、当該出国待機施設の所在地を管轄する地方入国管理局の長に對して意見を述べるものとする。

2 前二条の規定は、前項に規定する事務を行ふ場合に準用する。

第七十条第一項第五号中「在留期間を」を「在留期間」を「入国者収容所等」に、「檢閲」を「検査」に改め、同条第五項中「入国者収容所等」に、「入國者収容所又は

留期間(第二十条第五項(第二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定により本邦に在留することができる期間を含む。)」を「に改め
る。

第七十三条の二第二項を削る。

第七十四条の七中第七十三条の二第一項第
二号を「第七十三条の二第二号」に改める。

第七十六条第一号中「違反して旅券又は許可
書を携帯しなかつた」を「違反した」に改め、同
条第二号中「旅券」の下に「乗員手帳」を加え
る。

第七十七条の二中「違反して旅券又は許可書
を携帯しなかつた」を「違反した」に改める。
別表第一中「第十九条」の下に「第二十条の
二」を加え、同表の二の表に次のように加え
る。

第七十七条の二中「違反して旅券又は許可書
を携帯しなかつた」を「違反した」に改める。
別表第一中「第十九条」の下に「第二十条の
二」を加え、同表の二の表に次のように加え
る。

技能実習

一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

イ 本邦の公私機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私機関
と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私機関の外国に
ある事業所の職員がこれらの本邦の公私機関との雇用契約に基づい
て当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若し
くは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこ
れらの本邦の公私機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当
該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)

ロ 法務省令で定める要件に適合する當利を目的としない団体により受
け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、
当該団体の○監理の下に本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当
該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動

二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動

イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等
に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私機関との雇用契約
に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動
ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能
等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私機関との雇用
契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事す
る活動(法務省令で定める要件に適合する當利を目的としない団体の
○監理の下に当該業務に従事するものに限る。)

別表第一の四の表留学の項中「若しくはこれ
に準ずる機関、専修学校的専門課程、外国にお
いて十二年の学校教育を修了した者に対して本
邦の大学に入学するための教育を行う機関又は
高等専門学校」を「高等専門学校、高等学校
(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特
別支援学校的高等部、専修学校若しくは各種學
校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機
関」に改め、同表就学の項を削り、同表研修の
項中「技術、技能又は知識」を「技能等」に改め、
「活動」の下に「二の表の技能実習の項の下欄第
一号及び」を加え、「及び就学の項」を削り、同
表家族滞在の項中「公用」の下に「技能実習」を
加え、「就学若しくは研修」を削る。

第二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次の
ように改正する。

目次中「第一節 在留、在留資格の変更及
び取消し等(第十九条—第二十二条の四)
第二十四条の三」を「第一節 在留
六条」

「第一節 在留
第一款 在留中の活動(第十九条・第十九
条第二款 在留中の活動(第十九条・第十九
条第二節 在留資格の変更及び取消し等(第二十
九条の三)
第三節 在留資格の変更及び取消し等(第二十
九条の三)
第四節 在留(第二十五条—第二十六条の二)
第五節 在留(第二十五条—第二十六条の二)

九条の十九
条—第二十二条の四 に改める。

第二条第十一号の二中「第六号」を「第三号」に
改める。

第二条の二第三項中「三年(特定活動別表第

一の五の表の下欄二に係るものと除く。)の在留
資格にあつては、五年」を「五年」に改める。

第六条第一項ただし書中「第二十六条の規定
による」を「第二十六条第一項の規定により」に
改め、「許可を受けている者」の下に「(第二十六
条の二第一項の規定により再入国の許可を受け
たものとみなされる者を含む。以下同じ。)」を
加え、「第六十二条の二の十二の規定による」を
「第六十二条の二の十二第一項の規定により」に
改める。

第七条第一項中「許可を受け」を「許可を受け
ている者」に、「所持して上陸する外国人」を「所
持している者」に改める。

第九条第三項ただし書中「受けて、」を「受けて
いる者」に、「所持して上陸するもの」を「所持
している者」に改め、同条第七項第一号中「受けて
いること」を「受けている者」に改め、「所持して
いる」の下に「者である」を加える。

第四章第一節の節名を次のように改める。

第一節 在留

第四章第一節中第十九条の前に次の款名を付
する。

第一款 在留中の活動

第十九条の二の次に次の款を加える。

第二款 中長期の在留

第十九条の三 法務大臣は、本邦に在留資格を
もつて在留する外国人のうち、次に掲げる者

以外の者(以下「中長期在留者」という。)に対
し、在留カードを交付するものとする。

一 三月以下の在留期間が決定された者
二 短期滞在の在留資格が決定された者
三 外交又は公用の在留資格が決定された者
四 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの
（在留カードの記載事項等）

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。
一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号口に規定する地域
二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
四 許可の種類及び年月日
五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
六 就労制限の有無
七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）とともに異なる番号を定めるものとする。
（新規上陸に伴う在留カードの交付）
第十九条の六 法務大臣は、入国審査官に、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留カードを交付させるものとする。
（新規上陸後の住居地届出）
第十九条の七 前条に規定する中長期在留者により、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。
3 前二項に規定するもののほか、在留カード

4 3 前二項に規定するもののほか、在留カードの様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。
2 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号口及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第五項の規定により在留することができる期間の末日が経過するまでの期間とする。
（在留カードの有効期間）
第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。
一 永住者（次号に掲げる者を除く。）在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日
二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者（第十九条の十一第一項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。）十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）
三 永住者以外の者（次号に掲げる者を除く。）在留期間の満了の日
四 永住者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者 在留期間

の様式、在留カードに表示すべきものその他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

在留カードは、前項の規定による在留カードにより表示されるものについて、その全部又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

14 5 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部

又は一部を、在留カードに電磁的方式により記録することができる。

（在留カードの記載事項等）

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する

国又は第二条第五号口に規定する地域

二 住居地（本邦における主たる住居の所在

地をいう。以下同じ。）

三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了

の日

四 許可の種類及び年月日

五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

六 就労制限の有無

七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）とともに異なる番号を定めるものとする。

の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日

カードの有効期間が在留期間の満了の日が経過するまでの期間となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者が、

第二十条第五項（第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項、第二十四条第四号口及び第二十六条第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後も引き続き本邦に在留することができることとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、第二十条第五項の規定により在留することができる期間の末日が経過するまでの期間とする。

（在留カードの有効期間）

第十九条の五 在留カードの有効期間は、その交付を受ける中長期在留者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者（次号に掲げる者を除く。）在留

カードの提出をして住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

（在留資格変更等に伴う住居地届出）

第十九条の八 第二十条第三項本文（第二十二

条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第一項又は第六十一

条の二の二第一項若しくは第二項の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第一項又は第六十一

して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合には、当該在留カードにその住居地の記載（第十九条の四第四項の規定による記録を含む。）をし、これを当該中長期在留者に返還するものとする。

（在留カードの記載事項等）

第十九条の四 在留カードの記載事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する

国又は第二条第五号口に規定する地域

二 住居地（本邦における主たる住居の所在

地をいう。以下同じ。）

三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了

の日

四 許可の種類及び年月日

五 在留カードの番号、交付年月日及び有効

期間の満了の日

六 就労制限の有無

七 第十九条第二項の規定による許可を受け

ているときは、その旨

2 前項第五号の在留カードの番号は、法務省令で定めるところにより、在留カードの交付（再交付を含む。）とともに異なる番号を定めるものとする。

（新規上陸に伴う在留カードの交付）

第十九条の六 法務大臣は、入国審査官に、前

章第一節又は第二節の規定による上陸許可の

証印又は許可（在留資格の決定を伴うものに

限る。）を受けて中長期在留者となつた者に対し、法務省令で定めるところにより、在留

カードを交付させるものとする。

（新規上陸後の住居地届出）

第十九条の七 前条に規定する中長期在留者

により、中長期在留者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。

3 前二項に規定するもののほか、在留カード

2 前条第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十二条の二第二項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第四項の規定による許可又は第二十二条の二第四項の規定による許可があつたものとみなす。

(住居地の変更届出)

第十九条の九 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地(変更後の住居地をいふ。以下同じ。)に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その新住居地を届け出なければならない。

い。

2 第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第二十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

(住居地以外の記載事項の変更届出)

第十九条の十 中長期在留者は、第十九条の四第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。

2 法務大臣は、前項の届出があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、新たな在留カードを交付させるものとする。

(在留カードの有効期間の更新)

第十九条の十一 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該中長期在留者の在留期間が有効期間の満了の日の二月前(有効期間の満了の日が十六歳の誕生日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、法務大臣に対し、在留カードの有効期間の更新を申請することができる。

3 前条第二項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

4 第十九条の十二 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合にあつては、その後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

(在留カードの失効)

第十九条の十四 在留カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

2 第十九条の十第二項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(汚損等による在留カードの再交付)

第十九条の十三 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損したとき(○以下この項において「毀損等の場合」といふ。)は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請することができる。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定によりにおいて、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九条の四第五項の規定による記録が毀損した在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた中長期在留者は、当該命令を受けた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付を申請しなければならない。

4 在留カードの交付を受けた中長期在留者であつて、第二十六条第一項の規定によりにおいて、入国審査官から出国の確認を受けたとき。

入国の許可の有効期間内に再入国をしなかつたとき。

五 在留カードの交付を受けた中長期在留者が新たな在留カードの交付を受けたとき。

六 在留カードの交付を受けた中長期在留者が死亡したとき。

(在留カードの返納)

第十九条の十五 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第一号、第二号又は第四号に該当して効力を失つたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、その所持する在留カードが前条第三号又は第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

4 在留カードが前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した中長期在留者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後に在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日)から十四日以内に、法務大臣に対

し、当該在留カードを返納しなければならぬ。

(所属機関等に関する届出)

第十九条の十六 中長期在留者であつて、次の各号に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者は、当該各号に掲げる在留資格の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたとき

は、当該事由が生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 教授、投資・経営、法律・会計業務、医療、教育、企業内転勤、技能実習、留学又は研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

2 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、研修 当該在留資格に応じてそれぞれ別表第一の下欄に掲げる活動を行う本邦の公私機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関からの離脱若しくは移籍

二 研究、技術、人文知識・国際業務、興行

(本邦の公私機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る。)又は技能・契約の相手方である本邦の公私機関の名称若しくは所在地の変更若しくはその消滅又は当該機関との契約終了若しくは新たな契約の締結

3 在留カードの交付を受けた中長期在留者は、在留カードの所持を失つた場合において、前条(第六号を除く。)の規定により当該在留カードが効力を失つた後、当該在留カードを発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該在留カードを返納しなければならない。

(中長期在留者に関する情報の継続的な把握)

第十九条の十八 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係及び活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他の在留管理に必要な情報を整理しなければならない。

2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 法務大臣は、在留管理の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて、第一項に規定する情報を取得し、又は保有してはならず、当該情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に留意しなければならない。

(事実の調査)

第十九条の十九 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出こととされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国情査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

(所属機関の届出義務)

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私機関その他の法務省令で定める機関(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十号)第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。)は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出[○]しなければならない。

3 法務大臣、入国情査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私機関の体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国する外国人を含む」を「除く」に改める。

3 法務大臣は、再入国の許可を受けて出国する外国人を含む」を削り、「三年」を「五年」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「数次再入国」を「再入国」に改め、「で再入国したもの」

を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「四年」を「六年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法務大臣は、再入国の許可を受けている外国人から、第二十条第二項又は第二十一条第

二項の規定による申請があつた場合において

て、相当と認めるときは、当該外国人が第二

十条第五項の規定により在留できる期間の末

日まで、当該許可の有効期間を延長すること

ができる。

第四章第三節中第二十六条の次に次の二条を

(みなし再入国許可)

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留

する外国人(第十九条の三第一号及び第二号

に掲げる者を除く。)で有効な旅券(第六十一

条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明

書を除く。)を所持するもの(中長期在留者に

あつては、在留カードを所持するものに限

る。)が、法務省令で定めるところにより、入

国審査官に対し、再び入国する意図を表明し

て出国するときは、前条第一項の規定にかか

わらず、同項の再入国の許可を受けたものと

みなす。ただし、出入国の公正な管理のため

再入国の許可を要する者として法務省令で定

められたものに該当する者については、この限り

でない。

2 前項の規定により外国人が受けたものとみ

なされる再入国の許可の有効期間は、前条第

三項の規定にかかわらず、出国の日から一年

(在留期間の満了の日が出国の日から一年を

経過する日前に到来する場合には、在留期間

の満了までの期間)とする。

3 第一項の規定により外国人が受けたものと

みなされる再入国の許可については、前条第

五項の規定は、適用しない。

第四章中第三節を第四節とする。

第二十三条第一項ただし書中「外国人登録法

(昭和二十七年法律第百二十五号)による外国人

登録証明書」を「次項の規定により在留カード」

に改め、同条第四項を削り、同条第三項を同条

第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」

に、「同項」を「これらの規定」に、「又は許可書」

を「許可書又は在留カード」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加

える。

2 中長期在留者は、法務大臣が交付し、又は

市町村の長が返還する在留カードを受領し、

常にこれを携帯していなければならない。

第二十三条规定の二項を加える。

5 十六歳に満たない外国人は、第一項本文及

び第二項の規定にかかる旅券等を携帯

することを要しない。

第二十四条第二号の三中「第二十二条の四第

六項」を「第二十二条の四第七項」に改め、同条

第三号中「又は第一節」の下に「、第二節」を加

え、同条第三号の四の次に次の二号を加える。

3 の五 次のイからニまで掲げるいずれか

の行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

の行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

本邦との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例

法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下単に「特別永住者証明書」とい

う。)を偽造し、若しくは変造し、又は偽

造若しくは変造の在留カード若しくは特

別永住者証明書を提供し、収受し、若し

くは所持すること。

口 行使の目的で、他人名義の在留カード

受し、若しくは所持し、又は自己名義の

在留カードを提供すること。

ハ 假造若しくは変造の在留カード若しく

は特別永住者証明書又は他人名義の在留

カード若しくは特別永住者証明書を行使

すること。

二 在留カード若しくは特別永住者証明書

の偽造又は変造の用に供する目的で、器

械又は原料を準備すること。

第三十四条第四号ロ中「第二十一条第四項に

おいて準用する場合を含む。」を削り、「期間を

含む。」の下に「、第二十六条第一項及び第二十六

条の二第二項において同じ」を加える。

第二十四条第四号ヘを次のように改める。

ヘ 第七十三条の罪により禁錮以上

の刑に処せられた者

第三号中「又は第一節」の下に「、第二節」を加

え、同条第三号の四の次に次の二号を加える。

三の五 次のイからニまで掲げるいずれか

の行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

の行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

本邦との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例

法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下単に「特別永住者証明書」とい

う。)を偽造し、若しくは変造し、又は偽

みだされたもの

三項」を削る。

第二十四条の三第二号中「第三号の四」を「第三号の五」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第二十条の前

に次の節名を付する。

第四章第一節中第二十二条の四の次に次の二条を加える。

（在留資格の取消しの手続における配慮）

第二十二条の五 法務大臣は、前条第一項に規定する外国人について、同項第七号に掲げる事実が判明したことにより

在留資格の取消しをしようとする場合には、第二十二条第二

項の規定による在留資格の変更の申請又は第二十二条第一

項の規定による永住許可の申請の機会を与えるよう配慮し

なければならない。

第二十条の前に次の節名を付する。

第二節 在留資格の変更及び取消し等

第二十条第四項を次のように改める。

4 法務大臣は、前項の規定による許可をする

場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める措置をとるものとする。この

場合において、その許可是、それぞれ当該各

号に定める在留カード若しくは在留資格證明

書の交付又は旅券若しくは在留資格證明書の

記載のあつた時に、当該在留カード、在留資

格證明書又は旅券に記載された内容をもつて

効力を生ずる。

一 当該許可に係る外国人が引き続き中長期

在留者に該当し、又は新たに中長期在留者

に該当することとなるとき 入国審査官

に、当該外国人に対し、在留カードを交付

させること。

二 前号に掲げる場合以外の場合において、

当該許可に係る外国人が旅券を所持してい

るとき 入国審査官に、当該旅券に新たに在留資格及び在留期間を記載させること。

三 第一号に掲げる場合以外の場合において、当該許可に係る外国人が旅券を所持していないとき 入国審査官に、当該外国人に対し新たな在留資格及び在留期間を記載

した在留資格証明書を交付させ、又は既に交付を受けている在留資格証明書に新たに在留資格及び在留期間を記載させること。

第二十一条第四項後段を次のように改める。
この場合において、同条第四項第二号及び第三号中「新たな在留資格及び在留期間」とあらわすのは、「在留資格及び新たな在留期間」と読み替えるものとする。

第二十二条第三項中「が旅券を所持しているときは旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許可の証印をさせ、旅券を所持していないときは永住を許可された旨を記載した在留資格証明書」に対し在留カードに、「証印又は」を「在留カードの」に改める。

第二十二条の二第三項中「第二十条第三項及び第二十一条第三項本文及び」に、「第二十条第三項中「同条第三項本文中」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「同条第一項」に、「在留資格を留資格を変更」を「変更しよう」に、「在留資格を取得」を「取得しよう」に改め、「同条第三項中「旅券に記載された在留資格及び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許可の証印」とあるのは「旅券に永住許可の証印」とを削る。

第二十二条の四第一項第二号中「第十九条第二項を除く。」を削り、「この号、次号及び第四号をこの項に改め、同項第五号中「前各号に掲げるもののほか」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けたこと(当該許可の証印等を受けた場合を除く。)とし、同項第四号の次に次の二号を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「在留期間」を「在留資格及び在留期間を決定し」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「前条第四項」の下に「の規定」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、法務大臣に、居住地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

九 中長期在留者が、法務大臣に届け出した住

居地から退去した場合において、当該退去の日から九十日以内に、法務大臣に、新居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。

十 中長期在留者が、法務大臣に、虚偽の居住地を届け出たこと。

第二十二条の四第三項中「当該外国人に通知しなければ」を「記載した意見聴取通知書を当該外国人に送達しなければ」に改め、同項に次の一項を加える。

ただし、急速を要するときは、当該通知書に記載すべき事項を入国審査官又は入国警備官に口頭で通知させてこれを行うことができること。

第六十一条の二の二第一項第三号中「第三号の四」を「第三号の五」に改め、同条第三項中「入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させるものとする」を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする」に、「当該父付」を「それぞれ当該各号に定める在留カード又は在留資格証明書の交付」に、「その記載された」を「当該在留カード又は在留資格証明書に記載された」に改め、同項に次の一項を加える。

第二十二条の四第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第三号から第五号までに係るものに限る」を「第一号及び第二号を除く」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

第六十一条の二の二第一項第三号中「第三号の四」を「第三号の五」に改め、同条第三項中「入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書を交付させるものとする」を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとるものとする」に、「当該父付」を「それぞれ当該各号に定める在留カード又は在留資格証明書の交付」に、「その記載された」を「当該在留カード又は在留資格証明書に記載された」に改め、同項に次の一項を加える。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させること。

八 前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは

官に、当該外国人に対し、在留資格及び在

留期間を記載した在留資格證明書を交付さ

ること。

第六十一条の二の三中「第二十条第三項」を

「第二十条第三項本文」に改める。

第六十一条の二の四第一項第五号中「第三号

の四」を「第三号の五」に改める。

第六十一条の二の八第二項中「第七項」を「第

九項」に、「同条第六項中「第一項（第三号から第

五号までに係るものに限る。）」を「同条第七項中

「第一項（第一号及び第二号を除く。）」に改め

る。

第六十一条の二の十二第四項中「第二十六条」

を「第二十六条第一項」に改める。

第六十一条の三第二項中「次の」を「次に掲げ

る」に改め、同項第二号中「聴取」の下に「第二

十二条の四第三項ただし書（第六十一条の二の

八第二項において準用する場合を含む。次条第

二項第五号において同じ。）の規定による通知並

びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の

規定による交付送達」を加え、同項第六号を削

り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号

を同項第五号とし、同項第三号中「又は」を「及

び」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二

号の次に次の一号を加える。

三 第十九条の十九第一項、第五十九条の二

第一項及び第六十一条の二の十四第一項に

規定する事実の調査を行うこと。

第六十一条の三の二第二項中「左の」を「次に

掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」

に改め、同項に次の二号を加える。

四 第十九条の十九第一項に規定する事実の

調査を行うこと。

五 第二十二条の四第三項ただし書の規定に

よる通知並びに第六十一条の二第四項

及び第五項の規定による交付送達を行いうこ

と。

第六十一条の八の次に次の一条を加える。

（住民票の記載等に係る通知）

第六十一条の八の二 市町村の長は、住民基本

台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住

民に係る住民票について、政令で定める事由

により、その記載、消除又は記載の修正をし

たときは、直ちにその旨を法務大臣に通知し

なればならない。

第六十一条の九の次に次の二条を加える。

（送達）

第六十一条の九の二 第二十二条の四第三項又

は第六項（第六十一条の二の八第二項において

これらの規定を準用する場合を含む。）の規

定による書類の送達は、郵便若しくは民間事

業者による信書の送達に関する法律（平成十

四年法律第九十九号）第二条第六項に規定す

る一般信書便事業者若しくは同条第九項に規

定する特定信書便事業者による同条第二項に

規定する信書便（以下「信書便」という。）によ

る送達又は交付送達により、その送達を受け

るべき者の住居地に送達して行う。

2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつ

て前項に規定する書類を発送した場合には、

その郵便物又は民間事業者による信書の送達に
関する法律第二条第三項に規定する信書便物は、通常到達すべきであつた時に送達があ
つたものと推定する。

3 法務大臣は、前項に規定する場合には、そ
の書類の名称、その送達を受けるべき者の氏
名、あて先及び発送の年月日を確認するに足
りる記録を作成しなければならない。

4 交付送達は、入国審査官又は入国警備官
が、第一項の規定により送達すべき場所にお
いて、その送達を受けるべき者に書類を交付
して行う。ただし、その者に異議がないとき
は、その他の場所において交付することが可
能である。

（本人の出頭義務と代理人による届出等）

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げ
る行為をするときは、それぞれ当該各号に定
める行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受
けるべき者に出会わない場合 同居の者で
あつて送達を受けるべき者に受領した書類
を交付することが期待できるものに書類を
交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者及び前号に規
定する者が送達すべき場所にいない場合又
はこれらの者が正当な理由がなく書類の受
領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を
差し置くこと。

二 第十九条の七第一項、第十九条の八第一
項若しくは第十九条の九第一項の規定によ
る届出又は第十九条の七第二項（第十九条
の八第二項及び第十九条の九第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定により返還
される在留カードの受領 住居地の市町村
の事務所

二 第十九条の十第一項の規定による届出、

三第十九条の十一第一項若しくは第十九条の十
九条の十二第一項若しくは第十九条の十一

第一項若しくは第三項の規定による申請

又は第十九条の十第二項（第十九条の十一

第三項、第十九条の十二第二項及び第十九

代えて公示送達をすることができる。ただ
し、第六十一条の二の八第二項において準用
する第二十二条の四第三項及び第六項の規定

による書類の送達については、この限りでな
い。

7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その
書類をいつでも送達を受けるべき者に交付
する旨を法務省の掲示場に掲示して行う。

8 前項の場合において、掲示を始めた日から
起算して二週間に経過したときは、書類の送
達があつたものとみなす。

（本人の出頭義務と代理人による届出等）

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げ
る行為をするときは、それぞれ当該各号に定
める場所に自ら出頭して行わなければならない
い。

一 第十九条の七第一項、第十九条の八第一
項若しくは第十九条の九第一項の規定によ
る届出又は第十九条の七第二項（第十九条
の八第二項及び第十九条の九第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定により返還
される在留カードの受領 住居地の市町村
の事務所

二 第十九条の十第一項の規定による届出、

三第十九条の十一第一項若しくは第十九条的十
九条の十二第一項若しくは第十九条的十一

第一項若しくは第三項の規定による申請

又は第十九条的十第二項（第十九条的十一

第三項、第十九条的十二第二項及び第十九

条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される在留カードの

受領 地方入国管理局

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項第二十二条の二第四項(第

二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは第二十二条の二第二項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)の規定によ

る申請又は第二十条第四項第一号(第二十

一条第四項及び第二十二条の二第三項(第二

二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第二

十二条第三項(第二十二条の二第四項(第二

十二条の三において準用する場合を含む。)

において準用する場合を含む。)、第五十条

第三項若しくは第六十一条の二の二第三項

第一号の規定により交付される在留カード

の受領 地方入国管理局

2 外国人が十六歳に満たない場合又は疾病そ

の他の事由により自ら前項第一号又は第二号

に掲げる行為をすることができない場合には、当該行為は、次の各号に掲げる者(十六

歳に満たない者を除く。)であつて当該外国人と同居するものが、当該各号の順位により、当該外国人に代わつてしなければならない。

(事務の区分)

第六十八条の二 第十九条の七第一項及び第二

項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第

二項において準用する場合を含む。)、第十九

条の八第一項並びに第十九条の九第一項の規

3 第一項第一号及び第二号に掲げる行為については、前項に規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)

であつて外国人と同居するものが当該外国人の依頼により当該外国人に代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第一項の規定にかかわらず、当該外国人が自ら出頭してこれを行ふことを要しない。

4 第一項第三号に掲げる行為については、外国人の法定代理人が当該外国人に代わつてする申請又は第二十条第三項本文に改め、「及び第三項」を

「第二十二条の四第七項」に改め、「及び第三項」を

「第二十条第三項本文」に改め、「及び第三項」を

「第二十二条の四第七項」に改め、「及び第三項」を

定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七十三条の二に次の二項を加える。

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による处罚を免れることができない。ただし、過失のないとときは、この限りでない。

一 当該外国人の活動が当該外国人の在留資格に応じた活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動である。

二 当該外国人が当該外国人の活動を行うに当たり第十九条第三項の許可を受けていたこと。

三 当該外国人が第七十条第一項第一号から第三号の二まで、第五号、第七号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

三 第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項又は第十九条の十三第三項の規定による届出に關し虚偽の届出をした者

二 第十九条の十一第一項、第十九条の十二第一項又は第十九条の十三第三項の規定に違反した者

三 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項に改め、「許可」の下に「同条第五項の規定による」を加える。

三第六十七条の二中「交付」の下に「受け、又は第十九条の十第一項後段の規定による申請に基づき同条第四項において準用する第十九条の十第二項の規定により在留カードの交付」を加える。

二 第六十八条の次に次の二条を加える。

三 第六十八条の二に次の四条を加える。

三 第七十三条の三 行使の目的で、在留カードを偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

二 第七十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定に違反して在留カードを行使した者

も、前項と同様とする。

二 偽造又は変造の在留カードを行使した者

を提供し、又は收受した者も、第一項と同様とする。

三 第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造

の罪の未遂は、罰する。

四 第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造

の罪の未遂は、罰する。

五 第七十三条の四 行使の目的で、偽造又は変造

官報 (号外)

の在留カードを所持した者は、五年以下の懲

役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条の五 第七十三条の三第一項の犯罪

行為の用に供する目的で、器械又は原料を準

備した者は、三年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第七十三条の六 次の各号のいずれかに該当す

る者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の

罰金に処する。

一 他人名義の在留カードを使用した者

二 行使の目的で、他人名義の在留カードを

提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の在留カードを

提供した者

2 前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂

は、罰する。

第七十四条の七中「第七十三条の二第二号」を

「第七十三条の二第一項第二号」に改め、「第三

号」の下に、「第七十三条の三から第七十三条の

六まで」を加える。

第七十五条の次に次の二条を加える。

第七十五条の二 次の各号のいずれかに該当す

る者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の

罰金に処する。

二 第二十三条第二項の規定に違反して在留

カードを受領しなかつた者

の規定による」を削り、同表永住者の配偶者等

の項中「永住者の在留資格をもつて在留する者

若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称す

る。)を「永住者等」に改める。

十万円以下の罰金に処する。

同条第七十六条○第一号中「特別永住者を除く。」を削り、
第二十三第三項に改める。

第七十七条の二中「第七十三条の二」の下に
「若しくは第七十四条」を加える。
第七十七条の二の次に次の二条を加える。

第七十七条の二中「第七十三条の二」の下に
「若しくは第七十四条」を加える。

第七十七条の二の次に次の二条を加える。

第七十七条の二中「第七十三条の二」の下に
「若しくは第七十四条」を加える。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部及び第三項並びに第十六条第三項に改正) 第三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「申請は」の下に「法務省令で定めるところにより」を加え、「事務所に自ら出頭し、当該市町村の」「法務省令で定めるところにより」及び「及び写真」を削り、同項ただし書並びに同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項の書類及び写真」を「前項の書類」に改め、「(法務省令で定める書類を除く。)及び写真」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「地方入国管理局に自ら出頭し」を削り、「により」の下に「法務大臣に」を加え、同条第四項を削る。

第六条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に、「市町村」を「居住地の市町村」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三項中「第九条第一項各号を第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二十五条とする。

第八条第一項中「第七十条第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定による」に、「第四条第二項及び第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第三項、第十三第二項及び第十四第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項及び第二項、第十三第一項、第十四条第一項を改正する。

及び第三項並びに第十六条第三項に改め、同条を第二十四条とする。

第十条第一項中「三年」を「五年」に、「四年」を「六年」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「第二十六条の二」を加え、「及び前項において準用する入管法第二十六条の二」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年(在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

2 入管法第二十六条の二の規定は、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持して出国する特別永住者について準用する。この場合において、同条第二項中「一年(在留期間の満了の日が出国の日から一年を経過する日前に到来する場合には、在留期間の満了までの期間)」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

第十条を第二十三条とする。

第九条第一項中「各号の」を「各号のいずれかに改め、同条第三項中「第九条第一項各号を第二十二条第一項各号」に改め、同条を第二十五条とする。

第八条第一項中「第七十条第八号」に、「及び第三項の規定」を「の規定による」に、「第四条第二項及び第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第七条中「入管法第二十六条第一項」を「特別

永住者であつて、入管法第二十六条第一項に、「受けて上陸する特別永住者」を「受けている者」に改め、同条を第二十条とする。

第六条の次に次の十三条を加える。

(特別永住者証明書の交付)

第七条 法務大臣は、特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

2 法務大臣は、第四条第一項の許可をしたときは、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付する。

3 法務大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、入国審査官に、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付させる。

(特別永住者証明書の記載事項等)

第八条 特別永住者証明書の記載事項は、次に掲げる事項とする。ただし、その交付を受けた特別永住者に居住地(本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。)がないときは、第二号に掲げる事項を記載することを要しない。

一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する國又は入管法第二条第五号に規定する地城

二 住居地

三 特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

前項第三号の特別永住者証明書の番号は、法務省令で定めるところにより、特別永住者証明書の交付(再交付を含む。)ことに異なる番号を定めるものとする。

12 特別永住者証明書には、法務省令で定める

ところにより、特別永住者の写真を表示するものとする。この場合において、法務大臣

は、法務省令で定める法令の規定により当該特別永住者から提供された写真を利用することができる。

13⁴ 前二項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明書に表示すべきものその他特別永住者証明書について必要な事項は、法務省令で定める。

14⁵ 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものについて、その全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。)により記録することができる。

(特別永住者証明書の有効期間)

第九条 特別永住者証明書の有効期間は、その交付を受ける特別永住者に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

1 特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない者(第十二条第三項において準用する第十一条第二項の規定により特別永住者証明書の交付を受ける者を除く。)十六歳の誕生日(当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者の証明書の交付を受ける者を除く。)十六

歳の誕生日(当該特別永住者の誕生日が二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)

二 前号に掲げる者以外の者 第十一条第一項の規定による届出又は第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該届出又は申請の日後の七回目の誕生日、第十二条第一項又は第二項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあつては当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の七回目の誕生日

三 住居地の届出

第十条 住居地の記載のない特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、住居地を定め

た日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、当該特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

四 第二項に規定する特別永住者(第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同一の規定による届出とみなす。)を除く。が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出となす。

五 特別永住者(第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出となす。

六 住居地以外の記載事項の変更届出

第十一條 特別永住者は、第八条第一項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、変更の届出をしなければならない。

七 住居地の届出

第十二條 特別永住者は、前項の届出があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、新たな特別永住者証明書を交付するものとする。

八 住居地の届出

第十三條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

九 住居地の届出

第十四條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十 住居地の届出

第十五條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十一 住居地の届出

第十六條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十二 住居地の届出

第十七條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十三 住居地の届出

第十八條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十四 住居地の届出

第十九條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

十五 住居地の届出

第二十條 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を交付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

む。)をし、これを当該特別永住者に返還するものとする。

4 第一項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同一の規定による届出とみなす。

5 特別永住者(第一項に規定する特別永住者を除く。)が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十二条、第二十三条又は第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は第二項の規定による届出となす。

官報(号外)

別永住者は、当該特別永住者証明書の有効期間の満了日の二月前(有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日とされているときは、六月前)から有効期間が満了するまでの間(次項において「更新期間」という。)に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならない。

2 やむを得ない理由のため更新期間内に前項の規定による申請をすることが困難であると予想される者は、法務省令で定める手続により、更新期間前においても、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による申請があつた場合に準用する。

(紛失等による特別永住者証明書の再交付)

第十三条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、紛失、盜難、滅失その他の事由により特別永住者証明書の所持を失つたときは、その事実を知つた日(本邦から出国している間に当該事実を知つた場合は、その後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の再交付を申請しなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項

の規定による申請があつた場合に準用する。

(汚損等による特別永住者証明書の再交付)

第十四条 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損したとき[○](以下この項において「毀損等の場合」という。)は、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者証明書の再交付を申請することができる。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたときは、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとすることを命ずることができる。

2 法務大臣は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八条第四項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者に対する特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(第六号を除く。)の規定により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書を返納しなければならない。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、第一項又は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項

(特別永住者証明書の失効)

第十五条 特別永住者証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

一 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が特別永住者でなくなつたとき。

二 特別永住者証明書の有効期間が満了したとき。

三 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者(第二十三条第二項において準用する入管法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。)を除く。)が、入管法第二十五条第一項の規定により、出国する出入国港において、入国審査官から出国の確認を受けたとすることを命ずることができる。

2 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(第五号に該当して効力を失つたときは、直ちに、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

3 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、その事由が生じた日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

4 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者(第六号を除く。)の規定により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書を返納しなければならない。

5 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

6 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者が死亡したとき。

2 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

7 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

8 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

9 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

10 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

11 特別永住者証明書が前条第六号の規定により効力を失つたときは、死亡した特別永住者の親族又は同居者は、その死亡の日(死亡後

に特別永住者証明書を発見するに至つたときは、その発見の日から十四日以内に、法務大臣に対し、当該特別永住者証明書を返納しなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項

なければならない。

(特別永住者証明書の受領、携帯及び提示○等)

第十七条 特別永住者は、法務大臣が交付し、又は市町村の長が返還する特別永住者証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならぬ。ただし、十六歳に満たない者は、特別永住者証明書を携帯していることを要しない。

2 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他の法務省令で定める官又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

3 前項に規定する職員は、特別永住者証明書の提示を求める場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。
○(これに係る罰則を含む。)

4 特別永住者が特別永住者証明書を携帯する場合には、入管法第二十三条第一項本文の規定により交付される特別永住者証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(本人の出頭義務と代理人による申請等)

第十八条 第四条第一項の許可の申請又は第六条第一項の規定により交付される特別永住許可書の受領は居住地の市町村の事務所に、第五条第一項の規定により交付される特別永住許可書の受領は居住地の市町村の事務所に、第六条第一項の規定により交付される特別永住許可書は地方入国管理局に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

2 前項に規定する申請又は特別永住許可書の

受領をしようとする者が十六歳に満たない場合には、当該申請又は特別永住許可書の受領は、その者の親権を行う者又は未成年後見人が、その者に代わってしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該届出等は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)であつて当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

4 前二項の規定により特別永住許可書を代わつて受領する者は、その際に、第七条第二項又は第三項の規定により交付される特別永住者証明書を受領しなければならない。

5 第十九条 第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定による届出、第十一条第三項の規定により返還され、若しくは第十二条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付される特別永住者

2 特別永住者が十六歳に満たない場合は、疾病その他の事由により自ら届出等をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

3 第一項に規定する申請又は特別永住許可書の受領をしようとする者が疾病その他の事由により自ら当該申請又は特別永住許可書の受領をすることを免められることは、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順位により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

出頭して行わなければならない。

と同様とする。

2 前三項の罪の未遂は、罰する。

第三十七条 行使の目的で、偽造又は変造の特

別永住者証明書を持った者は、五年以下の

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十六条第一項の犯罪行為の用

に供する目的で、器械又は原料を準備した者

は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 他人名義の特別永住者証明書を行使した者

二 行使の目的で、他人名義の特別永住者証

明書を提供し、收受し、又は所持した者

三 行使の目的で、自己名義の特別永住者証

明書を提供した者

四 前項(所持に係る部分を除く。)の罪の未遂

は、罰する。

五 第三十条 第二十六条から前条までの罪は、刑

は、罰する。

六 第三十二条 第二十六条の例に従う。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者

は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項若しくは第二項又は第十一

条第一項の規定による届出に關し虚偽の届

出をした者

二 第十二条第一項、第十三条第一項又は第

十四条第三項の規定に違反した者

三 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を受領しなかつた者
四 第十七条第二項の規定に違反して特別永住者証明書の提示を拒んだ者
第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第十条第一項の規定に違反して住居地を届け出なかつた者
二 第十条第二項の規定に違反して新住居地を届け出なかつた者
三 第十一条第一項又は第十六条(第五項を除く。)の規定に違反した者
(過料)
第三十三条 第十七条第一項の規定に違反して特別永住者証明書を携帯しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。
第三十四条 第十八条第四項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。
第三十五条 第十九条第二項各号に掲げる者が同項の規定に違反して、届出等(第十二条第二項又は第十四条第一項の規定による申請を除く。)をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。
附則第三条中「第九条第一項各号の一」を「第二十二条第一項各号のいれか」に改める。
附則中第四条から第六条までを削り、第六条の二を第四条とし、第七条から第十条までを削る。

(外国人登録法の廃止)

第四条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五条)は、廃止する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条のうち出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及び第三条のうち日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(以下「特例法」という。)第八条中「第七十条第八号」を「第七十条第一項第八号」に改める改正規定○(並びに附則第六十条の規定)○(公布の日)
二 第一条中入管法第二十三条规定出しを含む。)、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第一条の規定(入管法第二十三条规定出しを含む。)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。)並びに次から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。)及び第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。又は第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)のいずれか遅い日
七 附則第五十四条の規定 刑法等一部改正法施行日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

い日

第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定

において政令で定める日 下「改正入管法」という。第二十四条第三号の規定は、第三号施行日以後に改正入管法第二十四条第三号に規定する行為を行い、唆し、又はこれを助けた者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)第二十四条第三号に規定する行為を行った者に対する退去強制については、なお従前例による。

四 附則第十三条(第六項を除く。)、第十四条、第二十七条(第五項を除く。)、第三十五条(附則第二十七条第一項に係る部分に限る。)及び第四十二条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中入管法第五十三条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分に限る。)強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

六 附則第四十四条第六号の規定 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日(次号及び附則第五十五条において「刑法等一部改正法施行日」という。又は第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)のいずれか遅い日

第五条 第三条施行日前に旧入管法別表第一の四の表の研修の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法第二十条の二第一項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格(改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号又は口に係るものに限る。)への変更を受けることができる。この場合において、改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄

第二号イ中「前号イ」とあり、及び同号ロ中「前号ロ」とあるのは、「四の表の研修の項の下欄」とする。

2 第三号施行日前に旧入管法別表第一の四の表

の就学の在留資格を決定されて本邦に上陸した外国人であつてその後引き続き本邦に在留するものは、改正入管法別表第一の四の表の留学の

在留資格をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、当該就学の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応当する日までの期間とする。

第六条 法務大臣は、第三号施行日以後に本邦に上陸しようとする外国人であつて改正入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに掲げる活動を行おうとするものから、あらかじめ申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、同日前に、当該外国人に対し、技能実習の在留資格(同表の技能実習の項の下欄第一号イ又はロに係るものに限る。)に係る在留資格認定証明書を交付することができ

(第一条の規定による入管法の一部改正に伴う経過措置等)

第七条 法務大臣は、当分の間、第二条の規定による改正後の入管法(以下「新入管法」という。)第十九条の六に規定する上陸許可の証印又は許可を受けた中長期在留者(新入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。)に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた出入国港において、直ちに新入管法第十九条の

官 報 (号 外)

六の規定により在留カード(新入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下同じ。)を交付することができないときは、法務省令で定めるところにより、入国審査官に、当該中長

期在留者の旅券に、後日在留カードを交付する旨の記載をさせるものとする。

2 前項の規定により旅券に後日在留カードを

交付する旨の記載を受けた中長期在留者(在留カードの交付を受けた者を除く。)に対する新入

管法第十九条の七第一項及び第三項並びに第十

九条の九第一項及び第三項の規定の適用につい

ては、これらの規定中「在留カードを提出し」と

あるのは、「後日在留カードを交付する旨の記

載を受けた旅券を提示し」とする。

3 前項に規定する中長期在留者に対する新入管

法第二十六条の二の規定の適用については、同

条第一項中「在留カードを所持する」とあるの

は、「当該旅券に後日在留カードを交付する旨

の記載を受けた」とする。

第八条 新入管法第十九条の七の規定は、この法

律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新

入管法第十九条の六に規定する上陸許可の証印

又は許可を受けて中長期在留者となつた者につ

いて適用する。

(第二条の規定による入管法の一部改正に伴う経過措置等)

第七条 法務大臣は、当分の間、第二条の規定に

よる改正後の入管法(以下「新入管法」という。)

可を受けた中長期在留者(新入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下同じ。)

に対し、当該上陸許可の証印又は許可を受けた

出入国港において、直ちに新入管法第十九条の

長期在留者(その住居地(本邦)における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。)について、附則

第十七条第一項又は第十八条第一項の規定によ

る届出をした者を除く。)には、適用しない。

第十六条 新入管法第十九条の十の規定は、附則

第十六条第一項に規定する中長期在留者であつて、第四条の規定による廃止前の外国人登録法

(以下「旧外国人登録法」という。)第三条第一項の規定による申請をしていないもの附則第十

六条第一項の規定による申請をした者を除く。)

には、適用しない。

第十二条 新入管法第十九条の十六の規定は、施

行日以後に新入管法第十九条の六に規定する上

陸許可の証印若しくは許可又は新入管法第二十

三条第三項本文(新入管法第二十二条の二第三項(新入管法第二十二条の三において準用する場

合を含む。)において準用する場合を含む。)、第

二十二条第三項、第二十二条第二項新入管法

第二十二条の二第四項(新入管法第二十二条の三において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第五十条第一項若しくは第六

十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けた中長期在留者について適用する。

3 前項の規定による申請は、地方入国管理局に

自ら出頭して行わなければならない。

3 予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又

は、疾病その他の事由により自ら第一項の規定に

よる申請をすることができない場合には、当該

申請は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たな

い者を除く。)であつて当該予定中長期在留者と

同居するものが、当該各号の順位により、当該

予定中長期在留者に代わつてしなければならな

い。

4 前三号に掲げる者以外の親族

による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

4 第一項の規定による申請については、前項に

規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十

六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期

在留者と同居するものが当該予定中長期在留者

項及び附則第十五条第二項において同じ。)の満了の日が施行日以後に到来するもののうち、次に掲げる者以外の者(以下「予定中長期在留者」

という。)は、附則第一条第四号に定める日から

施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付

を申請することができる。

一 短期滞在の在留資格が決定された者

二 外交又は公用の在留資格が決定された者

三 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの

4 前項の規定による申請は、地方入国管理局に

自ら出頭して行わなければならない。

3 予定中長期在留者が十六歳に満たない場合又

は、疾病その他の事由により自ら第一項の規定に

よる申請をすることができない場合には、当該

申請は、次の各号に掲げる者(十六歳に満たな

い者を除く。)であつて当該予定中長期在留者と

同居するものが、当該各号の順位により、当該

予定中長期在留者に代わつてしなければならな

い。

4 第一項の規定による申請については、前項に

規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十

六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期

在留者と同居するものが当該予定中長期在留者

による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

4 第一項の規定による申請については、前項に

規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十

六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期

在留者と同居するものが当該予定中長期在留者

による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者について適用する。

4 第一項の規定による申請については、前項に

規定する場合のほか、同項各号に掲げる者(十

六歳に満たない者を除く。)であつて予定中長期

在留者と同居するものが当該予定中長期在留者

官報(号外)

の依頼により当該予定中長期在留者が代わつてする場合その他法務省令で定める場合には、第二項の規定にかかるらず、当該予定中長期在留者が自ら出頭してこれを行うことを要しない。

5 予定中長期在留者が、施行日の一月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

6 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした予定中長期在留者が中長期在留者として本邦に在留するときは、速やかに、入国審査官に、その者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十四条 法務大臣は、施行日前においても、前条第一項の規定による申請に関し、同条第六項の規定による在留カードの交付の準備のため必要があるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第十五条 中長期在留者が所持する旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書(以下「登録證明書」という。)は、新入管法第十九条の九、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項から第三項まで○(第一項後段を除く。)第十九条の十四、第十九条の十五、第二十三条、第二十六条の二第一項、第六十一条の九の三第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)並びに第六十一条の九の三第二項及び第三項(いずれも同条第一項第一号に係る部分に限り、これらの規定を附則第十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十七条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第十九条第一項(附則第十七条第一項及び同条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項に係る部分に限る。)の適用については、在留カードとみなされる。

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる中長期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 永住者 施行日から起算して三年を経過する日(施行日に十六歳に満たない者にあっては、施行日から起算して三年を経過する日又は、施行日から起算して三年を経過する日(施行日に十六歳に満たない者にあっては、施行日から起算して三年を経過する日又は、施行日から起算して三年を経過する日)又は十六歳の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のうる年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。)のいずれか早い日)

二 入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄(二)に係る部分を除く。)に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日(施行日に十六歳に満たない者にあっては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日)

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持する者

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合には、入国審査官に、当該中長期在留者に対し、在留カードを交付させるものとする。

第十七条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において同項に規定する外国人登録原票(以下「登録原票」という。)に登録された居住地が居住地に該当しない中長期在留者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区)の長に対し、在留カードを提出した場合に、入国審査官に、当該中長期在留者に對し、在留カードを交付させるものとする。

第十六条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない中長期在留者は、附則第十三条第一項の規定による在留カードの交付の申請をした場合を除き、施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの交付を申請しなければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合 施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合 住居地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に住居地がある場合 前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日

せず、施行日後に住居地を定めた場合 住居地を定めた日又は前条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日のいずれか遅い日新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十八条 この法律の施行の際現に本邦に在留する中長期在留者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないものは、附則第十六条第三項の規定により在留カードの交付を受けた日(当該日に住居地がない場合は、附則第十六条第三項の規定により在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない)十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

2 新入管法第十九条の七第二項の規定は、前項の規定による在留カードの提出があつた場合に準用する。

3 第一項に規定する中長期在留者が、在留カードを提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第十九条 第一項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

第二十条 新入管法第二十二条の四第一項第五号により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者について適用する。

第二十一条 新入管法第二十二条の四第一項第五号により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者は、新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「繼續して三月以上」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第六号)の施行後継続して三月」とする。

第十九条 附則第十三条第六項、第十五条第四項

若しくは第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領又は附則第十五条第三項若しくは第十六条第一項の規定による申請は地方入国管理局に、附則第十七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出又は附則第十七条第二項及び前条第二項において準用する新入管法

第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領は住居地の市町村の事務所に、それぞれ自ら出頭して行わなければならない。

2 新入管法第六十一条の九の三第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

第二十条 新入管法第二十二条の四第一項第五号により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定は、施行日以後に偽りその他不正の手段により、新入管法第五十条第一項又は第六十一条の二第二項の規定による許可を受けた者は、新入管法第二十二条の四第一項第七号に規定する日本人の配偶者等の在留資格又は永住者の配偶者等の在留資格をもつて在留する者で、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留しているものについての同号の規定の適用については、同号中「繼續して三月以上」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第六号)の施行後継続して三月」とする。

第二十二条 施行日前に旧外国人登録法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言渡しを受けた者を除く。)に対する退去強制については、なお従前の例による。

第二十三条 法務大臣は、附則第十七条第一項又は第十八条第一項に規定する中長期在留者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、当該中長期在留者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 施行日から九十日以内に、法務大臣に、住居地の届出をしないこと(届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。)。

二 法務大臣に、虚偽の住居地を届け出たこと。

三 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、前項に規定する在留資格の取消しの手続については、新入管法の規定を準用する。

第二十四条 附則第三十七条又は第三十九条の罪により懲役に処せられた外国人については、本邦からの退去を強制することができる。

2 前項に規定する退去強制の手続については、新入管法の規定を準用する。

(第三条の規定による特例法の一部改正に伴う経過措置等)

2 前項に規定する在留資格の取消しの手続については、新入管法の規定を準用する。

3 附則第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請の手続について準用する。

2 前項に規定する退去強制の手続については、新入管法の規定を準用する。

(第三条の規定による特例法の一部改正に伴う経過措置等)

4 第一項に規定する特別永住者が、施行日の一ヶ月前から施行日の前日までの間に、旧外国人登録法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項又は第十二条第一項の規定による申請をしたときは、その時に、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

5 法務大臣は、施行日以後、第一項の規定による申請をした特別永住者が特別永住者として本邦に在留するときは、速やかに、居住地の市町村の長を経由して、その者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第二十五条 第三条の規定による改正後の特例法(以下「新特例法」という。)第十条の規定は、附則第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定する特別永住者(その居住地について、附則第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出をした者を除く。)には、適用しない。

第二十六条 新特例法第十二条の規定は、附則第十二条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用しない。

第二十七条 施行日前に、本邦に在留する特別永住者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けているものは、附則第一条第四号に定める日から施行日の前日までの間に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

第二十八条 特別永住者が所持する登録証明書

二十九条第一項に規定する特別永住者であつて、旧外国人登録法第三条第一項の規定による申請をしていないもの(附則第二十九条第一項の規定による申請をした者を除く。)には、適用する。

は、新特例法第十条(第一項及び第四項を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで○(第一項後段を除く。)、第十九条第一項(新十五条から第十七条まで、第十九条第一項(新特例法第十条第一項及び第三項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第十九条第二項及び第三項(いずれも同条第一項に係る部分に限り、これらの規定を附則第三十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十三条第二項並びに附則第三十条(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条第一項(附則第三十条第一項及び同条第二項において準用する新特例法第十条第三項に係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 施行日に十六歳に満たない者　十六歳の誕生日

二 施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日(旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十一条第一項若しくは第二項の規定による申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた

日。次号において「登録等を受けた日」といふ。)後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの施行日から起算して三年を経過する日

三 施行日に十六歳以上の者であつて、登録等を受けた日後の七回目の誕生日が施行日から起算して三年を経過する日後に到来するもの当該誕生日

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

5 第二十九条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第二十七条第一項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合　施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合　住居地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に住居地がある場合　前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する特別永住者が、施行日の一月前から施行日の前日までに、旧外国人登録法第三条第一項又は第七条第一項の規定による申請をし、この法律

の施行の際現に当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないときは、施行日において、前項の規定による申請をしたものとみなす。

3 法務大臣は、第一項の規定による申請があった場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に對し、特別永住者証明書を交付するものとする。

第三十条 旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受け、施行日の前日において登録原票に登録された居住地が住居地に該当しない特別永住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長を経由して、法務大臣に対し、特別永住者証明書の交付を申請することができる。

4 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、居住地の市町村の長を経由して、当該特別永住者に対し、特別永住者証明書を交付するものとする。

5 第二十九条 この法律の施行の際現に登録証明書を所持しない特別永住者は、附則第二十七条第一項の規定による特別永住者証明書の交付の申請をした場合を除き、施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

一 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日に住居地がある場合　施行日(施行日において本邦から出国している場合にあっては、施行日以後最初に入国した日)から十四日以内に、法務大臣に対し、特別永住者証明書を提出した上、当該市町村の長を経由して、法務大臣に対し、その住居地を届け出なければならない。

二 この法律の施行の際現に登録証明書を所持し、施行日後に住居地を定めた場合　住居地を定めた日

三 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日に住居地がある場合　前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日

2 前項の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

四 この法律の施行の際現に登録証明書を所持せず、施行日後に住居地を定めた場合　住居地を定めた日又は前条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日のいざれか

3 第二項に規定する特別永住者が、特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法第三十条の四十六の規定による届出をしたときは、当該届出は同項の規定による届出とみなす。

第三十二条 附則第二十七条第五項、第二十八条

4 第二項若しくは第二十九条第三項の規定により交付され、若しくは附則第三十条第二項及び前条第二項において準用する新特例法第十条第三

官報(号外)

項の規定により返還される特別永住者証明書の受領、附則第二十八条第三項若しくは第二十九条第一項の規定による申請又は附則第三十条第一項若しくは前条第一項の規定による届出は、居住地(附則第三十条第二項及び前条第二項において準用する新特例法第十条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領又は附則第三十条第一項若しくは前条第一項の規定による届出については、住居地)の市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない。

2 新特例法第十九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する受領、申請又は届出の手続について準用する。

(登録原票の送付)

第三十三条 市町村の長は、施行日の前日において市町村の事務所に備えている登録原票を、施行日以後、速やかに、法務大臣に送付しなければならない。

(登録証明書の返納)

第三十四条 この法律の施行の際現に本邦に在留する外国人(中長期在留者及び特別永住者を除く)で登録証明書を持するものは、施行日から三月以内に、法務大臣に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

(事務の区分)

第三十五条 附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第十八条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項、附則第十八条第一項、第二十七条第一項及び第五项、第二十八条第三項及び第四項、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条第二項及び附則第三項並びに附則第三十一条第一項及び第三十条の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則等に関する経過措置)

第三十六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧外国人登録法附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する行為に対する旧外国人登録法附則第二項の規定による廃止前の外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十四条から第十六条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十六条第一項又は第二十九条第一項の規定に違反した者

二 附則第十七条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をした者

第三十八条 附則第十七条第一項、第十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による申請又は附則第十七条第一項若しくは第十八条第一項の規定による届出をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

(地方法規の一部改正)

第四十一条 附則第十九条第二項において準用する新特例法第十九条第二項各号に掲げる者が、同項の規定に違反して、附則第二十七条第五項、第二十八条第四項若しくは第二十九条第三項の規定により交付され、若しくは附則第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する新入管法第六十二条の九の三第二項各号に掲げられる者が、同項の規定に違反して、附則第十三条第六項、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定により交付され、若しくは附則第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する新入管法第十九条の七第二項の規定により返還される在留カードの受領、附則第十六条第一項の規定による申請又は附則第十七条第一項若しくは第十八条第一項の規定による届出をしなかつたときは、五万円以下の過料に処する。

(地方法規の一部改正)

第四十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十二年法律第一号)</p>	<p>附則第二十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
---	---

第四十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

<p>出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)</p>	<p>第十九条の七第一項及び第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む)、第十九条の九第一項並びに第十九条の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
-------------------------------------	--

に、許可証を返納しなければならない。

一 同居の親族

第八条第七項中「死亡届出義務者等」を「第四項の規定により許可証を返納しなければならぬ者」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第五十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改訂する。

第一百七条の二中「を、又は外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法」を、「同法」に、「若しくは同法」を(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。)又は出入国管理及び難民認定法」に改める。

第五十一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改訂する。

第一百七条の二中「第七十三条の二第二項」を「第二十四条第三号の四イ」に改める。

第五十二条 難民認定法(昭和二十六年法律第百二十五号)を削る。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第四条第三項中「第七十三条の二第二項」を「第二十四条第三号の四イ」に改める。

第五十三条 履用対策法(一部を次のように改訂する。

第五十四条 組織的犯罪処罰法(一部を次のように改訂する。

第五十五条 刑法(一部を次のように改訂する。

第五十六条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(一部改正)

第五十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(一部を次のように改訂する。

第五十八条 刑法(一部を次のように改訂する。

第五十九条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(一部改正)

第六十条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第五十五条 第三号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、施行日(刑法等一部改

正) 第五十五条 第三号の二)に、「同項」を「二第一項」を「第七十三条の二」に、「同項」を「二第一項」に改め、同項第三号中「第七十三条の二第一項」を「二第一項」に改める。

第五十六条 特別永住者証明書偽造等準備の罪(調整規定)

第五十七条 第三号の二)に、「同項」を「二第一項」を「第七十三条の二」に改める。

正法施行日が施行日前である場合にあっては、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「第七十三条の二第一項」とあるのは、「第七十三条の二」とする。

施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「不法就労助長」、「第七十四条」とあるのは、「不法就労助長」、「第七十三条の三在留カード偽造等」、「第七十三条の四(偽造在留カード等所持)」、「第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」、「第七十四条」とする。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第十一条第一項」の下に「第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第二項、第十九条の十三第一項及び第三項」を加え、「及び第六十二条の二の九第一項」を「並びに第六十二条の二の九第一項」に改め、「第十九条の二第二項」の下に「第十九条の六、第十九条の七第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九条の十第二項(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二十条第四項」の下に「第二十一

条第四項及び」を加え、「第二十二条第四項」を削り、「第六十三条第一項において準用する場合を含む。」の下に「第五十条第三項」を加え、「同表外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)の項を削り、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

し、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七条中「第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(一部改正)

第五十二条 難民認定法(昭和二十六年法律第五十五条 第三号の二)に、「同項」を「二第一項」に改め、「第七十三条の二第一項」に改める。

施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「第七十三条の二第一項」とあるのは、「第七十三条の二」とする。

施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「不法就労助長」、「第七十四条」とあるのは、「不法就労助長」、「第七十三条の三在留カード偽造等」、「第七十三条の四(偽造在留カード等所持)」、「第七十三条の五(在留カード偽造等準備)」、「第七十四条」とする。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第十一条第一項」の下に「第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第二項、第十九条の十三第一項及び第三項」を加え、「及び第六十二条の二の九第一項」を「並びに第六十二条の二の九第一項」に改め、「第十九条の二第二項」の下に「第十九条の六、第十九条の七第二項(第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。)、第十九条の十第二項(第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二十条第四項」の下に「第二十一

条第四項及び」を加え、「第二十二条第四項」を削り、「第六十三条第一項において準用する場合を含む。」の下に「第五十条第三項」を加え、「同表外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)の項を削り、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の項中「及び第五条第三項」を「第五条第三項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項」に改め、「第二項」の下に「第七条第二項及び第三項、第十条第三項並びに第十一条第二項(第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一一部改正)

第五十八条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第九項中「第四号又は第八号」を「第三号又は第五号」に改め、「又は第三号」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。(法務省設置法の一一部改正)

第五十九条 法務省設置法(平成十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とす る。

(検討) 第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をさ

め住民票の記載事項等について所要の改正を行

うとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

その実現に努めるべきである。

一、外国人住民への住民基本台帳制度の適用拡大

に当たつては、基本的人権に十分配慮するとともに、本改正を基盤として外国人住民が行政

サービスを適切に享受できるよう万全の措置を講ずること。

二、仮住民票の作成を含む外国人住民の住民基本

台帳への記録関係事務を行うに当たつては、関

係事務の委託先等を含め、データ保護とコン

ピュータ・セキュリティ対策の徹底、情報管理

に係る責任体制の明確化等、個人情報保護に万

全を期すること。

三、各種行政サービスの手続のワンストップ化を

始め、日本における外国人の居住環境を更に改

善するため、政府における総合調整機能の整

備、国・地方公共団体の行政機関の間での密接

な連携強化を図るとともに、本法施行に係るも

のを含め、地方公共団体に対する財政措置の拡

充強化に努めること。

四、他の市町村への転入後における住民基本台帳

カードの継続利用を可能とするに当たつては、

個人情報保護において齟齬が生ずることがない

一部を次のように改正する。

よう慎重な配慮を行うこと。

五、住民基本台帳ネットワークシステム等のシス

テム改修に要する費用や、仮住民票の作成に要

する費用等、本法施行に伴い地方公共団体に発

生する経費については、国による適切な財政措

置を講ずるとともに、新たに在留管理制度の実

施に要する経費については、地方公共団体に負

担を求めないこと。

六、電子自治体の推進に当たつて、情報システム

の開発・維持管理に係る多大なコスト、個人情

報等の漏えい・紛失等による住民の権利・利益

の侵害を守るために情報セキュリティ対策の高

度化など、地方公共団体の財政的・人的負担が

一層増していくことを勘案し、政府として十分

な支援措置を講ずること。

右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年六月十九日

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住所を移転した場合においても

できるよう所要の手続を定めるとともに、外国

人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるた

め住民票の記載事項等について所要の改正を行

う。

(小字は衆議院修正)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法 昭和四十二年法律第八十一号

の一部を次のように改正する。

（検討）

第六十条 法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であつて入管

法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外

のものうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をさ

目次中「第五章 雜則(第三十一条—第四十一条)」を「第四章の三 外国人住民に関する特例(第三十条の四十五—第三十条の五十一)」に改める。

第五条中「規定する」を「及び第三十条の四十の規定により記載すべきものとされる」に改める。

第八条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第一項中「この章」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第二十四条の二の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるもの」を加え。以下この条及び第三十条の四十五項に改め、同条第二項中「世帯主に関する

付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改め、「(住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの)」を削り、「(住民基本台帳カードが記録された半導体集積回路(半導体集積回路の回路配置に関する法律昭和六十年法律第四十三号)第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。)」が組み込まれた」に改め、同条第二項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「もののほか」の下に「住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「に関する事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」に、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第二十八条の二及び第二十八条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第二十九条の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」に、「付記する」を「付記する」に改める。

第三十二条第一項中「この章」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第三十三条中「この法律」を「転入届」に改め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるもの」を加え。以下この条及び第三十条の四十五項に改め、「(以下この条において「住所地市町村長」という。)」を加え、「及び住民票コード」を削り、「が記録された」を「(以下この条における

付記転出届)」に改める。

第三十四条の二の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるもの」を加え。以下この条及び第三十条の四十五項に改め、同条第二項中「世帯主に関する

付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世

る付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世

いて「カード記載事項」という。)が記載され、か

つ、当該住民票に記載された住民票コードが記録を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カード

について、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

8 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の二項を加える。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

10 第四章の三 外国人住民に関する特例(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかるわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下この章において「入管法」という。)第二条第五号に規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

第三十条の四十四第四項の次に次の二項を加える。

11 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

中長期在留者（入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。）	一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。）	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号
一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されるい出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）
出生による経過滞在者（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出） 第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）	第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者は、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。
第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との統柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との統柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との統柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出）
第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三項、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との統柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	（外国人住民の世帯主との統柄を証する文書の提出）
第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当	男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

		たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長	
		(外国人住民についての適用の特例)	
		第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
		(外国人住民についての適用の特例)	
		第三十九条中「有しない者」の下に「のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。	
		第四十七条第二号中「第十二条の三まで」の下に「(これららの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「第十二条の四」の下に「(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。	
		第五十三条第一項中「又は第二十五条」を、「第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改め、「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削り、「同条第一項中「又は第二十五条」を、「第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。	
		別表第一の四十の項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。	
		附 則	
		(施行期日)	
		第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
		一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二	
		二 附則第三条〇及び第十三条〇の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日	
		(適用区分等)	
		第一条 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定	

		第三十四条第一項及び第二項中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。	
		第三十九条中「有しない者」の下に「のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。	
		第四十七条第二号中「第十二条の三まで」の下に「(これららの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「第十二条の四」の下に「(第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。	
		別表第一の四十の項中「昭和二十六年政令第三百十九号」を削る。	
		附 則	
		(施行期日)	
		第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
		一 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二	
		二 附則第三条〇及び第十三条〇の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日	
		(適用区分等)	
		第一条 この法律による改正後の住民基本台帳法(以下「新法」という。)第十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定	

(号外) 報官

は、この法律の施行の日以後に同条第二項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」といふ。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期住留者等になつた場合について適用する。

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この項において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人

を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。

3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に

関し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯」として編成して、住民基本台帳を

作成することをもつて、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一項に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日までに第一号施行日ににおける住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。）

十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を適用する。

第六条 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかるわらず、外国人住民となつた年月日（同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の

<p>三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書(入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。)又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七十七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。)とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。</p> <p>第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。</p> <p>(外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用の特例)</p> <p>第九条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、第二十四条の二、第四章の二及び第三十条の四十五(新法第七条第十三号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。</p> <p>(過料)</p> <p>第十一条 附則第五条第一項の規定による届出に関する規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出の二までの規定による付記を含む。)をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。</p>
<p>3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。</p> <p>(過料に関する経過措置)</p> <p>第十二条 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(国民健康保険法の一部改正)</p> <p>第十四条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。</p> <p>(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)</p> <p>第十五条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)</p> <p>第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)</p> <p>第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)</p> <p>第十九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の二</p>
<p>新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十二項の規定を適用する。</p> <p>(国民年金法の一部改正)</p> <p>第十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第三項中「第二十四条まで」の下に「第三十条の四十六又は第三十条の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例)</p> <p>第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)</p> <p>第十七条 附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の号の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第五項中「又は第二十五条」を「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)</p> <p>第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例)</p> <p>第十九条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の二</p>
<p>れぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。</p> <p>(介護保険法の一部改正)</p> <p>第十九条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第五項中「又は第二十五条」を「第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。</p> <p>(附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例)</p> <p>第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の二</p>

官 報 (号 外)

適用を受ける」に、「及び第三十条の三第一項」を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十
六から第三十条の四十八まで」に改める。
(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正)

第二十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(外国人住民についての適用の特例)

第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律

(平成二十一年法律第 号)附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条

第一項の規定の適用については、同項中「記

録されている者」とあるのは、「記録されてい

る者(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)第三十条の四十五に規定する外国人

住民を除く。)」とする。

(検討)

第二十二条 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第一項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

喜納 昌吉君

北澤 俊美君

牧山ひろえ君

増子 輝彦君

日程第一 投資の自由化、促進及び保護に関する
日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(第百七十回国会内
閣提出、第百七十一回国会衆議院送付)

日程第二 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルー共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 社会保障に関する日本国とスペインと
の間の協定の締結について承認を求めるの件(衆
議院送付)

日程第四 社会保障に関する日本国とイタリア共
和国との間の協定の締結について承認を求めるの
件(衆議院送付)

日程第五 社会保障に関する日本国と秋田県
の間の協定の締結について承認を求めるの件(衆
議院送付)

日程第六 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国と高麗民主人民共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第七 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第八 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とモルディブ共和国との間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第九 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とモロッコ王国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーコーラン共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十一 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十二 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十三 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十四 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十五 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十六 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十七 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十八 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第十九 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二十 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二十一 投資の促進、保護及び自由化に関する
日本国とペルーリマ共和国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件(衆議院送付)

官報(号外)

平成二十一年七月八日 參議院会議録第三十六号

投票者氏名

中川 義雄君	中村 博彦君	西島 英利君	野村 哲郎君	古川 長谷川大紋君	林 芳正君	松村 龍二君	丸川 珠代君	水落 敏栄君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山田 俊男君	溝手 康弘君	丸山 和也君	松山 政司君	藤井 孝男君	牧野たかお君	橋本 聖子君	南野知恵子君	西田 昌司君	二之湯 智君	中曾根弘文君
山下 芳生君	井上 哲士君	紙 智子君	大門実紀史君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	浜四津敏子君	西田 実仁君	白浜 一良君	木庭健太郎君	風間 裕君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	荒木 清寛君	浮島とも子君	吉田 順三君	山田 俊夫君	溝手 康弘君	山東 昭子君	松下 新平君
近藤 仁比	小池 忠義君	正道君	聰平君	市田 博司君	鶴淵 山本君	浜田 和夫君	谷合 弘友	澤川 雄二君	谷合 正明君	浜田 昌良君	草川 昭三君	加藤 修一君	魚住裕一郎君	脇 雅史君	吉家 弘介君	脇 雅史君	吉田 博美君	吉田 正昭君	矢野 哲朗君	吉田 えり子君	松山 政司君
奥石 小林	東君 正夫君	今野 行田	東君 東君	峰崎 郡司	室井 邦子君	水戸 将史君	峰崎 直樹君	水戸 水戸	行田 水戸	東君 邦彦君	北澤 木俣	川上 鹿井	前川 前川	藤原 藤原	藤原 光信君	藤末 健三君	平田 幸司君	長谷川憲正君	西岡 武夫君	谷 博之君	佐藤 敦子君
森 ゆうこ君	篠瀬 進君	柳田 稔君	吉川 沙織君	森田 光美君	山根 隆治君	吉澤 駒雄君	佐藤 泰介君	自見庄 三郎君	島田智哉子君	了君	主濱	勝人君	浅野 準一君	市川 一朗君	岩永 浩美君	岡田 広君	市川 一朗君	井上 潤上	貞雄君	福島みずほ君	
解決に関する特別措置法案(衆議院提出) 賛成者氏名																					
日程第六 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の ○名																					
足立 信也君																					
青木 愛君																					
梅村 聰君																					
岩本 司君																					
浅尾慶一郎君																					
家西 悟君																					
一川 保夫君																					
植松恵美子君																					
外山 斎君																					
轟木 利治君																					
岩城 光英君																					
磯崎 陽輔君																					
有村 治子君																					
石井 みどり君																					
秋元 司君																					
愛知 治郎君																					
米長 晴信君																					
横峯 良郎君																					
柳田 稔君																					
吉川 沙織君																					
佐藤 公治君																					
峰崎 直樹君																					
室井 邦彦君																					
森 ゆうこ君																					
森田 光美君																					
西田 昌司君																					
二之湯 智君																					
南野知恵子君																					
長谷川大紋君																					

官 報 (号 外)

平成二十一年七月八日 参議院会議録第三十六号

參議院會議錄第三十六號 投票者氏名

投票者氏名

日程第八 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

名

一一

峰崎	直樹君	室井	邦彦君
森	ゆうこ君	森田	高君
横峯	築瀬進君	柳澤	光美君
柳田	良郎君	吉川	沙織君
米長	稔君	山根	隆治君
愛知	晴信君	蓮	舫君
秋元	治郎君	青木	幹雄君
有村	司君	浅野	勝人君
石井	治子君	石井	準一君
みどり	君	泉	信也君
岩城	陽輔君	市川	一朗君
磯崎	光英君	岩永	浩美君
岩城	直樹君	岡田	広君
衛藤	晟一君	尾辻	秀久君
岡田	健司君	岡田	常則君
加納	時男君	河合	忍君
荻原	順子君	岸	宏一君
木村	仁君	小泉	昭男君
川口	信夫君	北川イッセイ君	佐藤信秋君
岸	正勝君	佐藤	一保君
佐藤	正久君	谷川	世耕弘成君
島尻	安伊子君	中村	博彦君
佐藤	正久君	中川	義雄君
鈴木	政二君	南野	知恵子君
伊達	忠一君	西島	英利君
塚田	忠一郎君	中曾根	弘文君
二之湯	智君	野村	哲郎君

官 報 (号 外)

反対者氏名	案内閣提出、衆議院交付) 日程第九 住民基本台帳法の一部を改正する法律										賛成者氏名	投票者氏名											
	橋本 聖子君	藤井 孝男君	水落 敏栄君	山田 俊男君	森 まさこ君	又市 征治君	糸数 慶子君	山下 芳生君	福島みずほ君	渕上 貞雄君		川田 龍平君	高嶋 正道君	武内 則男君	谷岡 郁子君	津田弥太郎君	鈴木 陽悦君	高橋 良充君	近藤 正道君	谷 博之君	千葉 景子君		
林 芳正君	古川 俊治君	松山 政司君	丸山 和也君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	吉田 博美君	義家 弘介君	山谷えり子君	吉田 博美君	山崎 正昭君	山崎 正昭君	山内 俊夫君	山田 俊男君	森 まさこ君	橋本 聖子君	藤井 孝男君	水落 敏栄君	山下 芳生君	福島みずほ君	渕上 貞雄君	川田 龍平君		
大門実紀史君	井上 哲士君	紙 智子君	仁比 小池 忠義君	大江 康弘君	渡辺 秀央君	山本 鮎淵	草川 脇	谷合 谷合	浜田 昌良君	草川 雄二君	加藤 修一君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	山本 順三君	山本 順三君	山内 俊夫君	山田 俊男君	森 まさこ君	又市 征治君	糸数 慶子君		
一四名	田中 直紀君	市田 昭子君	西田 白浜	浜田 滝	浜田 渡辺	浜田 弘友	浜田 和夫君	浜田 正明君	浜田 昭三君	浜田 風間	浜田 一良君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	若林 正俊君	若林 正俊君	若林 正俊君	山田 俊男君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山田 俊男君		
主濱 了君	小林 輿石	佐藤 泰介君	山東 昭子君	西田 新平君	山本 荒井	山本 渡辺	山本 和夫君	山本 榮一君	山本 洋子君	山本 川崎	山本 加藤	山口那津男君	山口那津男君	山口那津男君	金子 恵美君	金子 恵美君	金子 恵美君	山田 俊男君	森 まさこ君	山内 俊夫君	山田 俊男君		
榛葉賀津也君	芝 櫻井	佐藤 充君	下田 敦子君	柳澤 光美君	吉川 沙織君	吉川 隆治君	吉川 高君	吉川 高君	吉川 高君	吉川 嘉納	吉川 川合												
横峯 晴信君	柳田 積	佐藤 進君	柳田 積	柳澤 光美君	吉川 沙織君	吉川 隆治君	吉川 高君	吉川 高君	吉川 高君	吉川 嘉納													
蓮 航君	青木 幹雄君	石井 勝人君	泉 準一君	青木 幹雄君	岩城 光英君	磯崎 陽輔君	岩城 光英君	岩城 光英君	岩城 光英君	岡田 直樹君													
秋元 司君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	治郎君	
溝手 顕正君	丸山 和也君	牧野たかお君	牧野たかお君	西田 嘉	西田 昌司君	西田 嘉	西田 嘉																
頤正君	和也君	孝男君	孝男君	智君	聖子君	聖子君	聖子君																

<p>森 まさこ君 山内 俊夫君 山田 俊男君 山本 順三君 吉村 剛太郎君 若林 正俊君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 親君 本庭健太郎君 白浜 一良君 西田 実仁君 浜四津敏子君 渡辺 孝男君 山本 香苗君 山口那津男君 山東 昭子君 市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 山下 芳生君 福島みづほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 川田 龍平君</p> <p>矢野 哲朗君 山崎 正昭君 山谷えり子君 吉田 博美君 義家 弘介君 脇 雅史君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 谷合 正明君 浜田 昌良君 弘友 和夫君 山下 栄一君 山本 博司君 渡辺 康弘君 松下 新平君 田中 直紀君 洋子君 鰐淵 大江 渡辺 康弘君 秀央君 山東 昭子君 市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 山下 芳生君 福島みづほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 川田 龍平君</p> <p>反対者氏名</p> <p>一四名</p>	<p>井上 哲士君 紙 智子君 近藤 仁比 渕上 聰平君 正道君 山内 貞雄君 徳信君</p>	<p>森 まさこ君 山内 俊夫君 山田 俊男君 山本 順三君 吉村 剛太郎君 若林 正俊君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 親君 本庭健太郎君 白浜 一良君 西田 実仁君 浜四津敏子君 渡辺 孝男君 山本 香苗君 山口那津男君 山東 昭子君 市田 忠義君 小池 晃君 大門実紀史君 山下 芳生君 福島みづほ君 又市 征治君 糸数 慶子君 川田 龍平君</p>
<p>一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問主意書</p> <p>右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。</p> <p>平成二十一年六月二十五日</p> <p>参議院議長 江田 五月殿</p> <p>長浜 博行</p>	<p>一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問主意書</p> <p>一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問主意書</p> <p>建設効果が費用に見合わないとして、すなわちBバイCが一下となるため、国土交通省が本年三月末に建設をいったん凍結した十八の直轄国道事業（以下「直轄国道十八事業」という。）について、各地方整備局等に設置されている「事業評価監視委員会」での審議を踏まえて、大半の事業を再開させる動きが見られる。冬柴鐵三元国土交通大臣は、BバイCが一を切ればいかなる場合でも事業を取りやめなければならない旨を国会において繰り返し答弁していた。今回の事業再開に関して、以下質問する。</p> <p>一 國土交通省は費用対効果が小さいとして一時凍結していた直轄国道十八事業について、事業評価監視委員会において再開を求め、これを受けて該国道の建設再開に向けた手続が矢継ぎ早に進んでいる。これは突然の政策変更と言わざるを得ず、国民に十分な説明が行われているとは認識できない。かかる政策変更について、内閣全体及び国土交通省等において、いかなる法的根拠、手続に基づいて、誰がいつ決断した</p>	<p>ことによって実施されたこととなつたのか、政府の見解を示されたい。</p> <p>二 國土交通省が本年三月末に、BバイCが一下となつたため、建設をいったん凍結した直轄国道十八事業について、凍結を解除する方向のようであるが、BバイCが一を切ればいかなる場合でも事業を取りやめなければならないなどとした冬柴鐵三元国土交通大臣の答弁との整合性はどうていると言えるのか見解を示されたい。</p> <p>三 國土交通省は、直轄国道十八事業について、道路構造の見直し等によるコストの縮減を行うとともに、地域にもたらされる様々な効果について総合的に評価し、建設再開の可否を判断するとしているが、その際のBバイCと総合的評価との関係はどのようになつてゐるのか。また、総合的評価の客観性はどうのよう担保されるのか。BバイCを再計算するに当たり、総合的評価の結果を数値化して便益の中に含めて計算されると理解してよいのか。それぞれ答弁されたい。</p> <p>四 直轄国道十八事業について、以下の点を明らかにされたい。</p> <p>1 コスト縮減等の見直しを踏まえて再計算された各事業別のBバイCの値</p> <p>2 十八事業の全体事業費約五千八百億円のうち、残事業費は約三千億円とされているが、十八事業全体及び各事業別のコスト縮減額</p> <p>3 各事業別具体的なコスト縮減方法</p> <p>4 地域の実情等の総合的評価の方法及び各事</p>
<p>業別の具体的な評価内容</p> <p>5 十八事業のうち、建設再開が見送られた事業があれば、その事業名とその理由</p> <p>五 直轄国道十八事業について、第三者の学識経験者等から構成される事業評価監視委員会で、ほとんどが再開を求める結論を出す方向で議論されていると見受けられるが、そもそも同委員会の人選は中立・公正に行われているのか、当該事業に関する審議は十分に時間をとつて公平に行われているのか、国土交通省が特定の結論を誘導するような関与をしていないのか、すべての議事録は公開される予定なのか。以上の点を行われているのか、国土交通省が特定の結論を誘導するような関与をしていないのか、すべての議事録は公開される予定なのか。以上の点を行らかにされたい。</p> <p>六 第百七十一回国会において成立した政府提出の「道路整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」は、修正により附則に、「政府は、眞に必要な道路の整備の推進を図る觀点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との条文が追加された。かかる修正によって、政府はより透明性、効率性などを斟酌して道路整備事業に取り組むべき責務を負つたと受け止めているが、一連の動きは修正の趣旨に反するとともに、立法府の意思をないがしろにするものではないのか。政府の見解を示されたい。</p> <p>右質問する。</p>		

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員長浜博行君提出一時凍結していた直轄国道十八事業の事業再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員長浜博行君提出一時凍結してい

た直轄国道十八事業の事業再開に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「直轄国道十八事業」(以下「十八事業」という)については、平成二十一年二月四日及び同月二十五日の衆議院予算委員会における国土交通大臣の答弁のとおり、平成二十一年度予算に計上された事業の執行を一時的に見合わせるとともに、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(平成二十一年六月一日付け国官第433号及び国官技第326号国土交通事務次官通達)(以下「再評価実施要領」という)に基づき再評価を実施し、各事業の継続又は中止に関する方針(以下「対応方針」という)を決定することとしたものであり、現在、再評価の手続を進めているところであつて、「政策変更」との御指摘は当たらないものと考えている。

二について

十八事業の再評価においては、委員会で対応

官報(号外)

便益及び交通事故減少便益の合計(以下「三便益」という)並びに地域の実情等を踏まえた三便益以外の多様な便益を考慮した上で、便益が

費用を上回るかどうかを総合的に判断して、対応方針を決定することとしており、御指摘の

「冬柴鐵三丸国土交通大臣の答弁」の趣旨に沿うものであると考えている。

三について

十八事業の再評価においては、道路整備の多様な便益のうち、現時点における知見により十分な精度での計測及び金銭による表現が可能な

三便益を用いて費用便益比を算出するととも

に、三便益以外の多様な便益をできる限り具体的に把握して示すことにより、道路整備の便益を総合的に評価することとしており、御指摘のように「総合的評価の結果を数値化して便益の中に含めて計算」することはしていない。また、委員会において対応方針について審議いたしました、地方公共団体の長の意見を聴取することにより、客観性を担保している。

四について

十八事業の再評価においては、委員会で対応

だくとともに、地方公共団体の長の意見を聴取することにより、客観性を担保している。

五について

十八事業の再評価においては、委員会で対応

だくとともに、地方公共団体の長の意見を聴取

することにより、客観性を担保している。

六について

お尋ねの「立法府の意思をないがしろにするものの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、十八事業の再評価に当たっては、地方公共団体の長の意見の聴取等を行うとともに、できる限り具体的に把握した地域の実情等を踏まえた三便益以外の便益等を示した上で、委員会において対応方針について審議いただいており、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備のための取組を行っているものと考えている。

七について

十八事業の再評価においては、委員会で対応

だくとともに、地方公共団体の長の意見を聴取

することにより、客観性を担保している。

があれば、その事業名とその理由」について

は、現時点では確定しておらず、お答えできない。

五について

委員会の委員の人選については、再評価実施要領に基づき、国土交通省の地方整備局長等において適切に行っているところである。また、審議は委員会が定める方法に基づき適切に行われていると認識している。委員会の議事録等について、地方整備局等のホームページで公表することとしている。

六について

お尋ねの「立法府の意思をないがしろにするものの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、十八事業の再評価に当たっては、地方公共団体の長の意見の聴取等を行うとともに、できる限り具体的に把握した地域の実情等を踏まえた三便益以外の便益等を示した上で、委員会において対応方針について審議いただいており、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備のための取組を行っているものと考えている。

一 平成二十一年度介護報酬改定は、介護報酬三パーセントのプラス改定であるが、三パーセントの増額で、現場の労働関係の改善や経営状態の安定がどれほど図れると考えるのか。

二 介護サービス情報公表制度は、利用者が閲覧しても意味が分からず、「利用者のためのものではない」「意味がない」など多くの声がある。しかし、その手数料・調査料は高額で、例えば岡山県では手数料一〇〇〇〇円、調査料三〇〇〇円の計四〇〇〇〇円となつていて。この制度の廃止、もしくは無料化を検討すべきであると考えるが、政府の見解を問う。

三 透析患者が、介護老人保健施設へ入所する

と、管理料二三〇五〇円、検査料約一〇〇〇〇円、内服薬約三〇〇〇〇円の計六三〇五〇円程度が施設の持ち出しとなり、施設としては入所を拒まざるを得ない状況にある。透析患者も十分利用できる施設体系を構築すべきであると考えるが、政府の見解を問う。

四 地方自治体が実施しているケアマネージャーの研修について、介護老人保健施設が参加させたいと思っても人材不足から参加させることができない状況がある。ビデオ学習等の通信学習

介護老人保健施設に関する質問主意書

介護保険は、社会的支援の必要な人々が、人としての尊厳を保持し、その能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、保健医療サービスと福祉サービスを行うことを目的としている。

しかし、その役割を担う介護老人保健施設は、運営が危ぶまれるような非常に厳しい状況が続いている。そこで以下質問する。

一 平成二十一年度介護報酬改定は、介護報酬三パーセントのプラス改定であるが、三パーセントの増額で、現場の労働関係の改善や経営状態の安定がどれほど図れると考えるのか。

二 介護サービス情報公表制度は、利用者が閲覧しても意味が分からず、「利用者のためのものではない」「意味がない」など多くの声がある。しかし、その手数料・調査料は高額で、例えば岡山県では手数料一〇〇〇〇円、調査料三〇〇〇円の計四〇〇〇〇円となつていて。この制度の廃止、もしくは無料化を検討すべきであると考えるが、政府の見解を問う。

三 透析患者が、介護老人保健施設へ入所する

と、管理料二三〇五〇円、検査料約一〇〇〇〇円、内服薬約三〇〇〇〇円の計六三〇五〇円程度が施設の持ち出しとなり、施設としては入所を拒まざるを得ない状況にある。透析患者も十分利用できる施設体系を構築すべきであると考えるが、政府の見解を問う。

四 地方自治体が実施しているケアマネージャーの研修について、介護老人保健施設が参加させたいと思っても人材不足から参加させることができない状況がある。ビデオ学習等の通信学習

介護老人保健施設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十五日 姫井由美子

参議院議長 江田 五月殿

十八事業の再評価については、国土交通省の地方整備局長等が設置した事業評価監視委員会(以下「委員会」という)において対応方針について審議いただくとともに、事業全体及び残事業に関して、走行時間短縮便益 走行経費減少

の具体的なコスト縮減方法、「各事業別的な評価内容」及び「建設再開が見送られた事業

官報 (号外)

にする必要があると考えるが、政府の見解を問う。

五 平成二一年度介護報酬改定はプラス改定であるといいながら、月平均利用延人員七五一九〇〇人の通所リハビリテーションの事業所の療養費はなぜマイナスになつたのか、その根拠を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員姫井由美子君提出介護老人保健施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井由美子君提出介護老人保健施設に関する質問に対する答弁書

について

個々の事業所によって、その経営状態や労働関係は様々であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

なお、平成二一年度の介護報酬改定の介護従事者の処遇に対する影響を把握するため、本年秋頃をめどに、介護報酬改定前後の介護従事者の賃金の状況等についての調査及び検証を行うこととしている。

二について

厚生労働省としては、介護サービス情報の公示制度は、利用者等に介護サービスの選択に資する情報を提供するための重要な制度であると認識しており、当該制度の活用促進を図る観点

から、都道府県等に対し、当該情報の利用方法について、利用者等に対する説明を依頼するとともに、事業者の負担軽減の観点から、累次にわたり、手数料の見直しを要請してきているところであり、当該制度を廃止することは考えていない。

三について

介護老人保健施設に係る介護報酬については、施設の経営実態を踏まえた上で、医師の配置に要する費用や、入所者に対して行われる一般的な医療に要する費用も含め、施設における介護サービスに要する平均的な費用の額を勘案して設定しており、このような医療については診療報酬の請求はできないが、介護老人保健施設において一般的には行われないと考えられる医療については、診療報酬の請求が可能である。したがって、透析を受けている入所者に対して、必要な医療は提供される仕組みとなつてゐると考える。

四について

自治体病院の経営に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十九日 辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

五 入院基本料の改定について、どのような根拠に基づき、いかなる算定方式により決定しているのか。具体的に示されたい。

六 いわゆる不採算医療を担い、地域医療を支えている自治体病院の経営が厳しい現状について、政府の認識及び取組を示されたい。

七 自治体病院を始めとして病院経営が厳しい現状を踏まえ、平成二十二年度に予定されている次期診療報酬改定において、どのような改定がふさわしいと考えているのか。政府の見解を示されたい。

二 診療報酬改定に向けた基礎的数値に関する質問主意書

例えれば診療報酬を一%改定した場合、どれだけの財源が必要になるのか。その根拠も含めて示されたい。

三 DPC(診断群分類別包括評価)導入に係る医療機関別係数の算定式について、具体的に示さたい。

四 診療報酬改定時には、診療報酬本体については、医科、歯科、調剤の各科の改定率が、薬価改定等については、薬価ベース、医療費ベースでの改定率が示されるが、どのような算定がなされているのか。その根拠について具体的に示されたい。

五 入院基本料の改定について、どのような根拠に基づき、いかなる算定方式により決定しているのか。具体的に示されたい。

六 いわゆる不採算医療を担い、地域医療を支えている自治体病院の経営が厳しい現状について、政府の認識及び取組を示されたい。

七 自治体病院を始めとして病院経営が厳しい現状を踏まえ、平成二十二年度に予定されている次期診療報酬改定において、どのような改定がふさわしいと考えているのか。政府の見解を示されたい。

五について

厚生労働省としては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)等の法令に基づく介護支援専門員に係る研修については、本年四月に、講義の全部又は一部を通信教育とすることができることとしたところである。

平成二十年の介護事業経営実態調査結果によると、通所リハビリテーション事業所の経営状況を平均利用延べ人數別に比較すると、前年度の一月当たりの平均利用延べ人數が七百五十一人以上九百人以下の通所リハビリテーション事

業所の収支差率が十一・一パーセントであるのに対し、九百一人以上の通所リハビリテーション事業所の収支差率は九・四パーセントとなつたが、本来、平均利用延べ人数が増加するほど、固定費の収入に対する割合が減少し、収支差率が上昇するものと考えられることから、このような逆転現象を解消するため、通所リハビリテーションに係る介護報酬を見直したものである。

六について

自治体病院の経営に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十九日 辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

七 自治体病院を始めとして病院経営が厳しい現状を踏まえ、平成二十二年度に予定されている次期診療報酬改定において、どのような改定がふさわしいと考えているのか。政府の見解を示されたい。

七について

自治体病院の経営に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十九日 辻 泰弘

参議院議長 江田 五月殿

八 入院基本料の改定について、どのような根拠に基づき、いかなる算定方式により決定しているのか。具体的に示されたい。

九 いわゆる不採算医療を担い、地域医療を支えている自治体病院の経営が厳しい現状について、政府の認識及び取組を示されたい。

十 入院基本料の改定について、どのような根拠に基づき、いかなる算定方式により決定しているのか。具体的に示されたい。

十一 いわゆる不採算医療を担い、地域医療を支えている自治体病院の経営が厳しい現状について、政府の認識及び取組を示されたい。

平成二十一年七月六日 内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員辻泰弘君提出自治体病院の経営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻泰弘君提出自治体病院の經營
に関する質問に対する答弁書

について

お尋ねについては把握していない。

二について

お尋ねについては、例えば、平成二十年四月の診療報酬改定の場合には、平成二十年三月から平成二十一年二月までの間の国民医療費の推計値である約三十五兆円に、一パーセントを乗ずることにより、機械的に計算すれば、年間約

三千五百億円の財源が必要であったこととなる。

三について

診断群分類に基づき診療報酬を算定する保険医療機関の医療機関別係数は、診療報酬改定前の一定期間に当該保険医療機関に支払われた診療報酬(改定後において診断群分類に基づき算定すべき医療行為(以下「包括評価医療行為」という。)によるものに限る。)に、診療報酬改定率に一を加えた数値を乗じて得た額を、改定後の診療報酬(当該一定期間に当該保険医療機関において行われた包括評価医療行為について、改定後の診断群分類に基づき算定した場合の診療報酬の推計額をいう。)により除して得た数値である。

四について

お尋ねの医科診療報酬、歯科診療報酬及び調剤報酬の改定率は、医科、歯科及び調剤のそれぞれの診療報酬から薬価改定の影響を受ける薬剤費を控除した上で、当該控除後のそれぞれの

診療報酬の比率等を勘案して、診療報酬改定による診療報酬全体の増減額を、医科、歯科及び

調剤ごとに振り分け、その額を改定率に換算したものである。

薬価改定における医療費ベースでの改定率とは、診療報酬総額の増減率のことであり、また、薬価ベースでの改定率とは、薬価の引上げ又は引下げによる当該診療報酬総額中の薬剤費の増減率のことである。

厚生労働省としては、「経済財政改革の基本方針二〇〇九」(平成二十一年六月二十三日閣議決定)において、「選択と集中」の考え方に基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する」ととされていること等を踏まえつつ、医療を取り巻く諸課題に対応するため、次期診療報酬改定を行うこととしている。

会保険医療協議会の答申を踏まえ、予算編成の際に決定した診療報酬改定率の範囲内において、入院基本料を始めとする診療報酬点数の改定を行っているものである。

六について

自治体病院については、救急医療、高度医療、へき地医療等、採算性確保の上で難しい医療を担っていることに加え、近年においては診療報酬の改定、患者数の減少等に起因して収入が減少していることやこれに対応した経営改善努力が取組の途上にあること等の要因により、その多くが厳しい経営状況にあると認識している。

度第一次補正予算による地域医療再生基金の創設等の措置を講じているほか、今後、自治体病院に係る地方財政措置の大幅な拡充を図ることとしている。

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

七について

厚生労働省としては、「経済財政改革の基本方針二〇〇九」(平成二十一年六月二十三日閣議決定)において、「選択と集中」の考え方に基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する」ととされていること等を踏まえつつ、医療を取り巻く諸課題に対応するため、次期診療報酬改定を行うこととしている。

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

八について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

九について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十一について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十二について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十三について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十四について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十五について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十六について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

十七について

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書を送付する。

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出特命担当大臣と外局の長官との併任の可否に関する質問に対する答弁書

(号外) 報

政府は、法科大学院修了者の七、八割が司法試験に合格すると想定していたようであるが、文部科学省が法科大学院の設置基準で二年コースの設置を認める、教員の三分の一については法学部との二重登録を認める、フルタイムの教官でなくとも専任として認めるなどの基準緩和措置を行つたことにより、想定以上に法科大学院が設置されたといわれている。このため法科大学院を修了しても司法試験に合格できない者のほうが圧倒的に多くなっている。また、法科大学院によつては司法試験合格者がいないところもあるような状況になつてゐる。このような状況を踏まえ、以下質問する。

一 今まで法科大学院に対し使つた私学助成金などの税金の総額はいくらか。そのうち司法試験合格者を出せなかつた法科大学院にいくらの助成を行つたか。総額を示されたい。また、法科大学院への私学助成金の分配を見直すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 法曹制度、法科大学院の見直しに当たつては、社会ニーズをきちんと把握すべきではないか。中央教育審議会では学術界や法曹界の人々が多数を占めており、法科大学院の顧客である学生の意見を吸い上げる体制になく、実際に今まで法科大学院で学び、または学んだ学生の意見を吸い上げて公式な資料として整理したこともないのではないか。特に法科大学院を修了し、司法試験をあきらめた学生の意見を聴取すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 法科大学院側では、平成十八年末にはすでに

入学者定員と新司法試験合格者のギャップが明らかとなつたにもかかわらず、自主的に定員削減を行つた努力をしなかつた。昨年秋から文部科学省と法務省の行政指導が行われ、次第に定員削減を決定する法科大学院が増えてゐるが、定員削減の総数は合格率七割、八割を近未来に実現するには程遠いレベルにとどまつてゐるし、予定なし・検討中と答へてゐるものもある。定員削減を確実に実現し、将来にわたつて定員を適正水準に維持する方策を考えるべきではないか。

四 法科大学院の認証評価機関は三つあるが、現状を踏まえて認証評価基準自体の見直しを行うことを要求すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 平成二十三年度から予備試験が予定されている。しかし、百単位近い総合的な学習をしなければならない法科大学院生に比べ九科目に合格すれば受験資格が得られる予備試験とでは著しく不均衡が生じると考えるが、政府の見解を示されたい。

二について 法科大学院の見直しに当たつては、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、平成二十一年四月十七日に「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)(以下「報告」という。)」が取りまとめられたところであり、その審議の過程で、法科大学院修了者を含めた幅広い関係者から意見聴取が行われた。文部科学省としては、今後とも、法務省、法科大学院協会等と連携しつつ、法科大学院に対する社会のニーズの把握に努めてまいりたい。

三について 文部科学省としては、報告において、法科大学院の入学定員の適正化に向けた見直しを行つ

参議院議員藤末健三君提出法科大学院の評価及び見直しに関する質問に対する答弁書

文部科学省において、平成十六年度から平成二十年度までの間に支援対象を法科大学院に特定して交付した補助金は、私立大学等経常費補助金が総額二百六億二千八百四十三万円、専門職大学院等における高度専門職業人養成教育の推進に対する補助金が総額四十五億千七百六十万円である。これらのうち、平成二十一年三月までに司法試験合格者を出していない法科大学院に交付した補助金の総額は、私立大学等経常費補助金の二億三百七十四万円である。

また、法科大学院への補助金の配分の在り方については、法曹養成制度全体の状況を見定めながら対応してまいりたい。

四について 法科大学院の認証評価の在り方については、報告において、「質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる」と提言がなされ、文部科学省としては、これを踏まえて、三つの認証評価機関に対し、大学評価基準の見直しを促している。

五について 司法試験予備試験の科目等は、法科大学院修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定するという同試験の目的に照らして適切であり、御指摘は当たらないものと考えている。

わが国におけるスーパーコンピュータ開発利用の総合的な施策の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

参議院議長 江田 五月殿

藤末 健三

わが国におけるスーパーコンピュータ開発利用の総合的な施策の必要性に関する質問

主意書

(号外)

スーパーコンピュータは、膨大な計算処理を行えるコンピュータであり、気象予測や天文学シミュレーションといった科学面だけでなく、自動車や航空機など工業製品の構造を分析する有限要素分析や境界要素分析、そして金融工学など大規模数値解析を必要とするシミュレーションに利用されるものである。このようにスーパーコンピュータは産業競争力の基盤となるものと言える。しかしながら、このような多様化する学術界や産業界のシミュレーションのニーズに対応した政策を行っているかを具体的に理解することができない。これを踏まえて以下質問する。

一 世界のスーパーコンピュータの計算速度の性能を集計した「TOP500プロジェクト」の最新ランキングによると、スーパーコンピュータ計算速度上位五百台の国別の保有台数では、日本が十五台で六位となつておらず、二十一台を持つ中国に抜かれている。本プロジェクトについては評価手法などに批判はあるものの、ある程度の指標にはなると考えられる。現在、産業面でのスーパーコンピュータ利用分野は広がつてゐるが、技術立国である高速計算能力・シミュレーション能力確保への計画的な投資を進めてこなかつたことが、このような結果を生んでゐるのではないか。また、よりニーズを把握したプロジェクトの立ち上げや公共財としての高速計算環境の利用環境の整備など最新技術の研究開発のみならず、その実用化及び利用ま

でを視野に入れた総合的な政策計画が必要だと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 最先端のスーパーコンピュータ技術を見てみると、例えば前述の「TOP500プロジェクト」によると、計算速度の一位は米ロスマラモス国立研究所の米IBM製計算機であり、ペタ

FLOPS(フロップス)という計算能力を実現している。また、一位から九位までを米国製が占め、十位は中国製となつており、日本製の最速スーパーコンピュータは海洋研究開発機構が二〇〇九年に稼働させた地球シミュレーターで二十二位となっている。

右質問する。

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員 藤末健三君提出わが国におけるスーパーコンピュータ開発利用の総合的な施策の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

このような状況の中で、文部科学省が推進している世界最高性能の達成を目指す「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」プロジェクト、いわゆる「次世代スーパーコンピュータ・プロジェクト」に参加する一部メー

カーが「製造段階には参加できない」と申し入れている。新聞などによると世界的な経済状況の悪化が原因となるが、経済状況の悪化は特定の企業だけの問題ではなく、世界のスーパーコンピュータメーカーすべてに影響があることから、それが理由とは理解できない。そもそも

厚生労働省でブール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十九日

藤末 健三

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

厚生労働省でブール金四百万円が見つかつたとの報道に関する質問主意書

郵便不正事件で逮捕された厚生労働省前局長の職場でブール金四百万円が見つかつたとの平成二

としているが、他の参加メーカーが世界最高速のCPUの開発を終えている段階で、政府としての機能の構築に向けた方策の検討も進めている。

二について 「次世代スーパーコンピュータ・プロジェクト」については、これまで、科学技術・学術審議会及び総合科学技術会議において、適時利用ニーズを踏まえた評価を受けつつ、一について述べたとおり、利用までを視野に入れた取組を推進しており、計画自体に問題があつたとは認識していない。

また、同プロジェクトについては、二千二年の中間評価が行われているところである。そこで、現在、科学技術・学術審議会において、技術的観点等から中間評価が行われているところである。

年の中間評価が行われているところである。

年の中間評価が行われているところである。

厚生労働省でブール金四百万円が見つかつたとの報道に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年六月二十九日

参議院議長 江田 五月殿

参議院議長 江田 五月殿

厚生労働省でブール金四百万円が見つかつたとの報道に関する質問主意書

郵便不正事件で逮捕された厚生労働省前局長の職場でブール金四百万円が見つかつたとの平成二

官 報 (号 外)

十一年六月十九日付けの新聞報道について以下質問する。

一 プール金があり、見つかったという報道は事実かどうか明確に示されたい。

二 新聞報道には研究会のメンバーが業務時間外に作業を行つたとあるが、職場のパソコンなどの設備を使ったのではないか。職場のパソコンなどを利用したかどうかについて、きちんとパソコン内にある記録を調べたかどうか明確に示されたい。

三 新聞報道には民間の出版物があるが、その出版物の名前を明示されたい。また、その出版物の購入者に政府の各機関、地方自治体、政府系機関などが含まれていないかを明確に示されたい。地方自治体については、承知している範囲で回答されたい。

四 各自の収入は職員がそれぞれ確定申告で税務処理をしたと報道されているが、これは事実か。厚生労働省が事実関係の調査を行つていないう場合は、脱税等の逸脱行為がないかを徹底的に調査すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 課長補佐以上の役職になるものが閑与しているかどうか明確に示されたい。

六 作業が勤務時間外であつても、政府職員が報酬を得て民間の出版物への執筆・校閲を行つことや、その際に職場のパソコンを使用することは問題ないのか、政府の見解を示すとともに、法令などの基準・要件を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に対する質問に対する答弁書

一について
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課執務室の机の中から四百万円程度の現金が発見されたことは事実である。

二から五までについて

厚生労働省としては、職員の有志が任意に研究会をつくり、出版社からの依頼に応じて対価の支払を受けて書籍の校閲作業を行うことは、一般に、公務外で行われるものであり、御指摘の研究会についても、公務外で職員の有志が任意で、出版社の依頼に応じて対価の支払を受け書籍の校閲作業を行つたものであると承知しているところ、お尋ねの点について把握する立場にはないものと考へる。

六について

お尋ねについては、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)、国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一号)等の法令の規定を適切に遵守して行われるものであれば、特段問題となるものではないと考えている。

官 報 (号 外)

平成二十一年七月八日

参議院会議録第三十六号

第明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
二東京〒一〇五番地五十一八四番号区立行政法人國立印刷局
虎ノ門二四五丁目
電話
03(3587)4294
定価
本体二部 (本体四六〇円)